

平成29年第2回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
6.	6	火	本会議（招集日）	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程（所信表明） ・一部議案審議 ・陳情 		
	7	水	休 会			
	8	木	休 会（一般質問通告期限）			
	9	金	休 会			
	10	土	休 会			
	11	日	休 会			
	12	月	休 会			
	13	火	本会議（2日目）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（6人） 		
	14	水	本会議（3日目）	<ul style="list-style-type: none"> ・総括質疑 常任委員会		
	15	木	常任委員会			
	16	金	休 会			
	17	土	休 会			
	18	日	休 会			
	19	月	休 会			
	20	火	休 会			
	21	水	休 会			
	22	木	休 会			
	23	金	休 会			
	24	土	休 会			
	25	日	休 会			
	26	月	休 会			
	27	火	休 会			
	28	水	常任委員会、議会運営委員会、議会全員協議会			

月	日	曜	日	程	備	考
	29	木	休	会		
	30	金	本会議（最終日）	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員長報告 ・議案審議 ・陳情審査報告 ・発委（意見書提出） ・議員派遣の件 ・継続調査 ・継続審査 ・閉会 		

平成29年第2回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成29年 6月 6日

閉会 平成29年 6月30日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案41	さつま町課設置条例等の一部改正について	29.06.06	29.06.30	原案可決	総務厚生
42	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
43	平成29年度さつま町一般会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	2委員会
44	平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	総務厚生
45	平成29年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	総務厚生
46	平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	総務厚生
47	平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	文教経済
48	南求名分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について	〃	29.06.06	可決	—
49	さつま町農業委員会委員の任命について	〃	〃	同意	—
50	さつま町農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
51	さつま町農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
52	さつま町農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
53	さつま町農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
54	さつま町農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
55	さつま町農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
56	さつま町農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
57	さつま町農業委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
58	さつま町農業委員会委員の任命について	29.06.06	29.06.06	同意	—
選挙3	さつま町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	〃	〃	当選	—
報告3	平成28年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	〃	〃	報告済	—
4	平成28年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について	〃	〃	報告済	—
5	平成28年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	〃	29.06.30	報告済	—
6	平成29年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第1号)について	〃	〃	報告済	—
議案59	大鶴ゆうゆう館新築工事請負変更契約の締結について	29.06.30	〃	原案可決	—
陳情2	安定ヨウ素剤の希望者への事前配布計画を求める陳情	〃	〃	再付託	総務厚生
3	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について	〃	〃	一部採択	文教経済
発委1	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書(案)の提出について	〃	〃	原案可決	文教経済
	議員派遣の件	〃	〃	決定	—
	閉会中の継続調査について	〃	〃	決定	—
	閉会中の継続審査について	〃	〃	決定	—

平成29年第2回さつま町議会定例会会議録

目 次

○6月6日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第41号 さつま町課設置条例等の一部改正について	5
（提案理由説明）	
議案第42号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	5
（提案理由説明）	
議案第43号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第1号）	5
（提案理由説明）	
議案第44号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	5
（提案理由説明）	
議案第45号 平成29年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	5
（提案理由説明）	
議案第46号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	5
（提案理由説明）	
議案第47号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）	5
（提案理由説明）	
議案第48号 南求名分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について	1 3
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第49号 さつま町農業委員会委員の任命について	1 4
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第50号 さつま町農業委員会委員の任命について	1 4
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第51号 さつま町農業委員会委員の任命について	1 4
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第52号 さつま町農業委員会委員の任命について	1 4
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第53号 さつま町農業委員会委員の任命について	1 4

(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第54号 さつま町農業委員会委員の任命について	14
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第55号 さつま町農業委員会委員の任命について	14
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第56号 さつま町農業委員会委員の任命について	14
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第57号 さつま町農業委員会委員の任命について	14
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第58号 さつま町農業委員会委員の任命について	14
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
選挙第3号 さつま町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	18
(議長指名推薦)	
行財政改革対策調査特別委員会の設置及び委員の選任について	19
議会活性化調査特別委員会の設置及び委員の選任について	20
報告第3号 平成28年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	20
(提案理由説明・質疑・報告済)	
報告第4号 平成28年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について	20
(提案理由説明・質疑・報告済)	
報告第5号 平成28年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	21
(提案理由説明)	
報告第6号 平成29年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第1号)について	21
(提案理由説明)	
陳情について	22
散 会	22
○6月13日(第2日)	
一般質問表	23
会議を開催した年月日及び場所	26
出欠席議員氏名	26
出席事務局職員	26
出席説明員氏名	26
本日の会議に付した事件	27
開 議	28
一 般 質 問	28
岸良 光廣議員	28
行政改革について	
上圀 一行議員	37
子ども支援対策について	
高齢者支援対策について	

子どもたちが本町に残る対策について	
川口 憲男議員	4 1
農業政策への取り組みについて	
三浦 広幸議員	4 8
観光振興について	
移住・定住政策について	
岩元 涼一議員	5 5
学校給食について	
奨学資金制度について	
学校再編に対する考え方について	
米丸 文武議員	6 3
第二次学校再編計画（案）について	
散 会	7 0
○6月14日（第3日）	
会議を開催した年月日及び場所	7 1
出欠席議員氏名	7 1
出席事務局職員	7 1
出席説明員氏名	7 1
本日の会議に付した事件	7 2
議案付託表	7 3
開 議	7 4
議案第41号 さつま町課設置条例等の一部改正について	7 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第42号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	7 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第43号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第1号）	7 6
（総括質疑・委員会付託）	
議案第44号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	8 1
（総括質疑・委員会付託）	
議案第45号 平成29年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	8 1
（総括質疑・委員会付託）	
議案第46号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	8 1
（総括質疑・委員会付託）	
議案第47号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）	8 1
（総括質疑・委員会付託）	
散 会	8 1
○6月30日（第4日）	
会議を開催した年月日及び場所	8 3
出欠席議員氏名	8 3

出席事務局職員	8 3
出席説明員氏名	8 3
本日の会議に付した事件	8 4
開 議	8 5
議案第 4 1 号 さつま町課設置条例等の一部改正について	8 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 4 2 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	8 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 4 3 号 平成 2 9 年度さつま町一般会計補正予算 (第 1 号)	8 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 4 4 号 平成 2 9 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	8 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 4 5 号 平成 2 9 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) ...	8 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 4 6 号 平成 2 9 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) ...	8 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 4 7 号 平成 2 9 年度さつま町上水道事業会計補正予算 (第 1 号)	8 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 9 号 大鶴ゆうゆう館新築工事請負変更契約の締結について	9 2
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
陳情第 2 号 安定ヨウ素剤の希望者への事前配布計画を求める陳情	9 8
(委員長報告・質疑・動議・委員会再付託)	
陳情第 3 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元、複式学級解 消をはかるための、2 0 1 8 年度政府予算に係る意見書採択の要請に ついて	1 0 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
発委第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるため の、2 0 1 8 年度政府予算に係る意見書 (案) の提出について	1 0 1
(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第 5 号 平成 2 8 年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	1 0 2
(報告済)	
報告第 6 号 平成 2 9 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正 予算 (第 1 号) について	1 0 2
(報告済)	
議員派遣の件	1 0 3
(決定)	
閉会中の継続審査・調査について	1 0 4
(決定)	
閉 会	1 0 4

平成29年第2回さつま町議会定例会

第 1 日

平成29年6月6日

平成29年第2回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成29年6月6日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 圀 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	福 田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長	半 崎 幹 男 君
議事係 主査	神 園 大 士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	紺 屋 一 幸 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画財政課長	押 川 吉 伸 君	福 祉 課 長	鍛治屋 勇 二 君
介護保険課長	岩 元 義 治 君	健康増進課長	四 位 良 和 君
農 政 課 長	上 野 俊 市 君	耕地林業課長	杉水流 博 君
商工観光課長	羽 有 郁 夫 君	企業誘致対策室長	市 來 浩 二 君
建 設 課 長	小永田 浩 君	水 道 課 長	三 角 芳 文 君
農業委員会事務局長	岩 下 純 一 君	消 防 長	中 間 博 巳 君
教育総務課長	角 茂 樹 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 4 1 号 さつま町課設置条例等の一部改正について
- 第 6 議案第 4 2 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 4 3 号 平成 2 9 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第 4 4 号 平成 2 9 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 議案第 4 5 号 平成 2 9 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 0 議案第 4 6 号 平成 2 9 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 1 議案第 4 7 号 平成 2 9 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 2 議案第 4 8 号 南求名分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 第 1 3 議案第 4 9 号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第 1 4 議案第 5 0 号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第 1 5 議案第 5 1 号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第 1 6 議案第 5 2 号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第 1 7 議案第 5 3 号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第 1 8 議案第 5 4 号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第 1 9 議案第 5 5 号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第 2 0 議案第 5 6 号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第 2 1 議案第 5 7 号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第 2 2 議案第 5 8 号 さつま町農業委員会委員の任命について
- 第 2 3 選挙第 3 号 さつま町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 第 2 4 行財政改革対策調査特別委員会の設置及び委員の選任について
- 第 2 5 議会活性化調査特別委員会の設置及び委員の選任について
- 第 2 6 報告第 3 号 平成 2 8 年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 2 7 報告第 4 号 平成 2 8 年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 2 8 報告第 5 号 平成 2 8 年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第 2 9 報告第 6 号 平成 2 9 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 3 0 陳情について

△開 会 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから平成29年第2回さつま町議会定例会を開会します。
農業委員会会長から本定例会に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（平八重光輝議員）

これから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、上圀一行議員及び2番、上久保澄雄議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（平八重光輝議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月30日までの25日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月30日までの25日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。
一般的なことについては印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件について補足して説明します。
鹿児島県町村議会議長会の臨時総会が平成29年5月10日、鹿児島市において開催され、欠員が生じた会長、副会長及び監事の補充選挙が行われました。新役員は、会長に中種子町、副会長に肝付町、天城町、理事に長島町、与論町、監事に南大隅町、さつま町の各議長となりました。
また、鹿児島県後期高齢者医療広域連合の議会議員に、私が選任されました。
次に、監査委員から本定例会の開会日前までに報告のありました、定期監査等の結果報告書を印刷してお配りしてあります。御了承願います。
これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第4「行政報告」を行います。
町長の報告を許します。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。

町長報告につきましては、印刷してお配りをいたしているところでございますが、この中で、3月11日の南九州西回り自動車道出水阿久根道路開通式典並びに5月10日の全国和牛能力共進会鹿児島県実行委員会設立総会について補足して御報告を申し上げます。

まず、3月11日の南九州西回り自動車道出水阿久根道路の開通式典についてでございます。南九州自動車道につきましては、鹿児島市、薩摩川内市、阿久根市、出水市を経て熊本県八代市に至る総延長140キロメートルの高速道路であります。沿線各都市間の連絡速度の向上等により、九州南西部の地域経済の活性化に大きく貢献するとともに、災害時における信頼性のあるネットワークとしての機能を発揮する高速道路でございます。

このたび、出水阿久根道路のうち高尾野北インターチェンジから野田インターチェンジまでの2.8キロメートルが開通の運びとなったところでございます。また、続きまして、平成29年度、本年度におきましては、高尾野北インターから出水インターまでの3.9キロメートルが開通の予定となっております。

今後も、北薩地域の地域振興と産業に大きく寄与することから、南九州西回り自動車道建設促進期成会で早期全線開通に向けて要望活動を行ってまいることになっております。

次に、5月29日に開催をされました全国和牛能力共進会鹿児島県実行委員会設立総会についてであります。これは、公益社団法人全国和牛登録協会が5年ごとに開催をし、全国の優秀な和牛を一堂に集め、各都道府県が改良進捗を競い合うもので、和牛のオリンピックとも称されております。平成34年度に開催されます第12回大会におきましては、鹿児島県で開催が決定をいたしているところでございます。

本県での開催につきましては、肉用牛の改良推進や農家の生産意欲の向上、生産基盤の維持・拡大やブランド力の向上などにつながる重要な大会でございますことから、関係機関、団体が連携して、当共進会の成功に向けた各種の準備を進める必要がございます。

このようなことから、設立総会におきましては、実行委員会の規約及び組織体制並びに基本計画の策定や、今年度開催されます宮城大会に係る調査、本県開催に向けたPR活動及び機運の醸成などを行うことを決定いたしましたところであります。

また、実行委員会は、県を含め全市町村と関係機関、団体に組織いたしまして、当規約に基づき、会長に鹿児島県小林副知事、副会長に全国登録協会鹿児島県支部長の永福JA北さつま組合長と県経済連の本郷会長が選任をされました。

この大会におきましては、鹿児島県の和牛を全国あるいは世界に向けてPRする絶好の機会でもありますし、全国でも優秀な種雄牛の産地でもありますこのさつま町からの出品及び上位入賞へ向けた取り組みを川薩共進会、もう既に予選会は始まっておりますけれども、そして県の共進会と段階的に生産者、関係機関一体となって進めてまいりたいと考えているところであります。

以上で、町長報告を終わります。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（平八重光輝議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第41号 さつま町課設置条例等の一部
改正について」、日程第6「議案第42号 さつま町報

酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、
日程第7「議案第43号 平成29年度さつま町一般会
計補正予算（第1号）」、日程第8「議案第44号 平
成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）」、日程第9「議案第45号 平成29年度
さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、
日程第10「議案第46号 平成29年度さつま町介護
保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第
11「議案第47号 平成29年度さつま町上水道事業
会計補正予算（第1号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第5「議案第41号 さつま町課設置条例等の一部改正について」から日程第
11「議案第47号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」まで、以上の
議案7件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明並びに一般選挙後初めての定例会でありますので、町長の所
信表明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

平成29年の第2回定例議会が開会されるに当たりまして、私にとりまして3期目の就任後、
最初の定例議会でありますので、今後の町政運営に対する所信と決意の一端を申し述べさせてい
ただき、議員各位を初め町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

任期満了に伴って、さきに執行された町長選挙におきまして、前回に引き続き無投票によりま
して3回目の当選という、大変身に余る御審判をいただき、引き続き町長に就任させていただきました。
まことに光栄に存じます一方で、私に課せられました責務の重大さをひしひしと感じ、
改めて身の引き締まる思いであります。初心に戻って専心努力してまいりたい決意であります。

さて、さつま町が誕生して12年が経過いたしました。この間、豪雨災害、災害からの復旧・
復興、本庁舎建設、5周年及び10周年記念事業など、議会の皆様を初め町民・地域・関係機関
など一体となって、さまざまなことを経験しながら確実に前進してきたと感じております。

一方で、御案内のように、我が国が総人口減少時代に入り、これまで経験したことのない環境
下の中で、その減少化も急激に進むと推察され、経済活動の縮減や社会構造の変革、財政基盤の
停滞・悪化など、我が国社会全体があらゆる場面で課題を抱えながらの歩みとなることは、想像
にかたくないところであります。

あわせまして、国際的にも政治経済施策の転換や国内島嶼における領土問題、緊張感高まる朝
鮮半島の情勢など、極めて不透明な情勢にあります。

私たちは、このような変化著しい環境下で、地方創生という全国自治体共通の課題に取り組ん
でいく必要がございますが、課題の本質が重いだけに、一朝一夕にその成果が求められるもの
ではないと自覚しているところでもございます。

そのため、継続した取り組みを一つずつ確実に推進していくことが重要かと考えており、引き
続き「オールさつま」での取り組みを推進してまいります。

さて、私は3期目の立候補に当たりまして、これまでの2期8年の実績を踏まえ、今後4年間
に取り組むべき施策として、新たなマニフェストをお示したところであります。

町政運営の姿勢としましては、引き続き1つ目は「誠実で公正かつ透明性の高い町政」、2つ

目は「住民視点・現地現場主義による対話と協働の町政」、3つ目は「効率とスピード重視の町政」を基本としてまいります。

次に、町政の重点施策としまして、4本柱の戦略目標を掲げました。

まず、1本目の戦略目標であります「未来を担う子どもたちを産み育てやすい環境の町」であります。

全国的に少子化・核家族化が進行している状況の中、未来を支える子供たちを産み育てやすい環境づくりが大変重要であると考えております。子供は社会の宝であり、子供の健やかな成長は、社会を構成する全ての人々の、みんなにとっての願いであります。

若い世帯の誕生のためにも、若い男女の出会い・交流の機会を提供することが必要であることから、婚活サポーターの増員を初め、民間団体や企業間での出会い交流事業などを積極的に支援してまいります。

子供を産み育てやすい環境づくりをさらに推進していくため、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対応する窓口のワンストップ体制としまして、「子ども支援課」を設置してまいります。

これに伴い、子育てに係る「専門相談員」を設置するとともに、妊婦健診から乳幼児健診、子育て相談等を一貫して、受付・助言・情報提供を行える切れ目のない支援体制の充実を目指してまいります。

このとり支援事業につきましては、本年度から男性の不妊治療費に対する助成を新たに加え、対応をしてまいります。

乳幼児期における対策事業については、安心して育児ができるよう産後応援ケア事業や2カ月児を持つ家庭への訪問、いわゆる「こんにちは赤ちゃんの訪問事業」等支援してまいります。

妊婦・1歳児の歯科無料健診や任意の予防接種費用の助成にも引き続き取り組んでまいります。

保育料徴収金の軽減につきましては、第1子が10%、第2子が50%、第3子以降は無料でございますが、さらなる軽減に努めてまいります。

保育サービスにつきましては、延長保育、休日保育、病児保育など、さらに推進をしてまいります。

子供の居場所づくりに関しましては、放課後等に安心して利用できる放課後児童クラブを拡充してまいります。

発達の偏りや障害のある子供に対する支援策ではありますが、早期から丁寧な子育ての必要性を啓発していくため、保育士の資質向上研修会や保護者との懇話会を開催しながら、個々の成長・発達を促す療育支援や障害児支援対策をさらに講じてまいります。

子育て環境充実の一環として取り組んでおります子ども医療費無料化は、その対象者を18歳まで引き上げ、平成30年4月1日から支援できるよう所要の準備を進めてまいります。

学校施設及び教育環境の整備については、国のインフラ長寿命化計画や学習指導要領の改訂など、各制度改革の動向を見きわめ、本町の児童生徒が安全で安心して学び、時代の変化や社会の要請等に対応できるよう各種整備を計画的に進めてまいります。

また、学校再編については、第一次再編小学校の円滑な学校運営を図るとともに、平成31年4月の中学校開校へ向け、ハード、ソフト両面からの準備を進めてまいります。第二次学校再編計画（案）につきましても、引き続き取り組みを進めてまいります。

学校教育につきましては、新学習指導要領の具体的な実施に向けて、教職員の研修を充実させ、児童生徒の学力向上を一層推進します。重視されております英語教育や特別支援教育などの充実にも努めるとともに、ふるさと「さつま町」の教育的素材を生かした特色ある学校づくりにも力を

入れてまいります。

生徒指導におきましては、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の皆様による相談体制を充実させ、学校や家庭が抱える課題に適切に対応できるよう努めてまいります。

青少年健全育成につきましては、青少年育成町民会議を中心とした各種団体との連携強化を図り、「さつまの日」の定着と体制整備に努めてまいります。

学校給食につきましては、地産地消による食育の推進とともに、新たに学校給食に要する経費の一部を補助することにより、義務教育期間中における保護者の経済的負担を軽減し、もって子育て支援を推進してまいります。

感性、表現力、想像力を高める「読書」運動を通じまして、豊かな心を育むための取り組みを引き続き推進してまいります。

その一環として、ブックスタート事業における幼児への絵本の贈呈に加え、親への育児本の贈呈、各図書館・館においては、子育てや家庭教育に関する本の充実を図ってまいります。

本町唯一の高等学校であります薩摩中央高等学校の生徒確保並びに振興・発展を目的に「薩摩中央高等学校振興対策助成事業」を引き続き実施してまいります。

町奨学資金貸付制度につきましては、定住人口の確保、若者定住の総合的支援策の一つとして、制度の拡充と奨学資金返済に対する新たな支援制度の創設へ取り組みを進めてまいります。

次に、2本目の戦略目標であります「高齢者が安心して幸せを実感できる暮らしの町」の実現であります。

急速な高齢化の進行に伴い、ひとり暮らしなど高齢者のみの世帯が増加傾向にあります。このような中、いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられることが多くの高齢者の願いであり、高齢者を支える体制の整備が一層望まれるところであります。

このため、高齢者クラブなど、元気で生きがいづくりを楽しまれる高齢者から、介護保険サービスを必要とされる高齢者までのさまざまな福祉ニーズに対応するため、判りやすい窓口体制としまして、「高齢者支援課」を設置してまいります。

なお、これまでの民生部門三課の体制を総合的に再編することに伴い、障害者福祉や保健医療分野に関する相談窓口体制は、「保健福祉課」に改編をいたします。

超高齢社会を迎える中で、各種高齢者福祉サービスの充実とあわせ、人と人、人と地域のきずなを構築する「地域見守りネットワーク事業」のさらなる充実を図り、地域で支えていく体制づくりを強化してまいります。

また、健康づくりや閉じこもり防止などを目的に拡大している「ふれあいいいききサロン」の活動支援や高齢者の豊かな経験や知識を生かした社会参加促進の取り組みを進めてまいります。

次に、介護保険事業の関係であります。国としましては、地域で高齢者を支援し、支え合う仕組みづくりを求めており、地域の介護力の向上が推進されているところであります。

町としましても、今年度が「第7期介護保険事業計画」の策定年度でもあります。高齢者の地域サロン活動や元気度アップポイント事業などを通じた、早い段階からの介護予防の推進や総合事業の地域支援事業における生活支援サービスの充実・推進に努めてまいります。

また、認知症高齢者の増加傾向にある中で、帰宅できずに行方不明になるケースもあり、「認知症高齢者SOSネットワーク事業」の普及・推進に努めてまいります。

健康寿命延伸の取り組みとしまして、本年度はアンケート調査も取り入れながら、健康さつまポイント事業に取り組んでまいります。

特定健康診査につきましては、生活習慣病にかかる医療費を抑制するため、受診率目標を

70%に定め、特定保健指導事業と合わせた効果的な取り組みを進めてまいります。

ころぼん体操教室は、平成30年度までに50カ所700人以上の参加を目指します。

公共交通対策につきましては、福祉タクシー等の運行を含めた「公共交通網形成計画」を新たに策定し、町民が気軽に、また利用しやすい公共交通体系の構築に努めてまいります。

交通安全や防犯対策は、家庭や地域など、より身近なエリアで進めるべき対応でありますことから、保育園や小学校・中学校はもとより、地域サロンなどを活用しながら、子供から高齢者までの幅広い年代層への啓発に努めてまいります。

年々悪質巧妙化する訪問販売等の消費者被害防止と被害に遭った場合の相談業務の充実を図り、安全安心なまちづくりを進めるため、引き続き「消費生活相談員」を配置し、消費者啓発・教育及び相談窓口の強化・充実に取り組んでまいります。

3本目の戦略目標であります「うるおいと元気のある住みやすい町」の実現であります。

本町の基幹産業であります農林業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化に加え、後継者及び担い手の減少が続き、山間地域に限らず未作付地や耕作放棄地の増加が進み、農村地域の維持存続が危惧されるところであります。

このような状況下にあって、国は攻めの農林業を掲げ、担い手の育成と農地集積を図るとともに、施設整備等による生産基盤の強化、拡大を図り、収益力の強化対策を進めてきているところでもあります。

町としましても、国、県等の事業を有効活用するとともに、町単独事業による積極的な取り組みを進めてまいります。

まず、町内の国や県を初めとする農林業関係機関・団体と連携・協力を図るため、引き続き農林業連絡会議並びに農林業振興対策協議会を開催しながら、本町農林業の振興を推進してまいります。

また、県地域振興局さつま庁舎においてJA北さつまと担い手育成支援室とのワンフロア化を行い、今回、開設されましたJA中央会の「担い手・法人サポートセンター北薩事務所」及び「県農政普及課さつま町駐在所」等とも協力し、担い手農家の支援等を行ってまいります。

本年度から生産技術の向上と生産基盤の拡大を図るため、「営農専門指導員」を新たに設置をいたしました。また、「農林業いきいきプラン」で定めました重点推進品目及び拡大推進品目を中心に、さらなる推進を図ってまいります。

優良農産物の販売促進と「薩摩のさつま」のブランド確立を図るため、関東、関西等の大消費地を中心に、JA北さつまと連携したトップセールスを展開してまいります。

「さつま牛」の産地育成と全共出品対策としましては、薩摩中央家畜市場における子牛の平均取引価格が、全国でもトップクラスを維持していることから、畜産クラスター事業等の大型事業の導入による生産基盤の拡大を図るとともに、引き続き優良雌牛の保留・導入事業等による増頭対策を推進し、子牛生産地の維持・拡大を図ってまいります。

また、本年は第11回全国和牛能力共進会が宮城県で開催されますことから、本町からの出品と上位入賞に向けて、生産者及び関係機関、団体が一体となった取り組みを進め、次期鹿児島大会に向けた基盤づくりにも努めてまいります。

農産物の6次産業化の推進につきましては、本町産の農産物を使った新商品の開発も含め、一次産物としての流通だけでなく、農産物の加工品等、付加価値をつけた流通販売を促進し、農家所得の向上に努めてまいります。

また、県営・団体営によるさまざまな農業生産基盤整備事業の導入を推進することにより、農業生産の向上に努めてまいります。あわせて、これまでの受益者負担率の軽減を図ることにより

安定した農家経営を支援をしてまいります。

次に、「さつまたけのこ」の一大産地形成を図る竹林改良、作業道の整備推進についてであります。タケノコ生産を促進するため、かごしま竹の郷創生事業等の導入とあわせ、竹林整備支援事業によるタケノコの生産竹林や作業道の整備を促進し、「さつまたけのこ」の一大産地づくりに努めてまいります。

平成26年度から始まりました農地中間管理事業を活用し、担い手等への農地の集積・集約化を行い、生産性の向上と耕作放棄地の防止に努めてまいります。

鳥獣害対策につきましては、本年度から猟友会会員を加えました新たな「鳥獣被害対策実施隊」を設置をいたしましたので、鳥獣被害防止総合対策事業計画に基づきまして、捕獲等を含めた総合的な対策を推進してまいります。

国が策定しました「森林・林業再生プラン」に基づき、強い林業の再生に向け、北薩森林管理署・県・各市町・林業事業者等関係団体と連携し、森林資源の再造成の確保・森林の公益的機能の維持増進を一体的に図るよう努めてまいります。

また、事務事業の円滑な執行のために「地域林政アドバイザー」を設置してまいります。

次に、商工業振興についてであります。

町内商業の活性化と消費拡大を図るため、条例制定を行うとともに、引き続き、プレミアム商品券発行事業、歳末感謝セール事業及び商店街のイベントに対しての助成を行うほか、店舗整備事業、新規参入事業についても支援内容を再チャレンジ事業者にも拡充し、商工業の振興を図ってまいります。

また、商店街景観等の保持を図る街路灯の整備、一定の連担する区域の街路灯維持経費の軽減を図る。また、商店街の安全安心な街づくりとイメージアップを図ってまいることにいたします。

防犯対策の一環としまして、地域などで進めていただいております防犯灯・街路灯の設置につきましては、LED化や現行補助率の見直しを検討し、地域の負担軽減に努めてまいります。

防災情報や行政情報の伝達手段の整備としまして、防災行政無線のデジタル化による再整備につきましては、戸別受信機を全戸に配置し、確実な情報の伝達を図られるよう引き続き整備を進めてまいります。

次に、観光振興についてであります。

交流人口の増加を目指し、「川内川かわまちづくり事業」による観光インフラの整備促進や伊佐市と連携して設立したDMO組織「株式会社やさしいまち」の事業展開及びソラシドエアとの包括連携協定による、川内川を中心に、町内の豊富な資源を組み合わせ「美と浪漫竹（ロマンチック）」をキーワードとしました観光メニューづくりやSNS等を活用したプロモーションの展開、ソラシドエア便を活用したさつま暮らし体験ツアーの実施、ホテル舟を活用した旅行商品の造成に取り組んでまいります。また、平成30年のNHK大河ドラマ「西郷どん」に向けたイメージアップ戦略に取り組んでまいります。

北薩広域公園の整備推進につきましては、平成28年10月に、「のびのびゾーン」が開園されましたので、県北部における有数の憩いの場となっております。

「歴史ゾーン」につきましては、宗功寺墓地の国史跡指定に向けました取り組みを進めながら、山城としての虎居城が体感できる魅力ある公園の早期完成に向けて、地元意見をとりまとめ引き続き県へ要望してまいります。

本町特産品のPRにつきましては、大阪で開催される「関西かごしまファンデー」、東京で開催される「町イチ！村イチ」等の町内外での観光物産展に、JA北さつま、商工会、観光特産品

協会等と連携をいたしまして、トップセールスを展開してまいります。

また、環境対策の大きな柱として、可燃ごみを生ごみとその他可燃ごみに分別し、リサイクル率の向上を図ることで、クリーンセンター及び最終処分場の延命化につなげてまいります。

地域医療の確保につきましては、薩摩郡医師会病院が、知事が指定する「地域枠」義務年限の勤務先医療機関として認可をされましたところであります。今後においては、これまでの取り組みを検証しながら、さらに効果的な支援策の検討を進めてまいります。

人口減少対策としまして、移住・定住促進助成金制度拡充につきましては、転入者や新婚世帯の賃貸住宅に係る家賃の一部助成制度を創設してまいります。

若者向けの住宅建設の促進対策としまして、土地開発公社が保有する住宅団地の販売促進に合わせ、若者世帯に特化した区画を設定し販売を行うほか、ハウスメーカーなどに安価で販売を行い、低廉な家賃の若者向けアパートの建設などを促進します。

地元企業への就職や新卒者の町内就職を進めるため、町内に住所を有する新卒者や雇用企業等への助成金制度の創設や、転入者の就労支援を促進するための制度を創設してまいります。

企業誘致活動と立地企業との連携による雇用の促進及び定住対策につきましては、雇用の確保を図るため、町内立地企業や本社への訪問を初め、新規企業に対しましても情報収集を行い、積極的な誘致に努めてまいります。

空き家等につきましては、所有者が自らの責任において適切に管理することを基本に、地域並びに町民の意識啓発に取り組むとともに、危険家屋の解体撤去補助のほか、空き家等住宅リフォーム助成等空き家情報バンクと連携しながら、効果的で実効性のある総合的な対策に取り組んでまいります。

住宅リフォームにつきましては、引き続き、空き家リフォーム支援を追加し、住環境整備と空き家活用、地域経済の振興を推進してまいります。

これらの取り組みにより、人口減少の抑制に努めてまいり所存であります。

最後に、4本目の戦略目標であります「質の高い行政サービスの町」の推進であります。

時代の変化や多様な行政ニーズに的確に対応するため、職員の定数管理とあわせ、効率的な行政運営、効果的な行政サービスの提供、時代に即した行政組織の改編を進めてまいります。

また、行政サービスのさらなる向上を実現するためには、職員の意識改革が必要不可欠でありますことから、職員研修制度の積極的な活用による職員の資質向上を図ってまいります。

インフラ施設を含めた公共施設につきましては、「公共施設等総合管理計画」の基本方針に沿い、今後は各施設の機能を維持しつつ、次世代に負担を残さない効率的かつ効果的な施設の管理に努めてまいります。

学校跡地活用につきましては、地元と協議を重ねながら有効な活用策を検討してまいります。

事務事業評価につきましては、新たに「外部評価委員会」を設置いたしまして、町民視点による事務事業の評価・検証に取り組むことといたしております。

町への納付金等を納める方の利便性を図ることを目的とした町税等のコンビニ収納につきましては、本年4月から取り組みを始めたところですが、休日や夜間にも対応できるなど、その利便性につきましては、今後も引き続き周知啓発に努めてまいりたいと思っております。

行財政につきましては、財政の健全化の継続した取り組みを進め、将来にわたり安定した行政サービスの提供の維持に努めてまいりたいと思っております。

また、第3次さつま町行政改革大綱（平成27年度から31年度）につきましては、これまでの達成事項の指標を検証しながら、行財政全般における事務事業の効率化はもとより、選択と集中を念頭に引き続き積極的に推進を図ってまいります。

以上、私の町政運営に対する所信の一端を述べましたが、これからの4年間は、次なる10年の節目として、飛躍を図る大切な期間であると位置づけながら、全身全霊を傾けて町政執行に当たる決意でありますので、議員各位を初め、町民の皆様の御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。私の3期目に当たっての所信表明といたします。

続きまして、議案第41号から議案第47号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第41号 さつま町課設置条例等の一部改正について」であります。

これは、組織機構の見直しに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第42号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。

これは、子育て専門相談員及び地域林政アドバイザーを設置することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第43号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」であります。

これは、道路維持費に要する経費及び団体営土地改良事業費、地域振興費、教職員住宅管理費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,249万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億4,949万8,000円とするものであります。

次に、「議案第44号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

これは、前期高齢者納付金等に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,508万3,000円とするものであります。

次に、「議案第45号 平成29年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」であります。

これは、保険料還付金に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,779万2,000円とするものであります。

次に、「議案第46号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

これは、償還金及び一般介護予防事業費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ295万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,737万円とするものであります。

最後に、「議案第47号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」であります。

これは、営業費用、営業外費用の経費を補正しようとするもので、収益的収入及び支出において、収益的支出に72万5,000円を追加し、収益的支出の総額を4億2,409万6,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第41号 さつま町課設置条例等の一部改正について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○総務課長（崎野 裕二君）

続きまして、「議案第42号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第43号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（四位 良和君）

それでは、「議案第44号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（四位 良和君）

引き続きまして、「議案第45号 平成29年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（岩元 義治君）

それでは、「議案第46号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（三角 芳文君）

それでは、「議案第47号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ここで、企画財政課長より、一般会計補正予算の訂正の申し出がありましたので、受けたいと思います。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

先ほど、議案第43号の説明の中で、数字の誤りがございましたので訂正をさせていただきたいと思います。

繰越経費につきまして説明をいたしましたが、決算見込みにおきまして、補正後の繰越金の留保額を1億900万円と説明をしたということでございましたので、実際は1億9,400万円となる見込みでございます。

訂正をして、おわびを申し上げます。

以上でございます。

○議長（平八重光輝議員）

ただいま議題となっております各議案に対する質疑は、6月15日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

なお、一般質問の人数次第では、各議案に対する審議を6月14日の本会議で行う場合もありますので、あらかじめ御了承願います。

ここで、しばらく休憩をいたします。再開はおおむね10時55分といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時53分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第12「議案第48号 南求名分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第12「議案第48号 南求名分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第48号 南求名分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」であります。

これは、南求名分団の消防ポンプ自動車購入につきまして、去る5月8日、入札を執行いたしましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○消防長（中間 博巳君）

それでは、「議案第48号 南求名分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮之脇尚美議員

今回の南求名分団の消防ポンプ自動車でございますが、入札の結果をみますと、5社が辞退をされておるといふことであるようでありますが、この辞退というのはどのような理由だったのか、大まかで結構ですので説明をお願いします。

○消防長（中間 博巳君）

ただいまありましたとおり、5社の辞退があったわけですが、入札以前に1社の辞退がありまして、当日、4社の辞退があったということでもあります。

1社の、その理由としましては、仕様に対応できないという理由でありました。あと、当日、辞退をされた4社につきましては、全社から理由を特に積極的に聞いているわけじゃないですが、一応、一、二、聞いたところでございます。

その内容としましては、一応、ポンプの開発にも、先行メーカーと後発メーカーというか、そういうところがありまして、開発中のポンプがどうしても納期に間に合わない、そういったような理由と、あと、ベースとなる車両の手配の都合により、ちょっと納期に間に合わないという理由があったようであります。

以上です。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件を採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第48号 南求名分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」は可決されました。

△日程第13「議案第49号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第14「議案第50号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第15「議案第51号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第16「議案第52号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第17「議案第53号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第18「議案第54号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第19「議案第55号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第20「議案第56号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第21「議案第57号 さつま町農業委員会委員の任命について」、日程第22「議案第58号 さつま町農業委員会委員の任命について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第13「議案第49号 さつま町農業委員会委員の任命について」から日程第22「議案第58号 さつま町農業委員会委員の任命について」まで、以上の議案10件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

議案第49号から議案第58号までを一括して提案の理由を申し上げます。

これは、さつま町農業委員会委員が平成29年7月31日付をもって任期満了となることに伴い、新たに10名の方々をそれぞれ委員として任命しようとするものであります。

まず、議案第49号におきましては坂元勝志氏を、次に、議案第50号では豊増文夫氏を、次に、議案第51号で坂元兼一氏を、次に、議案第52号で栗牧伸一氏を、次に、議案第53号で吉留義晃氏を、次に、議案第54号で田畑和成氏を、次に、議案第55号で南原奈美子氏を、次に、議案第56号で深水美佐子氏を、次に、議案第57号で池山準一氏を、最後に、議案第58号で赤崎敬一郎氏を委員に任命しようとするものであります。

以上、10件につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、議案第49号から議案第58号までの「さつま町農業委員会委員の任命について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これからただいまの議案10件について一括して質疑を行います。質疑はありますか。

○新改 幸一議員

今回の農業委員のこの任命については、全国的に法改正があって、それぞれの首長が任命するという形になった流れでございますけれども、初めての流れになっていくことの流れの中に、今回こうして議会に出されるわけですが、町長は、この任命される個々の委員の皆さん方と面談をされながら、また、その面談をされておられるものなのか、もう事務局のほうで上がってきたのにこうして出されるのか、直接、こういう委員の方との個人的な面談というのはあったものなんでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

公選制から、町長の任命ということに法律改正がなされたわけですが、これまでこの公募という形というか、いろんな手続を踏まえてきておりますけれども、選任に当たっても、それぞれいろんな農業者が組織する団体とか、いろんなこの認定農業者であるとか、あるいは集落営農組織であるとか、農協とか、そういった農業団体とかいろんな選任の仕方がありますので、こういった手続に従いまして選定をいたしましたわけございまして、おっしゃる、その直接私が個々に面接をしてということまでは至っておりません。

それぞれ選考委員会等も、こういった国の考え方、若者とか、女性とか、認定農業者が幾らなければならぬとか、こういった規定がございまして、そういった公正を期する上で応募していただきまして、そこでまた、選考委員会を設けて決定をしていただいて、私が最終的に決定をしたというようなことで、議会の同意を求めていくものでございます。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいまの議案10件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案10件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから順に討論、採決を行います。

まず、議案第49号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件を採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第49号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

次は、議案第50号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第50号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

次は、議案第51号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第51号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

次は、議案第52号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第52号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

次は、議案第53号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第53号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

次は、議案第54号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第54号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

次は、議案第55号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第55号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

次は、議案第56号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第56号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

次は、議案第57号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第57号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

次は、議案第58号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第58号 さつま町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

△日程第23「選挙第3号 さつま町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第23「選挙第3号 さつま町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員に久保菌純隆さん、坂元満秋さん、平義夫さん、山口良一さん、同補充員に丸口ユミさん、萩原康正さん、松尾英行さん、中島敏男さん、以上のおり指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を、それぞれ選挙管理委員会委員及び同補充員

の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました久保菌純隆さん、坂元満秋さん、平義夫さん、山口良一さんが選挙管理委員会委員に、丸口ユミさん、萩原康正さん、松尾英行さん、中島敏男さんが同補充員に当選されました。

委員の補充については、補充員にその順序を定めておくことになっております。

お諮りします。補充員の順序は丸口ユミさん、萩原康正さん、松尾英行さん、中島敏男さんの順序にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、補充員の順序は、ただいま申し上げた順序とすることに決定しました。

△日程第24「行財政改革対策調査特別委員会の設置及び委員の選任について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第24「行財政改革対策調査特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。本町の行財政運営の健全化、行財政改革の推進等の取り組みについて調査研究するため、議長を除く15名の委員で構成する行財政改革対策調査特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議長を除く15名の委員で構成する行財政改革対策調査特別委員会を設置することに決定しました。

これより行財政改革対策調査特別委員会の正副委員長を互選していただきます。委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、行財政改革対策調査特別委員会において互選することになっています。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっています。

ただいまから行財政改革対策調査特別委員会を招集します。委員会の場所を議員控室と定めま

す。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時29分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

行財政改革対策調査特別委員会の正副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。

行財政改革対策調査特別委員会委員長に柏木幸平議員、副委員長に上久保澄雄議員、以上のとおりであります。

△日程第25「議会活性化調査特別委員会の設置及び委員の選任について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第25「議会活性化調査特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。議会活性化、議員定数、議員報酬について調査研究するため、議長を除く15名の委員で構成する議会活性化調査特別委員会を設置したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議長を除く15名の委員で構成する議会活性化調査特別委員会を設置することに決定しました。

これより議会活性化調査特別委員会の正副委員長を互選していただきます。委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、議会活性化調査特別委員会において互選することになっています。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっています。

ただいまから議会活性化調査特別委員会を招集します。委員会の場所を議員控室と定めます。しばらく休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時38分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会活性化調査特別委員会の正副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。

議会活性化調査特別委員会委員長に米丸文武議員、副委員長に森山大議員、以上のとおりであります。

△日程第26「報告第3号 平成28年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」、日程第27「報告第4号 平成28年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第26「報告第3号 平成28年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」及び、日程第27「報告第4号 平成28年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」の報告2件について、内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

まず、「報告第3号 平成28年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」であります。

これは、戸籍住民基本台帳費ほか19事業に係ります予算を、地方自治法第213条の規定に基づき翌年度へ繰り越したもので、同法施行令第146条第2項の規定によりまして、別紙のとおり報告をするものであります。

次に、「報告第4号 平成28年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」であります。

これは、さつま町上水道事業会計において、建設改良事業に係る予算を地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越しをいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、別紙のとおり報告するものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしくお願いをいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「報告第3号 平成28年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（三角 芳文君）

それでは、「報告第4号 平成28年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ただいまの報告2件に関して、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

別にありませんので、以上で報告2件を終わります。

△日程第28「報告第5号 平成28年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第29「報告第6号 平成29年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第28「報告第5号 平成28年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第29「報告第6号 平成29年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」の報告2件について内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「報告第5号 平成28年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、「報告第6号 平成29年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」であります。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第18条の規定に基づき提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、それぞれ別冊のとおり提出するものであります。

内容につきましては、企業誘致対策室長に説明させますので、よろしく願いをいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企業誘致対策室長（市來 浩二君）

それでは、「報告第5号 平成28年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」内容の説明を行います。

〔以下議案説明により省略〕

○企業誘致対策室長（市來 浩二君）

続きまして、「報告第6号 平成29年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ただいまの報告2件に対する質疑は、6月30日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第30「陳情について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第30「陳情について」であります。

5月29日までに受理した陳情については、お手元にお配りした文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。6月13日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会時刻 午前11時52分

平成29年第2回さつま町議会定例会

第 2 日

平成29年6月13日

平成 29 年 第 2 回 定 例 会 一 般 質 問
平成 29 年 6 月 13 日 (第 2 日)

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	(10) 岸 良 光 廣	<p>1 行政改革について</p> <p>(1) 本町の 10 年後, 20 年後の具体的な人口減少に対する目標値はあるのか伺う。</p> <p>(2) 本町が発注する公共工事など, 全ての入札は適正に行われているのか伺う。</p>
2	(1) 上 園 一 行	<p>1 子ども支援対策について</p> <p>(1) 現在, 子どもを産み育てやすい環境整備を進められているが, 母親は働きながらの子育てが現状である。国の制度も昔よりはよくなったが, 母親は妊娠, 出産, 子育てに仕事を休まなければならないことから, 町独自で母親への助成金を支給する考えはないか伺う。</p> <p>(2) 町独自の助成により, 第 3 子以降の保育料は無料になっているが, 園児全ての保育料を無料化できないか伺う。</p> <p>2 高齢者支援対策について</p> <p>現在, 高齢者を支える体制を整備するため, 高齢者支援課の設置に取り組もうとされているが, 本町では施設入所の待機者が, 重複申し込みを含め 300 人とも言われている。国も自宅での看取りを推奨しており, 施設の増設も考えられないことから, 自宅での介助者へ援助はできないか伺う。</p> <p>3 子どもたちが本町に残る対策について</p> <p>将来, 一人でも多くの卒業生が残って, 本町を支えてもらいたいと考えるが, 本町には, 優れた事業経営者(農業, 企業, 商工業)が多くいることから, こういった経営者を講師に依頼し, 学校の授業に取り入れる考えはないか伺う。</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
3	(13) 川 口 憲 男	<p>1 農業政策への取り組みについて</p> <p>本町の基幹産業である農業を取り巻く環境は、高齢化に加え、後継者及び担い手が減少し厳しい状況下にある。これまでも多種の政策に取り組み、農政の充実を講じられたが、現状においてはなかなか回復が見られない。</p> <p>町長は今期の所信で、国、県等の事業を有効活用するとともに、町単独事業による積極的な取り組みを進めるとしているが、次の2点について、具体的な取り組み姿勢を伺う。</p> <p>(1) 農の里親制度は重要な政策と捉えるが、現在までの効果を踏まえ、今後の更なる取り組みをどのように進める考えか。</p> <p>(2) 町内5カ所の物産館において、商品の出荷者が減少している現状を踏まえ、園芸作物の苗を配付するなど、高齢者の元気づくりと併せて、本町の農業振興を図る考えはないか。</p>
4	(3) 三 浦 広 幸	<p>1 観光振興について</p> <p>(1) 営農専門指導員、地域林政アドバイザーなどが設置される中、観光専門のアドバイザーの設置は検討されなかったのか伺う。</p> <p>(2) 川内川流域全体で、観光振興を図る「かわまちづくり事業」がスタートした。交流人口の増加を図り、地場産業活性化に大きく寄与する観光インフラ整備メニューが数多くある中で、整備の優先順位と本町が最も力を入れたい整備メニューを伺う。</p> <p>(3) 観光アクセス道路としての機能を有する「南九州西回り自動車道」と空港を結ぶ「北薩横断道路」の早期整備・早期完成へ向けての取り組みについて伺う。</p> <p>2 移住・定住政策について</p> <p>(1) 国の調査によると、相談窓口の一本化や専任職員の配置など、受入れ態勢の整っている自治体では、20代、30代の人口が増え始めている状況にある。町長の今期の所信の中に、転入者の就労支援制度の創設とあるが、どのような内容か伺う。</p> <p>(2) 定住促進と耕作放棄地・遊休農地解消のため、空き家と一緒に取得することを条件に、農地を取得する際の下限面積の引き下げは検討されないか伺う。</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
5	(8) 岩 元 涼 一	<p>1 学校給食について 保護者の経済的な負担を軽減するため、義務教育期間中における給食費の一部を補助することだが、その内容について伺う。</p> <p>2 奨学資金制度について 町奨学資金貸付制度の拡充と返済に対する支援制度を創設する取り組みを進めるとあるが、具体的にどのような制度を考えているか伺う。</p> <p>3 学校再編に対する考え方について 児童生徒の減少に伴い、学校再編が進められているが、教育者として現場を経験されてきた立場から再編についての見解を伺う。</p>
6	(5) 米 丸 文 武	<p>1 第二次学校再編計画（案）について 町長は、平成29年度の町政運営に対する所信の中で、学校再編について、第二次学校再編計画（案）の取り組みを進めるとされているが、計画地区の住民や保護者は現在の学校存続を強く望まれている。同意が得られない地区の計画を見直す考えはないか伺う。</p>

平成29年第2回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成29年6月13日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	福 田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長	半 崎 幹 男 君
議事係 主査	神 園 大 士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	紺 屋 一 幸 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画財政課長	押 川 吉 伸 君	財産管理課長	原 田 剛 志 君
町民環境課長	三 腰 善 行 君	福 祉 課 長	鍛治屋 勇 二 君
介護保険課長	岩 元 義 治 君	農 政 課 長	上 野 俊 市 君
担い手育成支援室長	村 山 茂 樹 君	耕地林業課長	杉水流 博 君
商工観光課長	羽 有 郁 夫 君	企業誘致対策室長	市 來 浩 二 君
農業委員会事務局長	岩 下 純 一 君	建 設 課 長	小永田 浩 君
教育総務課長	角 茂 樹 君	学 校 教 育 課 長	塩 入 孝 博 君
学校給食センター所長	狩 宿 悦 男 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから、平成29年第2回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って、発言を許可します。

まず、10番、岸良光廣議員の発言を許します。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○岸良 光廣議員

おはようございます。改選後、初めての一般質問ですので、少し緊張しております。聞きづらい点があるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

まず、本町の10年後、20年後の具体的な人口減少に対する目標数値はあるのか伺うとありますが、これについては人口減少対策、町長もいろいろ答弁されておりますが、最近は以前よりも早いペースで人口減少が進んでいるような状況にあります。その点について目標数値があるのか伺います。

2番目に、本町の発注する公共工事など、全ての入札は適正に行われているのかを伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

〔岸良 光廣議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。岸良光廣議員から2項目にわたりましたの御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、人口減少についての御質問でございますが、人口減少に対する10年後、20年後の具体的な目標値はあるのかということでございます。

目標値はございます。さつま町の人口動態を見ますと、昭和55年から昭和60年にかけて、老年人口、いわゆる65歳以上の人口が、年少人口、ゼロ歳から14歳を上回ってきております。もう早い段階で、おっしゃるとおり少子高齢化への進展が始まっておるわけでありませぬ。

このような状況を踏まえまして、本町のこれまでの人口動態やその影響、将来人口等をまとめた人口ビジョンを策定いたしましたことは、もう御承知のとおりでございます。人口の現状分析、あるいは人口の目標値などを定めた将来展望をお示したところであります。この分析の中で10年後、平成37年の目標値を推計値よりも718人上回る2万33人としております。そして、20年後、平成47年の目標値を推計値よりも1,570人上回る1万8,245人といたしておるところであります。

それから、行政改革についての2番目の本町が発注する公共工事についてでございますが、公共工事の入札につきましては、いろんな法令がございますので、町の中にもいろんな規則とかいろいろ定めておりますので、そういった法令等にとりまして適正に執行を行っているところで

あります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○岸良 光廣議員

今、町長から、10年後は2万人は守るといのが出てきているんですが、私が、なぜこれを質問したかといいますと、4年前にもこの問題、質問しているんですが、そのときと状況が非常に変わってきております。特に4年前、私が質問したときには、1年間で、平均で大体350人程度の減少だと。これが、平成25年は399人、26年が343人減、これは大体4年前と同じなんですけど、平成27年は525人減、平成28年が542人減、平成29年5月末現在で約240名程度、もう減少しているんです。ということは、29年度も500人を超える年間の人口減少が予想されるわけです。

そこで、今町長が言われました10年後の2万人を維持できるちゅうのが、私は非常に不思議なんです。例えば、平成25年から平成28年まで、平成25年が399人、26年が343人、27年が525人、28年が542人、これを平均しますと、4年間平均で大体452名減、また、直近の2年間、平成27年と28年、この2年間を平均すると年間533人の減なんです。

これから見ていきますと、仮に4年間平均でいきますと、これを10年間すると約4,500人減になるんです。そうすると10年後の人口は、どの程度になるのかといいますと、町長の言われる2万人を通り過ぎまして1万7,000人台、それから直近の2年、525人、542人、これの平均からいきますと、10年後にさつま町の人口が1万6,581人、これになる予想が出るわけです。

これで、なぜ私がこういう質問をしたかといいますと、先日の初日のところでもですが、町長の公共施設等総合管理計画の中でも、本町の人口は2万2,775人、平成28年1月現在で、少々減少傾向にあるんですが、この中でも、平成37年には2万人を割り込むと。20年後、国勢調査でのデータからいくと1万6,000人まで減少すると推計されていますというふうに出ています。

これは本当に真剣に考えていかなければ、目標数値を、今言われた20年後の1万8,200人、これでとどまればいいですけども、今の高齢化が進んできた中で人口減少率でいきますと、直近の2年間平均でいきますと、20年後には、4年間平均でいって20年後1万2,911人、2年間平均をもとにすると1万1,251人、今町長が言われた数字と、もうとてつもなくかけ離れた人口減少が起こる可能性がある。特に、今私が言っているのは、直近の4年間と直近の2年間、この1年間ずつの減少人口を見たときに、そういうのが予想されるのではないかなというふうに非常に危惧しています。

だから、この目標数値はあるんですかという質問に対して、具体的にいろんなことを言われますが、町長もう一回お伺いしますが、こういう実際のここ4年間の1年間の人口減少、これに伴って、具体的にどうすれば、今町長が言われたこの10年後2万人、20年後1万8,000人が維持できるか、お考えがあるのかお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

おっしゃったとおり人口の動態というのが、非常に社会減があるし、社会増減、あるいは自然増減というのがありますので、近年の動きを見ますと、確かに過去の10年間の推移、それから直近の流れからいきますと、300人台の平均からしますと、確かに400から500という数字で人口減が著しくなっていくというのは、もうおっしゃるとおりだと思っております。

そういうことがありまして、こういった今回の地方創生の総合戦略の中で人口ビジョンというのを新しくつくったわけですね。その中で、さつま町におきましては、平成72年におきまして

は1万5,000人までは、何とかキープしましょうという、これについても、今、10年後、20年後の数値をおっしゃいましたんですが、非常に厳しい状況がございます。もうそれは認識をしておりますので。

したがって全国で今、策定をしております地方創生の総合戦略の中でいろんな知恵を出して、人口減に歯どめをかけましょうということで取り組みをいたしてきておるわけでありまして。これについては、もう議員の皆さん方、十分説明をしてありますので判っていただけるかと思っておりますが、その中でも、今回またさらに私のマニフェストの中で、新たな人口減の歯どめについていろいろと出しております。ここの所信表明でもお出ししたところでございますので、御理解いただけるかと思っております。

○岸良 光廣議員

今、町長が説明されたのは、私も十分承知の上で伺っておるんですが。今も町長も言われましたように、直近10年間で300人台から500人台近くに年間の減少が増えていると。これは4年前に先ほど申しましたが私が質問したときに、統計をとったときに、大体350人、多い年で約390人、その推移だったんですけど、ここ直近の2年ぐらいを見ますと、もう大幅に増えています。500人超えているんです。

だから、私が何が言いたいかといいますと、町長が方針を示されているのは、私も十分承知しておりますが、その基本となるものが、大体この300人、350人ぐらいを基本とされているんじゃないかなと。そうであれば、今町長が言われた数字と合ってくるんです。ところが、直近の2年間は、もう550人ぐらいになっている。要するに、町長が方針を出されたときの基本となる数字と、直近2年間、もしくはことしで入れると、基本となる数字が変わってきている。350人から550人に膨れ上がっています。このことをもう少し直視しなきゃならん。

なぜ、これを言いたいかといいますと、ことしの1月に成人式がございました。これは5年前、中学校を卒業した方々、かろうじて300人を維持していますが、ことしの中学3年生の卒業は、さつま町で約160名ぐらいです。半減近い生徒が減っている、5年間で。また、高齢化が進んでいって、この350人の平均から550人ぐらいまで10年間で人口が減るとするのは、高齢化を含めた自然減と子供が少ない、この要因が物すごく大きいと思うんです。

だから、今後について、私が町長に提言したいことは、町長が、方針は、もう私どもも十分、何回も聞いておりますんで判るんですが、本当に今後の見通しとしては、この500人台の年間減っていく、こういう数字をもとにして、もう一回見直しをかけてみたらどうですかと。実態をそぐわない、10年前の350人で、10年後、20年後を語ってもしようがないと思う。いろんなデータあると思うんですが、直近の2年間、特に平成26年から27年に、ここから境として大幅に年間の人口が減ってきています。これをもとにしたときに、今町長が方針で示されている、それと比較した場合に、本当に10年後、20年後、町長が目標とされるその数値に合致するかどうか、これは、やっぱり実態と検証しなきゃならん。

だから、ここで町長に要請しますが、もう一回、方針と現状と比較したときに人口推移がどうなるのか、その辺を検討されるよう要請をして、この件は終わります。

次の質問に移るわけですが、聞いたところ、入札は5,000万円以下が副町長が町長代理として、5,000万円以上が町長が責任者として入札を行われるということなんですが、まず、額の小さいほうから質問を進めていきたいと思っております。

その点で、ここに本日の一般質問のやつが、私のやつは町長だけになっているんですが、私の質問状では、この2問目には町長、副町長の両方に質問するように私は書いて出したんですが、ここで副町長は消えていますんで、それについては事務局のほうに訂正をお願いしたいと思いま

す。その上で質問をいたします。

まず、副町長に質問いたしますが、先ほど町長が申されたとおり、今の入札の状況は適正であるというふうにお考えであるかどうかお伺いします。

○副町長（紺屋 一幸君）

先ほど町長も申されましたように、入札執行に当たっては、それぞれの条例、規則、要項等、それを守った上で適正に執行されているというふうに考えております。

○岸良 光廣議員

適正であるという答弁でございました。それをもとにしてお伺いしますが、ここに公共工事等の入札結果がきておりますが、まずお伺いします。副町長、条件つきであります。この一般競争入札、これの基本理念ちゅうか、一般競争入札は一体どのようなものか御説明いただきたいと思えます。

○副町長（紺屋 一幸君）

もう既に議員も御存じのように、一般競争入札というのは、入札の公告を行った上で、それに基づいて適正な手続を踏んだ上で競争入札に付するという形の執行の形態でございまして、私どもとしましては、さつま町の契約規則に規定してございます手順を踏んだ上で執行しているということでございます。

○岸良 光廣議員

一般競争入札、決まりどおりやっているんだという説明。じゃあ、ちょっと突っ込んだ質問をしますけども、副町長がその入札の責任者として立ち会われているその立場としてでもいいですし、副町長個人の考えとしてもいいんですが、この一般競争入札というのが競争するわけですよ、業者間で。業者間で競争するちゅうことは、基本の価格があって、それに対して受注しようとする方々が競争して落札されるとするならば、当然競争するわけですから落札率が出てきます。副町長が考えられる、このぐらいが妥当じゃないかと思われる落札率ちゅうのはどのぐらいだと思えますか。

○副町長（紺屋 一幸君）

現行の入札につきましては、設計書ができ上がりまして、設計額に伴って執行をしているということでございます。国の指導もありまして、歩切りと言われる予定価格を設けてという形ではなくなってきておりまして、設計額イコール予定価格ということになっておりますので、それに伴いまして、工事の安定的な責任の施工が保たれるということで最低制限価格が設けられているということでございます。

その範囲で入札が執行されて、その範囲で落札が決定するというところでございますので、私が、例えば95%が当たり前とか98%が当たり前とかという見解はないと。私どもとしては、その範囲内でおさまれば適正な入札という形で考えているところでございます。

○岸良 光廣議員

今、副町長が、私が述べるべきではないと言われたんですが、私が聞いているのは、一般競争入札ということは、複数の業者がこの仕事をとりたいんだと、そこで入札を行う。だから、一般競争入札というふうここに明記されていると思うんです。または最低制限価格ありというものもあると思うんです。だから、それに対して、もし私が、今副町長に聞いたのは、一般的な、我々だけじゃなくて一般の町民が考えたときに、一般競争入札で落札された場合に、大体どのぐらいが妥当かなと、そうと思われるパーセントちゅうのはどう思いますかという質問です。一般的な考えで考えて、副町長、その一般競争入札で落札に適正的な価格、個人的な見解でもいいんですが、もう一回ちょっと答弁してください。

○副町長（紺屋 一幸君）

先ほども答弁いたしましたように、設計額がありまして、それに基づいて最低制限価格が設定をされます。現在のところ87%とか88%とか、そういった価格での最低制限価格になっておりますので、その範囲内で落札者が決定されるということでございますので、執行に当たって、執行率が安くなれば、当然執行残というのが出てきますけれども、どの率が当たり前であってということはないというふうに認識をいたしております。

○岸良 光廣議員

だからですかね、本当に今さつま町の落札率を見たときに、今、副町長がいろいろ説明されましたけど、例えば一例を申します。8社の業者が条件つき競争入札最低制限価格あり、8社の競争です。落札率99.42%。これ、競争されたんですか。個人的に、町長、副町長、8社で競争して99.42%というのは、本当に競争があったのかどうか、その辺のお考え、ちょっと聞かせてください。

○副町長（紺屋 一幸君）

設計額イコール予定価格という設定でございますので、それが予定価格を下回らなければ落札ということになりませんので、再入札が発生したり、再々入札が発生するということになります。したがって、100%を切って落札額ということになれば、適正に執行されたということになるというふうに理解をいたします。

○岸良 光廣議員

100%を下回って99.9%以下であればいいんだと、そういう説明ですね。どうですか。

○副町長（紺屋 一幸君）

設計額イコール予定価格ですので、100%の落札額もあります。そこを下回ること適正な落札が執行されたというふうに私どもは認識いたします。

○岸良 光廣議員

そうなんです。実際、競争入札で落札率100%が出てきている。これは、私が本当に疑問に思うのが、落札率が99%以上、99.2、99.6、中には99.9という落札率もあります。その中で一番驚いたのが、落札率100%です。これ、町長にお伺いしますが、この99.9とか99.6とか、落札100%。これ、本当に一般の町民が聞いて妥当かと思うのか、これはおかしいと思うのか。町民にこれ一般公開して、どういうふうな反響があると思われませんか。

○町長（日高 政勝君）

先ほど副町長が申し上げましたとおり、最近、もういろんな積算をするんですけど、労務費とか資材の単価とか、あるいは標準的な数値、いわゆる歩掛かりというのは、もう業者は全て判っているんですよ、公共単価で。その設計は、大体、物価版を見れば判るわけですから、それでまた今は、先ほどもおっしゃいましたとおり、その設計額を、昔は予定価格を幾らか査定をしておったんですよ。それは絶対するなということで国の指導があるもんですから、もう設計額そのものなんですよ。その物価版で全部判っていますし、あとは業者の皆さん方というのは、できるだけ落札、競争は確かにありますけれどもやはり落札をするとなると請け負って、経営がありますから、やはり落札の高どまりというのは、お互いにそういうところに出てくると、結果的にそうならざるを得ない状況は今あるわけですよ、99%とおっしゃいますけど。やっぱり、そこに皆さんもうできるだけ落札を、いわゆる最低制限価格額を下回るようなことでは不落になりますし、もう最低制限額ぎりぎりのところにあっても、その辺も大体何%という最低制限価格ももう出ているわけですから、その中で競争をされるわけですから。それで会社の経営を考えたら、それは、もうやっぱり予定価格すれすれのところで入札されるということも、競争の中では、

そこに集中をせざるを得ないというのがあるんじゃないかと思っております。

○岸良 光廣議員

信じがたい発言ですね。確かに公共工事をして、赤字という仕事は出したらいかんわけです。また、業者もとったらいかんわけです。ただし、近隣のところのを全部調べてみました、私も。出水市、川内市、こんな99%台の落札率はあり得ないんです。さつま町だけ突出しているんです。それと、今言われましたけど、中には88%、89%、87%という落札率もあるんです。だけど、なぜか最近になって、私は98%もびっくりするんですけど、中には80%台もある中において、98%前後ちゆうのは物すごく増えてきて、その中で99%、100%。

質問の趣旨は何かといいますと、公共工事というのは税金ですよ。町民のお金です。町民から預かっているお金で公共工事を発注するわけです。ということは、さつま町民も、この入札がどのぐらいで発注されているのかという情報は知るべきだと思うんです。

私は、この質問、なぜしているのかといいますと、この落札率結果を町報に出しましょうよ、町報に。これは町民の財産で発注している仕事です。決して、これは、さつま町の執行部の個人のお金ではありません。さつま町民の税金を預かって、町長初め執行部が、みんな協議して出している仕事。これに対して、我々議員だけに、こういう入札結果というのを議員だけに出すんじゃないくて、町報に全部、入札結果を出しましょうよ。そうすると多分、大方みんな、何よ、この落札率はとびっくりすると思いますよ。

今、町長も副町長も言われましたけど、99.9があってもおかしくないんだと、100%があってもおかしくないんだと言われるのであれば、普通に考えて、どういう状況で入札されているんですかと。

例えば、一つの中で12社で競争されて、金額が予定価格が2,410万円、99.36%、落札が2,397万円。これ、12社が競争して、入札者が99.3で落札しているということは、ほかの11社は、これよか金額が下回ったというふうに考えればいいんですか。

私、この99.36%で入札された企業のほかに11社あって、これが条件つき競争入札最低価格ありで競争されたなら、この1社が一番妥当だったんだと、それで間違いないんだと、町長、副町長の答弁からするとそうなるんですが。とてもとても一般町民から見れば、競争入札でこんな99%、100%という落札額ちゃ、あり得ないと思うんですけど。副町長、これは金額が5,000万円以下です、もう一回お伺いしますけど、一般町民が納得できる率ですか。

○町長（日高 政勝君）

とにかく、今は昔みたいでなくて、予定価格の歩切りというのは全くできなくなっていますので、いわゆる業者の積算というのは建設物価調査会という、月刊誌が、単価が出ておりますし、それを見たら公共単価とほとんど変わらんわけですよ。大体同じようなものですから、それを見たら全部判るということですから、それでそういうソフトが民間にはずっと業者には入っているわけですから、それを見たら設計額も判るわけですよ。

それで、昔はそれから予定価格というのは、幾らか何%という形で歩切り、歩切りち言わんほうがいいんですけども予定価格を定めよったんですけども、それはもう全くするなということになっていますので、違法だということでは言われていますから、それはもうできないということですので。

先ほどから申し上げましたとおり、競争にはなっておりますけれども、その人たちも各業者の皆さん方の経営努力で幾ら入札をするかというのは、それだけの判断をしてやられるわけですから、結果的にそうであっても、我々はもう競争があったものとして受けざるを得ないと。先ほどありましたとおり、予定価格の範囲内、工事については、製造の請負については最低制限価格も設

けますので、その範囲内であれば適正な競争があったということを見て落札を決定をするということですので、私どもがおかしいおかしいと言われてもどうしようもない。これはもう適正に行われたという判断しかないんです。

○岸良 光廣議員

町長がそこまで言われりゃあ、もうこれはどうしようもないことなんです。

ただ、私が非常にこれは疑問に思うのが、確かに予定価格は出ているんですが、その中で予定価格があつて、その中で競争入札をするわけでしょ。競争入札をして、99.9%、100%という落札率で工事が落札される、複数業者。ということは、逆を返せば、業者間が話し合いをしているというふうな理解をすればいいんですか。

今、町長と副町長の話を聞けば、業者は全部予定価格は公表してあるんだと。確かに公表してあるでしょう。そん中から、逆に歩切りとか何とかは私一切言っていないよ。予定価格があつて、それに複数の業者が競争入札をするわけだから、ですよ競争入札をするということは、100%から下がらんないかんわけですよ。仮に、10社が10社、皆競争すれば、予定価格が100万円だと。とろうと思えば、100万円じゃほかに負けるわけです。ほかに10社あれば、どんだけとろうか。そうすれば、99とか100とか、あり得ないと思うんです。適正な競争が行われておれば。

だから、今町長と副町長が答弁されることを、本当にこれ、さつま町民全員に聞いてほしい、私は。決して、建設業者を責めているんじゃないです。建設業者は当然、公共工事等を、災害等を考えたときに、建設業者は育成していかないかん、それは私も十分判っています。それは判った上で、こういう数字が99.9、99.8、100%という落札率が出てきても当然なんだと、おかしくないんだと言われる町長と副町長のこの答弁に、私は本当にびっくりしているんです。私がびっくりしているのは、じゃったれば、なぜ競争を入れるんですか。競争していませんよ、これは。競争して99.9とか100とか、あり得ないですよ。本当に町長、競争があつたと思われませんか。

○町長（日高 政勝君）

何回それを言われても、適正に資格のある方を入札に参加をしていただいて、それだけの思いで入札をされるわけですから、この設計単価とかそういうものは全て見たようなことで判っていますし、予定価格も何%ちゅうのは、もうそこまである程度判っているわけですから、あとは業者さんの皆さん方の、自分たちの経営を考えて、どこまで入札したら経営的にも大丈夫だとか、あるいは社員も使っていらっしゃるわけですし、いろんな資材も使っていらっしゃるわけですから、そういうことを考えて入札をされて、結果的に、たまたま100%になったり、あるいは99.何%になったり、それはあり得ることだと私は思っています。

それで、本当に、もうどうしてもとりたいという方は、中には、それは最低制限価格すれすれのところまでやられる方もあるんでしょうけど、それはいろんなケースがありますので、それは結果として判断をしていかざるを得ないと、適正に行われたということしか、我々としては言いようがないわけです。

例えば、ほかの団体の場合も見ても、5社が同じ落札をしておる、これは億単位の仕事ですけど、5社とも同じ単価だったんです。結果的には、くじで決めたということになっています。そういう例もありますので、これがおかしいんじゃないかと言われても、これはもう入札の結果ですから、適正に行われたというしか、我々は判断はできないわけです。それだけは御理解をいただきたいと思います。

○岸良 光廣議員

今、町長言われましたよね、5社、同じ金額だったと、それでくじをしたんだと。私は、それは適正だと思いますよ。5社、入札に参加して、5社とも同じ金額だったから5社でくじを引いて、くじで勝ったところが落札した、これは妥当ですよ。

であるならば、そんなら100%で落札しているところなんかが、100%、何社かあってくじを引いたのであれば、私は妥当だと思いますけども。それでなくて、こういう数字であるならば、やっぱり私は疑問を持つべきだと思うんです。

これは、先ほども申しましたけども、確かに最低制限価格が公表されているから、我々はどうにもできないんだというふうに町長も副町長も答弁されました。その中で、であるならば、競争入札であるならば、ほかにも80%台でもとっている企業もあります。競争するのであれば、今、町長と副町長の答弁をそのまま理解すると、業者間が決めたやつやっで、もうタッチせんとやと、業者の人がしたことやという答弁でしか聞こえないんですけど。だから、それを裏返せば、業者間で語れば100%でもいいのかなと、町長はそういう答弁をされているのかなというふうに受け捉えるわけです。

だけど、私が言っているのは、こういう入札結果を、もう一般に公開しましょうよ。町民がどういうふうに理解するかどうか、当然町民も知るべき権利があると思います。そうなったときに、本当にそれで通るのかなと。

もう、これ以上同じことを何回も申しません。今後について、この入札結果を、この結果表を、町長、今後町報に載せていただきたいというふうに考えているんですが、それについて町長、お考えをお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

この入札結果については、今も閲覧で誰でも見れるところになっていますので、それはもうやっていますけども。これは適正に行われた結果のことでありますので、公表することは差し支えないことでもありますけども、今後ホームページとかそういうところで、また公開をしたいと思います。

○岸良 光廣議員

町長、逃げないでくださいよ。閲覧なんて、役場に60、70過ぎた人たちが閲覧の仕方を知らないでしょう。ホームページ、以前も言いましたけど、パソコンのインターネットを使える町民が、60歳以上の方が何割いるんですか、さつま町に。1割いませんよ。自由にパソコン扱って、65歳以上の方がインターネットを通じて、その中から全部出して、公共工事の落札率、結果はどこにあるか、判る人が9割でもいれば私も何も言いません。

でも、これは町民の財産である税金を使っているわけですから、これは町民に広く見てもらう、知ってもらう、知る権利があるわけです。それをするためには、本当に町民が無理なくいろんな情報を得るためには、私は町報が一番だと思う。

もう一回聞きます。町報に掲載するお考えはないですか。これは、今言うたインターネットも、閲覧も若い人はできますけども、高齢者の方も知る権利があります。そういう意味で町報に掲載される考えはないか、もう一回お伺いします。

○町長（日高 政勝君）

この入札の関係につきましては、先ほどから出ておりますとおり、役場のほうも、あるいはいろんなところでもですけども、適正に、いろんな法令に基づいて、この手続を踏まえてやっているわけです。その結果がこういう入札の結果として、確かに高率ではないかと言われますけども、そこに不思議に感じる。それはもう結果であって、それが談合であるとかそんなことは、今はその時代では私はないと思っていますので、そういうことはあり得ないと思っておりますので、適

正な結果については、見れる人は見に来ていただきたい、あるいはホームページ、それでも十分いいんじゃないかと私は思っております。何か不正でもあればあれでしょうけど。

○岸良 光廣議員

町長、私、談合って一言も言っていませんよ。談合って、私言いましたか。

○町長（日高 政勝君）

先ほど言ったじゃないですか。

○岸良 光廣議員

記録を調べてください。談合って一言も言っていませんよ。私、談合と言ったことあるならあれですけど、そんなこと一言も言っていませんよ。冷静になってください。

そこで、町長、私は本当はこれは5,000万円以下の案件でしたから副町長に聞くつもりであったんですが、町長、本当にこれは、そんな感情的になっても構わんですけど、私が言っていないことを言ったらいかんですよ。談合の一言も言っていないですからね。これは、あとで確認してください。

それと、今町報に載せる考えはないと、やましいことはない、ちゃんと適正に行われたんだということであるならば、なおさらのこと、適正であれば、税金の使い道、これで公共工事をこういうふう今回発注しました、業者はここです、落札率何%で、この業者が落札しました。これ、町民にやましいことがなければ、全部町報で知らせればいいじゃないですか。インターネットと閲覧だけやったら、高齢者をそっちのけにするんですか。閲覧に来れる人だけ、インターネットを見れる人だけ見ればいいんだと。インターネット見れない、閲覧にも来れない、そういう人たちは見る資格はないんだと、見なくてもいいんだと、町長がさっき言われた答弁はそうなりますよ。

そうじゃなくて、町民一人一人に、やはり知る権利があるわけだから、せっかく町報を出しているんであれば、そういう中でこういうのも入札結果もやましいことはない、町長が堂々と言われました。であるならば、載せるべきです。載せて、町民一人一人に知る権利を十分与えてほしい。今の状態であれば、一部の人だけ見て、インターネットが見れない人、閲覧に来れない人、そういう人たちはいいんだと言わんばかりの答弁ですよ、今の町長の答弁は。

まだ時間はありますけど、もうこれ以上言っても仕方ありませんので、最後に町長に、これは要請ですが、やはり町報なんかを使って高齢者、独居老人の方も、みんなが情報を共有する、これが新しい町長の運営に対しての一番基本だと思うんです。町長が言われていることだと思うんです。その中では、やはり税金がどういうふうに使われているのかに対しては町報に掲載していただくよう強く要請をしまして、私の質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

私どもの仕事というのは、確かに町民の皆さん方の税金をいただいて、公正に適正に使わせていただいておりますので。広く町民がいろんなことを知るということは非常に大事なことで、それはもう大事なことです。例えば今、関心のある方については閲覧もできますよと、そしてまたホームページにも出すようにしますからということを行っていますけど。

広報紙も、やはりいろんなニュースを町民の皆さん方に広く判っていただきたいということで、限られた紙面で、そしてまた今までもいろんなニュースが載せられないところもありますので、やはり必要最小限の最善のことを出しながら町民の皆さん方には知らしめていく、そういう姿勢は変わらないわけであるんですが、紙面の都合もありますので、その辺はまだ十分検討させていただきたいと思えます。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、岸良光廣議員の質問を終わります。

次は、1番、上圀一行議員の発言を許します。

〔上圀 一行議員登壇〕

○上圀 一行議員

おはようございます。1の子供支援対策について、町長にお伺いいたします。

町長は所信表明の中で、「まず、1本目の戦略目標であります“未来を担う子どもたちを産み育てやすい環境の町”であります」と述べております。

本年度も環境整備を進められているところでございますが、母親は働きながらの子育てが現状であります。国の制度も昔よりはよくなりました。母親自身は、妊娠、出産、子育てに仕事を休まなければならないことから、さつま町独自で母親への助成金を支給する考えはないかお伺いいたします。

2つ目は、保育料の助成について、これも所信表明で「保育料徴収金の軽減について、さらなる軽減に努めてまいります」とございます。現在、国、県、町の助成により、第1子、第2子、第3子、それぞれ助成がなされており、第3子以降の保育料は無償化となっておりますが、これをさつま町は全ての保育園児の保育料を無償化にできないかお伺いいたします。

2番目に、高齢者支援対策についてお伺いいたします。

これも所信表明の中で、「二本目の戦略目標であります“高齢者が安心して幸せを実感できる暮らしの町”の実現」であるとございます。

現在、本町では、高齢者を支える体制を整備するため、高齢者支援課の設置に取り組もうとされておりますが、本町では施設入所の待機者が、重複申し込みも含めて300人とも言われております。

国も自宅でのみとりを推奨しており、これは平成28年、昨年7月7日の南日本新聞に大きく掲載してございました施設の増設も考えられないことから、自宅での介助者への援助はできないかお伺いするものでございます。

3番目に、教育長にお伺いしますが、子供たちが本町に残る施策について。「将来、1人でも多くの卒業生が残って本町を支えてほしいと願うところでございますけれども、本町にはすぐれた事業経営者、農業、企業、商工業の方が多くいらっしゃることから、こういった経営者の方々に講師に依頼して、中学校、高校での授業に取り入れる考えはないものかお伺いいたします。

以上でございます。

〔上圀 一行議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

上圀一行議員のほうから、子供支援対策、高齢者支援対策ということで御質問をいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、母親への助成ということでございます。つまり保護者への支援援助のことについてかと思いますので。子育てに関する助成金としましては、国の児童手当制度が平成22年度から創設をされたところであります。現在は、24年に児童手当から子ども手当へ移行をしておりますけれども、それから児童手当にまた名称が変わったというようなことで、また、内容につきましても拡充をされてきております。中学校卒業まで支給されておまして、実態としましては、3歳未満の方が1万5,000円、3歳以上の2子までが1万円、第3子以降の方が1万5,000円、中学生が1万円ということでございまして、これ、所得制限以上の世帯につきましては、一律

1人当たり5,000円という支給の内容でございます。

本年、身近なところで6月支給がございますけれども、本町におきましては、今申し上げました支給の家庭が1,278世帯2,390人の子供さんたちにとということで、総額で1億296万5,000円が支給をされております。

このようなことがございまして、町としましては、ほかの面にいろんな支援対策を講じていきたいというふうに考えております。

そのほか、平成26年の4月から発達障害児支援の強化を図るために専属の保健師を2名配置をいたしました。そしてまた、平成27年度からは、保育料の、国がやっていない第1子の方に1割軽減を町単で実施をいたしましたところでありまして、平成28年度からは学童保育ですね、こういったことにつきましても拡充をいたしてきておりまして、子育ての支援対策を発展的に実施をしてきているところであります。

今後におきましても、所信で申し上げましたとおり、子供を育てる環境整備をしたいというようなことで、役場の組織も判りやすく、子ども支援課という課を改編をいたしまして設置をするということや、子育てに対する専門相談員、この方も配置を新しくしていきたいというようなことで御提案をいたしているところでございます。

そのほかあの、あとも結構出てまいります給食費の軽減、あるいは医療費につきましても、中学校から高校生までは拡充しますということも考えておるところでございまして、こういったことを保護者である母親という立場からいいますと、非常に大きな役割を果たしていただいておりますので、母親という立場だけを捉えてやるのかという問題もありますが、私はこの保護者という大きなくくりの中で御支援ができたというふうで捉えておりまして、こういったことを踏まえまして、やはり保護者の皆さん方が養育に当たりまして、いろいろと御負担が大きいですので、それを軽減して、子供さんが生まれ育てやすい環境をつくっていきましょうということに取り組みをいたしているところでございます。

それから、2番目の保育料の軽減につきましてでございます。

現在、国の政策とあわせて町もやっておりますのが、第2子が50%の軽減、それから第3子以降につきましては無料ということになっておるわけでありまして、先ほど申し上げましたとおり、さつま町におきましては、これに加えて第1子につきましては1割軽減をしますよということで実施をいたしているところであります。

昨年の1割軽減の実績としましては、1割だけでも1,220万5,000円必要になっております。子供の数が減少傾向にある中で、できるだけ2人以上の子供さんを持っていただきたいということで、それぞれの家庭への支援というのが大変重要であると考えておるところであります。

そういうことで、今回の第2子につきましても、町独自の軽減策を本年度中には拡充をしていきたいと思っております。今、5割ですので、これをまだ拡充をしていきたいということで考えておるところであります。できれば7割までは軽減ができたらと思っております。

そのほかあの保育制度の関係につきましても、子ども・子育て支援制度というのが平成27年度から施行されておりますので、認定こども園ですね、これも保育園の方々が、やはり国の制度が保育園と幼稚園が、もう合体した形でのそういう方向に出ておりますので、町内の保育園さんにおかれましても、こういった方向での取り組みも検討が進んでおります。こういったことになりますと、当然また町からも支援というのは出てくるわけでございます。

それから、やはり企業の方も保育をしていまいしょうということで、企業主導型の保育事業もスタートをいたしているところであります。こういった保育制度というのは大きく改正をされてきておりますので、こういったことに伴って、町にとりましても新たな負担が出てくると、支援

をしているというようなことで御理解をいただきたいと思うところでございます。

子供を産み育てやすい環境のために、先ほど申し上げましたとおり、保育料につきましても、さらに拡充を軽減をしていきたいと思っているところであります。

それから、高齢者の支援対策でございますが、本町では高齢化率というのが県内43市町村のうちに三十八、九%の割合でありますので、もう上位から10番目ぐらいに位置する高齢化率でございます。超高齢化社会ということでもございますので、こういった高齢者支援対策というのは大事なことであるということで、先ほどの子育て支援と同様に高齢者支援についても、私のマニフェストの大きな柱に掲げているところでございます。

それから、現在約8,500人ですかね、65歳以上の高齢者人口というのが、その中で介護認定者の数というのが1,778名でございます。認定率が20.8%ということでございます。

最近におきましては、少しずつ前は22%ぐらいありましたんですけどだんだん下回ってきております。一つは、今、ころばん体操とか、各地域でいろんな相互事業に取り組んでいただいておりますので、あるいは自分の健康づくりとか、一生懸命、元気度アップ事業とかいろんな取り組みをしておりますので、こういった成果が少しずつ現れているのか判りませんが、こういう認定率が若干下がってきております。非常にいい傾向だなと思っております。

それから、介護が必要と思われまます要介護4以上の方というのが463人いらっしゃるようでございます。それから、通所とか訪問などの在宅サービス、入所による施設サービス、こういったものがありますが、本人とか家族の意向、あるいは施設入所の待機状態などで自宅介護をされる方もいらっしゃるようでございます。この特老への入所待機者につきましては、重複を除きますと希望者は148人ということでございまして、うち対象となる特老に入られる方というのは要介護3以上ですので、これは、もう十分御承知のとおりであります。133名いらっしゃいます、148人のうち、この対象者ちゅうのは要介護3以上の方133人です。こういったことでございます。

それ以外に自宅での待機者というのは26名いらっしゃるようであります。この自宅での介護というのは、確かに介護をされる方々につきましては、日常の多くの時間を介護に充てられまして、肉体的にも、また精神的にも、あるいはまた経済的な負担というのも大変大きなものがございますので、町としましては、これらの自宅介護をされる方々に対して少しでも経済的に支援をする必要から、家族介護の用品の支給事業を実施をしているところであります。これは、要介護4以上の方を自宅で介護されている場合に介護用品の引きかえ券ですね、月5,000円交付をいたしております。年間6万円の支援を行っているところであります。

今後につきましても、いろんな支援のあり方というのは出てくるかと思っておりますので、いろいろ研究もしてまいりたいと思っているところであります。

確かに、今、国のほうでも在宅医療、在宅介護、在宅看護とか、そういうあり方によって変わってきておるようであります。これは施設での入所に限りがあるということが、もう都会を初めとして、こういう地方におきましても施設入所というのは、これから非常に難しいところになってきますので、どうしてもやっぱり在宅介護、在宅医療、在宅看護ですか、そしてまた、今、町が進めております地域でのいろんなサロンを通じて相互事業を、地域支援推進などを設けて、健康推進とか、あるいは在宅介護アドバイザーとか、皆さん方の御協力をいただいて地域で支え合っていきましょうという形を、今ずっと取り組みをいたしておりますので、そういう方向は流れております。

過去におきましては、このみとりも、ほとんどが自宅でみとりという形があったんですけども、今は施設でのみとりが80%から90%になっているわけですので、やはりそういうところ

も変えられたらというのが国の考え方でありますので、私どものまちにおきましても、そういう流れに沿った形での取り組みができるところは、もう取り組みを進めていきたいと思うところがありますので、おっしゃる支援については、今後も努めてまいりたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

本町の子供たちが高校または大学等を卒業後、本町に残って活躍することは、人口減少の克服や地域経済の活性化など、地方創生にはなくてはならないことであり、このことは本町の大きな課題でもあると認識しております。

議員御質問の、すぐれた事業経営者を講師に依頼し、学校の授業に取り入れることができないかということではありますが、小学校、中学校で推進しているキャリア教育の中で、町内の全学校が事業経営者や農業従事者等を講師に招聘して授業を実施しているところであります。

例えば、小学校では、トマト、キンカン、マンゴー、ブドウなど、本町の特産物や特定の農作物に的を絞って積極的な農業経営をしておられる方を招いて、話を聞いたり、実際に作業をしたりする活動を通して、働くことの喜びや農業の未来等について学ぶ学習を行っております。

また、中学校では、町内で活躍されている建設業、自動車整備業、飲食業、農場経営者、企業経営者等を講師に招いて授業を実施し、地元で働くことの意義や喜び、地元の産業、経済等について学ぶ学習をしております。

また、各中学校の3年生は、町内の事業所や店舗等にて、3日間の職場体験学習も行っているところであります。

このような学習を行うことにより、児童生徒は郷土を愛し、自分の夢を育み職業観を培うとともに、本町で働くことのよさを実感しているところであります。

本町には、小中学校のキャリア教育の講師としてすぐれた方が多くの分野にまだまだたくさんおられると思いますので、その方々を積極的に学校に招き、郷土に誇りを持ち、志を高くし、地元に残って、さつま町のために貢献できる人材が育つよう努めてまいりたいと考えております。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね10時45分とします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時42分

○議長（平八重光輝議員）

予定より少し早いですけれども、おそろいですので、よろしいですか。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○上圀 一行議員

子供支援対策の母親への助成金と申しますか、それをお尋ねしたわけですが、年間140名前後の出生でございますので、お母さん方に何とか力を貸していただきたい。

それから、2つ目の保育料の助成ですが、おととい、10日の読売新聞に掲載してございました。国も無償化を検討しておりますけれども、1兆幾らの財源が必要なために、ちょっと今回は見送りということでございましたので、さつま町は国に先駆けて、これも実施していただければ

いいんじゃないか、そういうふうに思っております。

高齢者の支援対策でございますけれども、自宅介護を、自宅みとりを申しますが、独居老人の方が多くおられますので、この点も。3番目の教育長にお伺いしました全てのものが人口減に歯どめをとということで御質問させていただきました。要望と申しますか、御検討していただければありがたいと思います。

以上で終わります。

○町長（日高 政勝君）

まず、子供の支援対策の1つとしての母親への助成でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、母親という保護者の立場に対して、町としてはいろんな手だてを講じておりますけれども、例えば母親の直接的な関係では出産の関係が出てまいりますけど、これも出産手当については国の制度として、出産手当で経費がほとんど補てんをされるぐらいの額が出されておりますので、これについては特段町としましてもしておりませんが、ただ、出産後については、町内にそういう施設がないということでありますので、産後ケアとか、そういう形の支援もいたしておるところであります。

あと、いろんな支援対策については、先ほど申し上げたようなことでございますので、さらにまた、いろんな状況については、今後詰めをさせていただいて、必要なものについては、また創設をしてみたいと思うところあります。

また、保育料の関係の無料化ですけれども、これも第2子につきまして、第1子は1割、それから第2子の50%を、先ほど申し上げましたとおり、20%加算をして7割ぐらいに軽減ができないかなというふうに考えておりますので、そういったことについては、かなり財源が必要でありますし、また別途、給食費も軽減ができたらと思っておりますので、幅広くいろんな面に支援対策を講じていきたいと思っておりますし、いわゆる医療費につきましても、先ほど申し上げましたとおり、高校生まで拡充をしたいとかですね、あるいは予防接種についても、今、町単でもいろんな助成をいたしておりますので、さまざまな支援対策を講じて、子供さんたちが生まれやすい、そしてまた育てやすい環境づくりに、これからも努めてまいりたいと思っております。

それから、高齢者の支援対策ですけれども、これにつきましても、今、介護用品の支給事業をいたしておりますので、この辺につきましても待機者の方が26名ということでございますので、やはり大変な状況があることを考えますと、さらに支援ができるところは検討はしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（平八重光輝議員）

3回目以降はよろしいですか。

以上で、上圍一行議員の質問を終わります。

次は、13番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

さきに通告しました農業政策の質問をいたします。

4月の町長選挙では、3期目の当選をされました。おめでとうございます。

ところで、6月6日に、町長のこれからの4年間の所信を伺いました。率直に申し上げて、いま一つ熱意が伝わらない、以前と変わらないのかなと思いました。しかし、所信の最後の末尾で、「この4年間は次なる10年の節目として、飛躍を図る大切な期間である」と述べられました。まさに、私も同じ気持ちとするものです。私たちの動きには、町民の方々は注目されていること

でしょう。

さて、本題に移りますが、農林業はまちの基幹産業であり、現在の状況を危惧されている、また、まちの大きな課題であることは町長も実感されています。これまでも、昨年、営農専門指導員の設置、そして農の里親制度、そしてことしには林政アドバイザー、子育て支援の設置と、町の抱える問題に取り組まれる姿勢には感銘を受けていますが、農業は我が国経済の大きな基盤である。先般、九州のあるリーダーの方は、観光産業と1次産業を伸ばし、九州の経済をさらに伸ばしたいと、九州に対する意気込みを述べておられました。農業振興が地域に与える付加価値は大きいものがあります。

それでは、前置きが長くなりましたが、町長の農林業の危機状況の打開策について、いかにお考えなのか伺いいたします。

本町の基幹産業である農業を取り巻く環境は、高齢化に加え、後継者及び担い手減少と厳しい状況下にあります。これまでも多種の政策に取り組み、農政の充実を講じられたが、現状ではなかなか回復が見られない。町長は今期の所信で、国県等の事業を有効活用するとともに、県単事業による取り組みを進めるとしていらっしゃいますが、次の2点について、具体的に取り組み姿勢をお伺いいたします。

1点目に、農の里親制度は重要な施策と捉えるが、現在までの効果を踏まえ、今後の取り組みをどのように進められるのか伺いします。

2点目に、町内5カ所の物産館において、商品の出荷量が減少している現状を踏まえ、園芸作物の苗を配付するなど、高齢者の元気づくりとあわせて本町の農業振興を図る考えはないか、1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

川口憲男議員のほうから、農業政策への取り組みということでお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、農の里親制度は重要な政策と捉えるが、今後のさらなる取り組みをどのように進める考えかということでございますけれども、農の里親制度につきましては、この6月の所信表明、そして補正予算のほうにも御提案をしておるところであります。その概要について、若干説明をさせていただきます。

本町の新規就農者は、年間、平均5名程度でございます。どうしても、やはり高齢化がどんどん進んでおりますので、担い手の確保というのが重要な喫緊の課題でございます。そういうことで、こういった農業後継者の確保につきましては、いろんな手だてを講じているわけでございますが、やはり新規に就農するとなりますと、いろんな技術の習得というのが必要でございます。そのために親元とか、身近にはそういうところがあるわけでありまして、親戚の農家等もありますし、あるいは、もっともっと、この町内にも先進農家というのがいらっしゃいますし、そういうところとの提携というのが当然必要になってまいります。

そしてまた、今都会の方等がIターンをするとか、就農をしてみたいという方も増えつつあります。そしてまた孫ターンとかが言われておりますけれども、そういったことも多様性が生まれてきておりますので、新たに農業を始めようとする方に対しましては、この農の里親制度というものを創設をしていきたいと思っております。

これにつきましては、町内の指導農業士の方、あるいは先進農家というのがいらっしゃいますが、そういう方々に里親になっていただきまして、最長2年間、農業技術や農業経営等を指導し

ていただき、いわゆる後継者あるいは新規就農者として育てていく考えでございます。

どうしても新たな担い手の確保というのが、先ほど申し上げましたとおり、喫緊の課題でございますので、将来も安定した農業の振興、いわゆる基幹産業としての位置づけをしている以上は、こういうことが課題でございますので、取り組みをしていきたいということで、その里親に対します制度を創設をしていきたいと思っております。研修費としまして、補正予算に、受け入れ農家等については、その謝礼金と申しますか、そういうものを計上いたしているところであります。

それから、町内5カ所の物産館において、商品の出荷者が減少している現状を踏まえて、園芸作物の苗を配付するなど、高齢者の元気づくりとあわせて本町の農業振興を考えることはということでもありますので、これにつきましては、物産館につきましては、農家が自ら育てたものを自分で値段をつけて消費者へ販売するということによりまして、つくる喜びと生きがいを感じる、そういったことができる施設でもございます。町内の方々へは、四季を通じたすぐれた農林水産物を活用いただく地産地消の意義と、町外から物産館を訪れたの方々へは、町の魅力の情報発信、そういう場、交流の拠点でもございます。

町内の物産館は、平成6年10月のひらかわ屋を初めとしまして、平成9年にさつま特産品直売所、平成12年に自慢館、平成14年にちくりん館、平成16年にせせらぎの郷二渡の開業がされております。この5カ所の物産館がありますので、現在は指定管理等によりまして運営をいただいているところであります。町内農林業者、商工業者など、それぞれの起業者が特産物を出荷をされております。5つの施設の合計で、平成19年度の来館者というのは65万3,000人、売上高で6億4,100万円ということで、これまで最高の実績となっております。

また、過去3年間の出荷会員数も、平成25年度が1,029名、平成26年度が1,008名、平成27年度が986名ということで、高齢農業者の方々の方が脱会をされているということもありますし、やはり会員数が年間、人口減少等に伴いまして20名減少している現状がございます。ということから、各施設におきましても、新たな出荷者の掘り起こしを図っている状況がございます。

町におきましては、昨年28年度に国の交付金事業と県の地域振興事業を取り入れまして、物産館の活性化に向けた取り組みを行ったところであります。

主な取り組みとしましては、専門家を招きまして、第一段階として各物産館の現状の分析、第二段階では、分析に基づく物産館の経営や出荷物の増加対策の指導、第三段階におきましては、出荷会員への商品づくりの指導、そして最終段階としましては、それぞれの各物産館ごとの活性化に向けた取り組みの指導をいただいたところであります。

この結果、28年度の実績におきましては、若干減りつつありましたんですけども、これが28年度におきましては、来館者が51万6,000人と上向いてきております。そしてまた売上高におきましても5億5,200万円と伸びてきているところであります。29年度については、その実践に向けた取り組みを各物産館で取り組んでいただきまして、町もその支援を続けているところであります。

また、本年度から営農の専門指導員も配置をしまして、通常の園芸等の指導のほか、今申し上げました5つの物産館に対しましても、それぞれの出荷者の皆さん方に野菜づくりの講習会を開催していく、また日常的に物産館を訪問していただきまして、出荷会員の皆さんからの相談にも対応していただいているところであります。

今後におきましても、各物産館の魅力向上と特徴ある活動、連携したイベント、企画等の実施に向けた取り組みを支援をいたしまして、少しでも多くの農産物を出荷をしていただくことによって、売り上げの増加と消費者に喜ばれる物産館づくりへつなげていきたいと考えているところ

であります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○川口 憲男議員

町長のほうから答弁いただきました。

農の里親制度、この効果ということは、以前に、昨年9月ですか、一般質問したときに町長が里親制度を確立していくということでしたので、その当時動くのかなと思うのですが、今回の6月の補正予算に出ているように、指導者といいますか、農家の方々への補助が出ているように見受けられました。

町長、公社を設立することも、以前から議会の中でも質問等がありましたけれど、公社を、いろいろ問題点もあるし、これに対しては以前質問の答えにもありましたように、この里親制度をさつま町の取り組みとして充実させるには、今度の補正に提案されています指導農家ですか、現在ある指導の農家、先ほどの上野議員の質問にもありましたように、町内には優秀な事業経営者、農業、商業いらっしゃるということでありましたけれども、そういう方々の協力も非常に大事じゃないかと、受け入れ態勢が非常に大事じゃないかと私も考えております。

さつま町の農業の充実を図るには、このことにつきまして、町長の英断以外の何物でもないことだと思います。もちろん、町を挙げて後継者あるいは町外から、そういう農業に頑張る若者を就農させることも大事だと思っております。議会としても、どういう方がいいのか、議論が必要だと私も考えておりますが。

町長、再度お伺いいたしますけれども、昨年までこういう方が5名ぐらいいらっしゃるということもお聞きしておりました。これ以上、農業の後継者、ここあたりを充実していくために、さらなる里親制度の充実を図るという考え方から、先ほど申しあげましたように指導者ですか、受け入れ農家の体制づくりということがありましたけれども、こういう受け入れ農家に対する協力体制とか、こういうところはどういうふうに取り組んでいかれるものか、そのところを、もう一点お聞きしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

先ほど申しあげました里親制度の指導的な立場の人、現在、指導農業士12名ですか、それから農業経営者クラブの方が14名いらっしゃいます。非常に企業的な感覚を持って農業に携わっていらっしゃいますので、こういった方々を中心に、いろいろと新規就農者あるいは後継者含めて、自分が思っている分野の業種について勉強する機会があればというふうに考えておりますので、そういう体制は、例えば指導農業者クラブ、そういう組織はもうでき上がっておりますので、そういう方々を、いわゆる後継者等が何を勉強したいか、その作物ごとにお願ひすることになるかと思っておりますので、それはこういう関係の皆様方には十分協力をいただくようお願いをしまいたいと思っております。

過去におきましては、町とJAで農業公社の設立もありまして、こういう農業研修制度もやっていこうという構想もあったんですけども、ただ実態として、そういう組織を立ち上げたときに経営的になっていくかと、何をもちて経営をしていくかとなると非常に難しい問題がありましたので、そこまで至らなかったわけですが、実際はこういう形で効率的に対処ができるかと思っておりますので、これについては早速取り組みを進めていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

経営者クラブとこの受け入れ農家に対する体制といいますか、こういうこともある程度進んでいると、進んでいるというか、進めができるということをお答弁いただきましたけれども、ぜひ、まずは今町内の農業されている後継者、あるいはここら辺から手始めに始められて、今、新しく

部外からのこういう農業に参加する、そういう方も受けられるという形もできていくんじゃないかと思っておりますけれども、このことにつきましては、私も以前からいろんなまちの例を申し上げて、町長にも提案したことがあります。

実際、一番手早いのが後継者を育てることが一だよと。そしてまた、その次には受け入れ態勢の準備が出ていくよということになるかと思うんですけど、まずは地元の後継者をいかにして育てていくことが大事かと私も痛感しております。ぜひ、町長、受け入れ農家の体制もほぼ整っているような判断をいただきましたけれども、このことにつきましては、町長が自ら取り組みをしていただくことが私も大事かと思っております。

この制度を充実することが、最初申し上げましたように、町長は、この4年間の動きはさつま町の10年後を創造するものだよということにつながるんじゃないかと思っておりますが、町長、再度お聞きいたします。

ことし、2農家ですか、受け入れ農家の補助を出されていかれるんですが、町内にはトマト農家、イチゴ農家、本当に優秀な農家の方がいらっしゃいます。そういう方々への、説明というんですか、こういう里親制度を6月の補正から取り組んでいくんだということをもう周知されたのか、そしてまた、今度は次の後継者、例えば、今農業大学校に行っている若者とか、あるいは先ほど出ましたけれども高校を卒業する者たちにも、こういう制度を取り入れていくというようなことを大々的に周知されたのか、ちょっとそこをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

具体的な取り組みについては、担当課長からお答えをさせていただきます。

○担い手育成支援室長（村山 茂樹君）

今の事前に対します説明でございますけれども、指導農業士会のほうには、先々週ありました交流会の中で一応お願いはしているところでございますけれども、各町民に対しましては、まだ予算が通過しておりませんので広報していないところでございます。

以上でございます。

○川口 憲男議員

町長、この制度を、先ほど申し上げましたけれども、基幹産業の農業を躍進させるためには、ぜひ必要なことではないかと思っております。鋭意努力されるよう要請しておきます。

次に、先ほど申し上げました特産品館のことについて、実態について少し触れてみたいと思いますが、高齢の出荷者の減、あるいは売り上げ減少、これはまた人口減もありますけれども、設立当初から見ますと、町長の説明にありましたように出荷者もダウンしております。

しかし、そのことであって特産品館が、次第に外部業者からの納入が多く見られるようになっております。それは物産館の経営上、どうしても町内の出荷者が少なくなるとそういうふうな道を選んでいかなきゃならないところがあるんですけども。

私も4月、5月、いろんな県内、県外の道の駅あるいは物産館めぐりをしました。そのときに印象を申しますと、非常にその地域その地域は元気があり、そしてまた物産館も相当にぎわっております。そこには、そのまち、そのまちの特色ある出品物が多く出ておりました。

それを鑑み、さつま町内をちょっと見て回りますと、やはり品薄になったのかな、それとまた高齢者の方々が多くなり、出品者が減ってきたのかなということを感じておりました。そのことについては、町長の答弁にもありましたように、新たな出荷者の掘り起こしを行っている現状にあるということでございます。

従来から、町独自の重点品目と、このまちならではの作物の奨励とかいうことをうたっていらっしゃいます。高齢者の方々が朝夕の時間帯に生産意欲を持ち、栽培や出荷に頑張ることは、ま

ちが進める元気なまちづくりにも貢献できるんじゃないかと思っております。このことは農政ばかりでなく、民生3課も、いろんな健康づくりに取り組んでおりますが、町政が一体となった取り組みがこういうことに、高齢者の元気にもつながるんじゃないかと思っております。

町長は、今そのことを答弁にも申されましたけれども、やはり今必要なことということでは、今後は新たな出荷者の掘り起こしとか魅力ある活動を進めていくということがありましたけど、再度お伺いいたしますけれども、やはり高齢化39%のまちになった現状を見ますと、元気な高齢者も多いですけども、そこあたりにもう一回メスを入れて奮い立たせるような考え方はないのか。各校区に農業を考える会というような活動があり、ここあたりも充実させていこうという積極的な支援も図るということを述べていらっしゃいます。

再度お伺いいたしますが、こういう物産館の活性化、あるいは高齢者の元気度アップという、農政から元気度アップということとはちょっとおかしいかと思えますけど、朝夕の野菜を出荷されたり、野菜をつくられることで元気度を増すということについての町長のお考えをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

物産館の出荷者のほとんどの方が、地域の高齢者の方が中心になっていらっしゃるわけでありますので、そのことはやはり野菜をつくる、あるいは加工品を出すということで元気が出ているということにつながっていると思っております。グラウンドゴルフをされたり、いろんな健康づくりもありますし、ウォーキングもありますし、いろんな取り組みをして、我が身の健康は我が身で守るというのが基本でありますので。

ただ、いつも申し上げておりますのは、少子高齢化が進んで、だんだんと子供たちが少なくなっていく世の中でありますが、やはり今は高齢者の皆さん方も1歳でも健康寿命というのを延ばしていただいて、平均寿命と同じぐらいになっていけば支える側になっていくということでありますから、生涯現役の中で頑張ってくださいいただくことが一番の理想であります。

したがいまして、こういう野菜づくりについても営農専門指導員も配置をいたしましたので、先ほど申し上げましたとおり、通常の営農指導のほかにも、こういった物産館についても、高齢者の皆さん方が生きがいを持って園芸とかそういうものに取り組んで出荷をしていただく。また、ある程度の収入を得て、いろんな活力のある生活に結んでいけば、本当にありがたいと思っておりますので、これからも物産館が身近にある、こういうことについては、いろんな方々に積極的に活用をいただくような取り組みをお勧めをしていきたいと思うところでございます。

○川口 憲男議員

先ほど答弁にもありましたように、グラウンドゴルフあるいはいろんなところで頑張っていると思いますが、そういったところ、また今度は、私ばかりじゃないと思うんですけども、日銭が入ってこない状況の中で少しでもこういうのを稼ぐということになれば、こういう物産館の活用というのが非常に大事じゃないかと思っております。

先ほども申し上げましたけど、九州のあるリーダーが、農林業の活性化には観光客、集客率が上がることで地域が元気になるということを言っていると思います。九州の大きな組織の方がこういうことに対して、第1次産業の充実さを訴えていると思います。町長も、ぜひそのところは、我がまちは農業が基幹産業であります。これを活性化することによって、私は地域の経済力も伸びていくと強く感じております。そこのところを再度考えていただければと思います。

また、その中で、今、町単事業の事業補助率というのが、先ほども苗ですか、そこに補助できないかということも申し上げましたけれども、以前からあったような気はします。園芸作物の苗を配付するというのもありましたような気はします。そういうことをすることによって、こと

しの3月から配置されました営農指導員の方、この方をいかに活用するか、そして各物産館を魅力ある活動、あるいは出荷場の物産館としていくか、それと同時に、校区あるいはその地域がいかに潤うかということについては、私はしつこく申し上げますけれども、この農林業あるいは農産物物産館の活性化にあると考えております。

いま一度、町長、こういう町単事業の、特に高齢者の方々が雨の日でも作業ができる雨よけハウス、現在補助しております、年にも相当件数があると担当課からも聞いておりますけれども、やはりこういうことをもう少し町民の方々へもお知らせし、この物産館の充実を図るべきだと考えますけど、そここのところについて町長はいかにお考えでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

物産館の効用というのは、生産をして出荷をされる、例えば高齢者の皆さん方と、あるいはそこにお買い求めになる消費者の皆さんとの顔が見える形での交流ができるということで、そこにまた新たな生きがいを感じる、また、消費者ニーズもしっかり把握できるとか、そういう面で非常に意義があることだと思っておりますし。今ありましたとおり、町としましては、そういう園芸作物の振興を図るためにいろんな助成もいたしておりますが、特に高齢者等の、あるいは女性の方でも身近に菜園で野菜を栽培して出荷ができるということで、雨よけ施設があったほうがいいんじゃないかということでございましたので。従前は町単でも3人が条件でありましたけれども、今は1人でも意欲があれば助成も出しておりますので、そういうのをどんどん活用していただければありがたいと思っておりますので、それはまたいろんな機会に周知を図ってまいりたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長、先ほどの農の里親制度のところでも、農業の後継者を増やしていく、そういうことのところでもちょっと申し上げませんでしたけれども、やっぱり農業の後継者あるいは園芸の後継者がそういうことで育つことによって、あるいは物産館に出品物が多く出るようになっていく、そういうことによって、また意気込みが、物産館のあれも上がってくるんじゃないかと感じます。新たな出品者の掘り起こしを図るということでしたけれども、それにはやっぱり先ほどの里親制度などが充実していくことが大事じゃないかと考えます。

そこで、営農指導員の方々を、先ほど申し上げましたけれども、講習会とかいろんなことでフルに活用という言葉はおかしいですけど、フルに力を注いでいただきまして、やっぱり地域に特色ある物産館、あるいはどこからでも来客者が来るような方向性を持っていただけたらと私は考えます。

先般、これもまだ情報で、私もまだ実質、中身を深くは知っていないんですけども、ニュアンス的によかったのが、南大隅町のブロンズ人材センター設立ということを立て上げるんだということが、ことし出ておりました。

これも、町長、全く農の後継者制度、こういうのと似とるような気がいたしました、ちょっと内面を見たときに。やはり、どこよりもいち早く、こういうよそにないところ、この組織はどこにもあるんですけども、里親制度は似たような形ではあるんですけども、やはりこれを充実させて、そして特産品館の充実に触れていただけたら、非常に地域的にもいい傾向に上がっていくんじゃないかと思えます。

そういうことが、先ほど申し上げましたように農林業の活性化で集客力も図っていくと、そういうことによって、まちの経済力が上がっていくということを私は考えます。

再度、町長にお伺いいたします。先ほどの雨よけハウス等は、重々使っていたきたいということもありました。この農家の里親制度、あるいはこういう物産館の活用、あるいは雨よけハウ

スと町の補助制度、いま一度、町民の方々に周知あるいはアピールすることをもうちょっと強くされるような考えがないか、再度お伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

行政がいろんな仕事をするに当たりまして、その事業を効果的なものにならしめるためには、いろんなところに幅広く周知を図るというのが大事でございます。もちろん、これは予算を伴うこと等については議会の議決を得た上でということになりますので、議会後におきましては必要な広報手段、広報媒体を使いながら周知を図っていくことにしたいと思っております。

これまでもいろんな機会に、いろんな農業団体の話し合いの場とか集会とか会合等につきましても、その都度いろいろ周知を図ってきておりますけれども、さらに広く知らしめる機会は設けていきたいと思っております。そしてまた、効果的にお使いいただいて、農家の活性化につながればありがたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長、最後に、4年間は次なる10年間の節目として飛躍を図る大切な期間であるということをご述べられました。もちろん、今、私質問いたしましたこういうことも、その飛躍の目標に町長としては掲げられている考えなのかお聞きしまして、質問を終わりたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

当然、総合的には、その中に入っております。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

次は、3番、三浦広幸議員の発言を許します。

〔三浦 広幸議員登壇〕

○三浦 広幸議員

それでは、通告に従いまして2点ほど質問させていただきます。

前の川口議員も述べられておりましたが、町長が所信で、これからの4年間は次なる10年間の節目と飛躍を図る大切な期間であると、まさにそのとおりであります。今後、10年、20年とさつま町が大きく飛躍するために、まず1項目、観光振興についてであります。

1点目の営農指導員、アドバイザー設置の件でございますが、観光産業は交流人口の増加と地域産業の規模拡大、雇用の創出など地域経済に大きく寄与する産業であり、農林業と同じぐらい重要な産業と位置づけられますが、今回、基幹産業と位置づける農林業では、営農専門指導員、林政アドバイザーなどの設置がなされている中、観光アドバイザー設置は検討されなかったのかお伺いいたします。

2点目が、かわまちづくりでございます。平成25年から取り組んでまいりましたかわまちづくり事業、町長が協議会の会長となって取り組んでまいりましたかわまちづくり事業が川内川流域全体に模様がえしましてスタートしました。

観光振興に大きく寄与するかわまちづくり事業は整備メニューが多過ぎ、国としては10年計画、あるいは時期整備を中期30年計画と進めていると聞いております。

さつま町の代表的なものだけでも、川原地区の広場整備、市外地部と県立公園間を遊覧する屋形船、全国的に有名な川内川のホタル舟観光、二渡、時吉、神子、西日本最大級の重力ダム、大鶴湖など、交流人口の増加と雇用創出、地場産業活性化に大きく寄与する観光インフラ整備メニューが数多くあります。その中で整備優先順位と、さつま町として最も力を入れたいメニューをお伺いいたします。

3番目の道路の件でございますが、観光振興に大きな影響を与える幹線道路の整備について。

大分県の湯布院、誰もが知っている有名な観光地であります。中九州の開発目的に建設された九州横断道路、さらに大分自動車道など交通アクセスが改善されたから有名な観光地となったと言われ、まさにストック効果の典型的な見本でございます。

そこで、川内川流域及びさつま町の観光アクセス道路としての機能を有し、南九州西回り自動車道と鹿児島空港を結ぶ北薩横断道路の早期整備、早期完成への今後の取り組みについて伺いたします。

2項目めの移住・定住政策についてでございますが、1番目の、移住・定住して農山村に求めるものが、自然環境から仕事の有無に変わってきていると言われております。きちんと収入を得る仕組みができれば移住・定住が図られる、そのためには地域の需要や人的ネットワーク、雇用の受け皿など官民で支援する必要があるという記事が南日本新聞の記者の目で紹介されておりました。幅広く取材された結果の記事であると思えます。

また、国の調査によると、相談窓口の一本化や専任職員の配置など、受け入れ態勢の整っている自治体では、20代、30代の人口が増え始めていると言われております。

今回、所信で、転入者の就労支援制度の創出とありますが、どのような内容か伺いたします。

2点目の農地の取得についてでございます。40代から60代の移住者の間では、家庭菜園として農地を活用して暮らしを楽しむため、小さな面積の農地がついた住宅が欲しい、あるいは小規模な農地を取得したいという相談が増えてきておるということでございます。

定住促進と耕作放棄地、遊休農地解消のため、空き家と一緒に取得することを条件に、農地を取得する際の下限面積の引き下げは検討されないか伺いたします。

1回目の質問を終わります。

〔三浦 広幸議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

三浦議員のほうから観光振興、それから移住・定住対策につきましての御質問をいただきましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、観光専門のアドバイザーの設置を検討しなかったのかということでございます。現時点におきましては、特段この設置については検討はいたしておりません。

これまで町におきましては、観光振興によります交流人口の増加を図るため、観光特産品協会、観光夢大使の委嘱17名、それから「かぐや姫」などと連携をしながら、関西かごしまファンデーを初めとして、JA北さつまとのトップセールスでいろいろなイベント等に参加をしまして、町のPRや特産品等の販売などを積極的に行ってきておるところであります。

また、5月12日にソラシドエアと包括連携協定を締結をいたしまして、SNS等を活用した情報発信、それからDMO組織「やさしいまち」でのプロモーション活動など、新たな取り組みも行っていくことにいたしているところでもあります。

議員御指摘のアドバイザーの設置も1つの方法ではありますが、職員の能力向上とか、あるいはPRに力を入れるため、コンサルタントや旅行業者等に委託するなど考えられますけれども、どの方法が一番効率的なのか調査研究し、必要によってはお尋ねの専門の観光アドバイザーを招聘をいたしまして、広く観光振興につなげていきたいと考えております。特に設置というところまでは考えておりません。

次に、川内川の流域全体のかわまちづくり事業の中で、整備の優先順位と本町が最も力を入れたい整備メニューを伺うということでございます。

さつま町内において計画をいたしておりますのは、宮之城屋地・虎居地区の川原地区の河川敷、もうこれはほとんど終わっているかと思いますが、それからさつま町の蜷を生かした神子地区のホタル舟の乗船場の付近の整備、それから湯田地区の河川敷、これは足湯がありますので、その付近の整備、それから鶴田ダム周辺、大鶴湖周辺でございます。

優先順位をとのことでありますが、特に、さつま町は蜷が一番の観光資源となっておりますので、今でも町内外から多くの観光客がおいでいただいております。地元の皆さん方がボランティアで一生懸命取り組みをされておりますので、そういったハードの整備については町のほうで整備をしていきたいというようなことで、このかわまちづくり事業の中でもホタル舟の乗船場、あそこが毎年、洪水がありますといつも大変な状況がありますので、あれをきれいに整備をして、安全な乗船ができるように整備をしていきたいというのを重点に考えております。当面の整備としましては、そういう方向でございます。

そのほか、いろんな御意見も聞きますと、ホタル舟については、上流、下流、2カ所の乗船の場がありますけれども、これだけ県外からも、県内でもですけれども、かなりの方が申し込みをいただいて乗れないという方も多数いらっしゃるようであります。やはり、適宜の場所に観光ポイントですか、川床というところまではいきませんでしょうけども、そういう鑑賞ポイントの設置も必要かなど。そこで静かに見たり、あるいはある程度の飲み食いもできるということもあってもいいんじゃないかというふうに考えておりますので、これについては今後、研究検討をしてみたいと思っております。

それから、観光アクセス道路としての南九州西回り自動車道と北薩空港幹線道路の整備の関係についてであります。

さつま町としましては、沿線の4市2町で構成をされます北薩空港幹線道路整備促進期成会に所属をしまして、一緒になって、私はその会長を仰せつかっておりますけれども、59年に発足しました本期成会は、70キロメートルですか、空港から阿久根市に至るまでの距離でありますけれども、地域高規格道路の整備であります。

これまで、国土交通省、九州整備局、そしてまた財務省、そういったところ、あるいは地元国会議員等々に強力に要望活動も実施をしております。そのおかげで少しずつではありますけれども整備が進んでおるわけですが、広瀬道路の工事の一部の用地困難箇所を除きまして順調に進みまして、泊野道路につきましては平成30年度の供用開始を目指し、順調に工事が進められております。そのうち、きららインターチェンジから中屋敷インターチェンジ間につきましては、今年度中の供用開始の見込みとなっております。

しかしながら、指定状況を見ますと、まだ供用区間は14キロということでございますので、20%の供用率しかないということでもあります。これを何とか進捗を上げたいというようなことで考えておりますので、やはり早期の全線開通を願う地元住民の意思を、地方の実情というのを中央に大きくアピールするというためには、地方大会を行って、関係省庁にも要望活動を展開をしていく必要があるかと思っております。

28年の4月1日に紫尾道路から南九州西回り自動車道間の阿久根高尾野道路の新規事業化が決定をいたしました。これもそういった地方大会のそういう熱意が伝わってきたものと考えております。

今後におきましても、非常に道路整備方針というのは厳しいものがございまして、泊野道路の供用開始も見えてきましたので、継続的に事業が実施できるように泊野道路から広瀬道路間の、いわゆる宮之城区間です。この区間の早期事業化、そしてまた全線の開通に向けまして、適切な時期を見て地方大会を開催をしたいと思っております。その上で関係先に、さらに強く要

望していきたいと思うところであります。

開通につきましては、中屋敷からきららインターのところは平成30年、本年度ですが、年度末の3月、供用開始になるだろうと思っておりますし、また次の年は、きららインターから泊野インター間が、宮之城側のほうになりますけれども供用開始ということになりますので、こういった時期等を踏まえて地方大会をしながら、こういった経済効果等も踏まえながら地方大会をして訴えていきたいと思うところでございます。

次に、移住・定住の関係についてであります。このことにつきましては、私のマニフェストにも上げているところでありますが、いろんな制度を創設をしながら、若者の移住・定住ということに力を入れていきたいと考えております。

特に、窓口の関係でありますけれども、さつま町は企業誘致対策室を設けております。企業誘致を大きな柱といたしてはおりますけれども、やはり今日の時代の潮流からいたしまして、移住・定住、今、都会の皆さん方が田舎のほうで自分のライフスタイルを変えていきたい、あるいは子育てをしていきたい、環境のいいところをしたいと、そういう思いがかなり強くなってきております。一時の中高年から若い世代に移行してきておるようでありますので、そういったことについては、早くから東京のふるさと回帰支援センターのほうに出向きまして、いろいろと連携をとってきております。

そのために、移住のための企業誘致対策室を設けているわけではありますが、こういったことについては、体制につきましては、市町村の中でもこういうのは少ないと思っておりますけど、町村ではさつま町ぐらいかなと思っているぐらい力を入れておりますので、今後、地域おこし協力隊も来ていただいておりますけど、さらにまだたくさん来ていただけないかなということやら、いろんな取り組みを進めていきたいと思っております。

先日、こういうふるさと回帰支援センターのほうから、移住・定住のセミナーの関係で体験ツアーを募りましたところ、関東地区のほうから21組31人の応募がございました。その中から6組8人の方々にさつま町においでをいただきまして、体験宿も整備をいたしましたので、そことかあるいは民宿を利用しながらガラス工芸体験とか、あるいは若い経営者とかUターン者との交流とか、農作業の体験とか、空き家の見学とか、そういった3日間を過ごしていただいたところでもあります。そしてまた、アンケートもとっておりますので、いろんな意見が聞かれると思っております。

御質問の転入者就労支援につきましては、新たな制度としまして、50歳以下の転入者で、2年以上、町内の事業所等に継続雇用された場合には20万円、町外の事業所に継続雇用された場合は10万円とか、町内事業所にあつては雇用者1人当たり10万円、こういったことでいわゆる町内に住んでいただいた方、就業された方、そしてまた企業者の皆さん方も雇っていただいたということで、そういう支援策も講じていきたいと考えております。

それから、新卒者の地元定着については、新卒者の就労促進と事業所等の人材を確保するための制度の創設、また人手不足が深刻化している医療とか福祉、介護の人材不足の解消のための対策とか、定住促進や人口増加を図るための賃貸住宅の家賃助成とか、こういったことも考えているところであります。

それから、農地を取得する際の下限面積につきましてはありますが、農地法の第3条の許可を受けて農地の取得をする場合においては、現在、権利を有している面積と新たに取得をしようとする面積の合計というのは、下限面積は50アール以上ということでございましたけれども、本年4月から、この下限面積を30アール以上に改正をしているところであります。これは農地法の改正が、そのように改正になっておるところであります。

空き家と一緒に農地を取得することを条件に下限面積を引き下げることにつきましては農業委員会で判断される事項であります。町としましても定住対策の一層の推進を図るという意味合いから、空き家バンク制度との連携をとりまして、前向きに検討していきたいと考えているところでもあります。

具体的には、担当課であります農業委員会のほうから、私が答えるわけにはいきませんので、農業委員会という組織がありますので、そちらのほうから回答をしてもらいます。これも、そういう定住意向に沿って見直しをしていきたいという考えが出るかと思っております。

[町長 日高 政勝君降壇]

[農業委員会事務局長 岩下 純一君登壇]

○農業委員会事務局長（岩下 純一君）

農業委員会事務局長の岩下でございます。定住促進と耕作放棄地、遊休農地解消のため、空き家と一緒に取得することを条件に、農地を取得する際の下限面積の引き下げは検討されないか伺うという三浦議員の質問に、農業委員会会長にかわりまして、農業委員会事務局長が答弁いたします。

下限面積につきましては、平成21年の農地法改正によりまして、県知事にかわり農業委員会が、地域の実情に応じて下限面積を定めることになっております。

これによりまして、昨年、農業委員会総会におきまして検討された結果、本年4月より下限面積が引き下げられたところでもあります。

今後、農業委員会の総会等で、下限面積の引き下げにつきまして、いろいろな条件等も含め検討してまいりたいと思います。

[農業委員会事務局長 岩下 純一君降壇]

○三浦 広幸議員

今、町長及び農業委員会の会長から回答いただきましたが、まず観光アドバイザーの設置でございますけれども、いろいろ夢観光大使とか、いろんなことはされているというのは認識しております。

ただ、職員の養成もですけど、先般の車座対話の中でも、独自性を持った観光PRの展開のためには、ほんの少しのアイデアあるいは知恵、そういうものが大事で、なかなか地元に住んでいれば感じないものがあると。やっぱりそういうことはプロにアドバイスしてもらったほうが、全く違った情報発信ができるというような意見も知事が申されておりました。

そういうことで、一生懸命頑張っていっちゃるということでございますが、営農専門指導員にしても、アドバイザーにしてもプロでございます。もともと職員でありますけどプロでございます。そういうようなことで、現在設置はしていないと、町長の答弁の中で、そういうものも検討しながら効率的な方向で進めていくというようなことがございましたので、ぜひ御検討いただきたいと。

参考ですけど、人口規模では類似団体ではございませんけど、お隣の薩摩川内では、部長級の観光・スポーツ対策監というポストがありながら、かつ、前の鹿児島県の観光プロデューサーをされていた奈良迫さんを本年の5月に迎えられており、観光産業が雇用創出、地域産業の活性化につながるということで、観光振興に大変な力を入れているようでございます。

さつま町も観光資源においては、薩摩川内よりも引けをとらない、上に行く、全国的に有名なホテル船なんかがありますので、現在、観光協会の資料を見ますと、約126万人ぐらいで推移しております交流人口が、そうすることによって目標である200万人どころか300万、400万となってくる可能性も出てくるものと考えております。将来の10年、20年、さつま

町のためにぜひ設置していただくよう要請をしておきます。

次が、かわまちづくりでございますが、先般、5月の28日、小里代議士の国政報告会と意見交換会が行われました。その中で小里先生が川内川に対し強い思い入れのある代議士でございますが、かわまち事業に大いに期待していると、曾木の滝から鶴田ダム、県立公園、ホテル舟など、観光振興に頑張ってもらいたい、強く後押しするという言葉をいただきました。

また、5月の末に東京で開催されました議長・副議長研修会のあと、平八重議長、新改副議長が小里代議士とともに国土交通省に出向かれ、さつま町の、あるいは流域の事業促進要望に行かれた際に、本省の森技監、それから山田水管理・国土保全局長が川内川流域全体のかわまちづくり事業をよく御存じだったと。流域全体の取り組みに非常に興味を示された。議長の報告によりますと、さつま町のかわまちづくりの事業を全国のモデルにしていきたいと言われたというようなことでございます。

今後、先ほど町長が申されましたとおり、一番、力を入れていく蛍とか、あるいは屋形船とか、具体的計画は進んでいくことでありますが、この事業は国とまち、事業展開する地元地域が頑張ってもらって成り立つ事業でございます。課題も多いとは思っておりますが、日高町長がマニフェストに掲げてあります時代を読み、決断と実行、そして強いリーダーシップで、全国のかわまちづくり事業整備のモデルになっていただきたいと思います。

議会といたしましても、議長あるいは副議長、同僚の議員諸氏に働きかけ、国道504号では道路整備議員期成会がありますが、できることならば川内川流域かわまちづくり事業整備促進議員期成会なるものを立ち上げて、執行部と両輪で早期完成を目指していきたいという考えも持っております。

次が道路でございます。北薩横断道路について、非常に前向きな回答をいただきました。町長の決意が伝わってきたわけでございますが、ことしの予算は非常に割り当てが少なく、広瀬道路については橋梁のみの発注と聞いており、事業予算が毎年厳しくなっている状況でございます。

5月の23日の南日本新聞に、都城、志布志、早期整備訴え志布志で大会、約1,000人が参加して全線開通へ向け財源確保を求める大会決議を採択した。6月9日には、鹿児島市の東西南北道の早期整備で、鹿児島市長らが石井国土交通大臣に早期要望をしたというような記事が掲載されておりました。これらは、来年の2018年度政府予算概算要望要求を前にした陳情で、概算要望の段階から、国に対し強くアピールすることが大事だと思っております。

今後はまた、今まで一生懸命されておりますけど、概算要望の前にでも、ぜひそういう要望が不可欠ではないかと考えております。

○議長（平八重光輝議員）

三浦議員、できれば一問一答でしていただければありがたい。

○三浦 広幸議員

失礼しました。

先ほど、地方大会については町長が申されましたので、ぜひ頑張ってやっていただきたいと思います。今のは要請ということでお願いいたします。

次が、就労支援についてでございますが、町のほうでもいろんな助成を創設され、いろいろ定住支援室も頑張っておられることですが、まず就労支援が最も多い、次が移住・定住時の情報と相談強化、住宅確保の順となっているようでございます。今後また、一生懸命頑張っておられることですが、相談窓口の一本化として交流定住事業に取り組む協議会の設置、あるいはワンストップのための定住支援の設置なども必要かと考えますが、このような整備体制はどうお考えかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

まず、観光の関係でございますけれども、観光プロデューサーにつきましては、先ほどありましたとおり、県の観光連盟のプロデューサー、奈良迫さんがちょうど任期満了ということでございましたので、今回は薩摩川内市のほうで委嘱をされたようでございますけれども、あとについては古木さんが就任なされておりますが、私も県の観光連盟の監事をしておりますので、こういう方々とはよく面識を持っております。したがって、必要な場合、観光関係の皆さん方含めて幅広く、こういう方を招いて、いろんなお話を伺うという機会は必要かと思っておりますので、それはまた検討していきたいと思っております。

それから、川内川流域の関係につきましては、かわまちづくりが、当初はさつま町だけで、御案内のとおり進めておったんですけれども、やはり予算確保となると川内川流域全体で取り組んだほうがいだろうということで、えびの市から下流の薩摩川内市まで一緒になって取り組みが始まったわけでありまして。

先ほど申し上げましたとおり、さつま町は4地区ですか、そういうところで整備をしていただくということになっておりますが、これらを実現するためには、やはり予算の確保というのが当然必要となってまいりますので、これらについては川内川の全体の期成会の中で毎年の要望活動以外に、このかわまちづくりの予算についても確保していただくということの別途要望をする必要があらうかと思っておりますので、これについては引き続き強く関係の先には要望してまいりたいと思うところでございます。

先ほど空港幹線とかございましたけれども、これはもう地方大会をしっかりやっていると、時期を見てということに詰めていきたいと思っております。

それから、移住・定住の関係です。先ほど申し上げましたとおり、この役場の組織も、合併当時からすると、かなりのスリム化にしていきました。課長のポストも幾つぐらいですか、相当減らしておりますので、その中でやっぱり重点的な、町政上、大きな柱となっていくようなことについては、企業誘致対策室も別途設けているわけでありまして、この中でしっかりと、この移住の関係についても取り組みをしていくということで今も進めておるわけでありまして、これを中心に今後も取り組みを進めていきたいと思っております。

○三浦 広幸議員

移住者の増加のための農地取得の件でございますが、先ほど答弁で4月1日から引き下げられたということで、幾らに引き下げられたわけですか。

○農業委員会事務局長（岩下 純一君）

50アールから30アールに引き下げられております。

以上です。

○三浦 広幸議員

30アール、5反歩が3反歩になったということでございますが、農業をしておられる方は判るんですが、3反歩、結構広い面積でございます。ほかの事例を調べてみますと1アールとか、あるいはそれ以下とかいうのが、全国でそういう耕作放棄地の防止、遊休農地解消、あるいは定住促進のため頑張っておるのがありますので、ぜひそういうことに取り組んでいただきますよう要請しておきます。

以上で終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、三浦議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。再開はおおむね午後1時5分といたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時03分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、8番、岩元涼一議員の発言を許します。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○岩元 涼一議員

通告いたしました3点について質問をいたします。

初めに、給食費の助成策についてであります。

先日の所信表明の中で、保護者の経済的負担を軽減するため、経費の一部を補助し、子育て支援策を推進したいと表明されました。町長は重点施策の戦略目標として4点ほど掲げられ、その1本目に「未来を担う子どもたちを産み育てやすい環境の町」を推進していくため、新たに子ども支援課を設置する案も提案されていることから、この支援策もその一環であると思いますが、その内容をどのようなものにしていく考えか、お伺いをいたします。

次に、町奨学資金の返済に対する支援制度についてであります。

定住人口の確保、若者定住の総合的支援策の1つとして、制度の拡充と返済に対する新たな支援制度の創設へ取り組みを進めるとされています。国においても、返済の必要のない奨学資金の創設を検討されているようですが、本町の支援制度をどのようなものにされる考えか、お伺いをいたします。

3点目に、学校再編に関する教育長の見解をお伺いいたします。

本町においては、児童生徒の減少に伴う学校再編が行われ、小学校については、第1次として北部5校の再編を行い、中学校についても、31年開校を目指して、その準備が進められているところですが、第2次の再編については対象地域との見解の相違があることから、引き続き、説明を果たしていかなければならないのではないかと感じております。

教育長は、中学校での教育現場を経験されてきておられることから、児童生徒の人数が学校教育においてどのような影響を及ぼすかを、それなりに感じておられるのではないかと思います。

この学校再編に対する教育長なりの見解をお伺いいたします。

〔岩元 涼一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

岩元涼一議員のほうから2点につきまして御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、学校給食費についてでございます。

給食費につきましては、学校給食法に定める学校給食費を保護者の皆さんから御負担をいただいております。小学生につきましては、月額4,200円の11月ということで年額では4万6,200円、中学生につきましては、月額4,800円の11月ということで5万2,800円になります。学校給食については、安心安全な食材を調理して提供するというのが、もう大原則となっております。

また、設置者の負担としましては、人件費、施設整備維持管理費、光熱水費等でございます。

なお、給食費の関係の助成につきましては、地産地消推進事業といたしまして、町内産のヒノヒカリを使用した米飯給食に対しまして、町のほうから、米代金、週1回分の支出や黒毛和牛、豚肉、キンカン、交流給食などの材料代の助成などの取り組みを行ってきておるところでございます。

今回の給食費の一部助成につきましては、加速する少子化、子供の貧困など、その対策は急務でございますが、保護者に求められる教育に関する負担の軽減を図っていきたいということで、子育ての環境の向上を目指すために大きな価値があるものとしまして、私の今回のマニフェスト、所信の表明にもうたったところでございます。児童生徒1人当たり、今の考えでは年額2万2,000円、月額にしまして2,000円の11月分を、それぞれ小学校、中学校、全児童生徒を対象に助成を行って、将来を担う子供たちを産み育てやすい環境整備に努めてまいりたいと考えております。

今後、補助金交付要綱等の詳細については内容を精査、検討し、早い時期に具体化してまいりたいと考えております。

次に、町の奨学資金の貸付制度につきましては、合併前の3町時代からの志を引き継ぎまして、経済的理由によって子供を高等学校や大学等へ就学させることが困難な世帯に対しまして、町の奨学資金の貸付基金を設置をしまして、無利子の奨学金の貸与を行っているところでございます。

本町奨学金の年間の貸与者数というのは、近年におきましては約40名前後で推移をしているところでございます。学校卒業後の奨学金返済に関しましても、同程度の数で今後推移をするものと見込んでおりますが、現在までのところ、奨学金の償還に対する滞納者はいないというところでございます。利用者の皆様におかれましても、十分に本奨学金制度の意義を理解していただいているものと考えております。

奨学金制度につきましては、日本学生支援機構、あるいは鹿児島県の育英財団、こういった国、県の事業やいろんな数多くの奨学金制度がございますけれども、近年においては、国が給付型のそういった奨学金のことも議論をされております。返済免除等の新たな取り組みが出ておるところでございます。

本町におきましても、将来を担う有為な人材の流出を抑制して、若者定住の確保へと結びつける1つの支援策としまして、当該奨学金の償還実績に基づく償還相当額を補助金として支援をする制度を、新たに創設をしていきたいと考えております。

また、高等学校における公立、私立の区分を廃止をしまして、公立の貸与限度額を増額するほか、農業大学校への進学につきましても、大学進学相当として貸与限度額を増額するなど、制度の拡充へ向けた検討を、既に指示をいたしているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

岩元議員の3番目の御質問、学校再編に対する考え方についてお答えいたします。

現場を経験した立場からということでしたが、私は教諭時代に、校舎の1階が小学校で2階が中学校という小中併設の学校で、児童生徒数20名足らずのごく小規模校に勤務したことがあります。また、県の教育委員会に勤務していた時代には、指導主事として、県内の多くの小規模僻地校を訪問しました。さらに、教育事務所勤務のときには、学校再編を控えた学校の様子も目の当たりにしてきました。

私は、私自身のこうしたこれまでの経験や教育関連法規等を踏まえ、改めて、義務教育の目的は、子供たちが大人になって社会で生きていく力、生き抜く力の基礎をつくることであり、学校

はそれを実現する場であると思っています。そのために、小中学校においては、教科の授業だけではなく、教育活動全般にわたって多様な考え方に触れる経験、お互いを認め合う経験、みんなと協力し合って何かをなし遂げる経験、よい意味での競い合いなどの経験が大切であります。こうした経験を通すことで、これからの社会で必要であると言われている思考力や表現力、判断力、コミュニケーション能力、問題解決能力、あるいは社会性とか規範意識などが育成されると思います。そして、そのためには一定規模の児童生徒の数が確保されていることで一層効果があるというふうに思います。

御承知のとおり、少子化は全国的な傾向であり、鹿児島県におきましても、児童生徒数は10年前と比べると約2万人、20年前と比べては約7万人減少しています。小中学校の数も、県全体で見ますと、10年前と比べて約100校減少しています。これから、20年後には、さらに児童生徒数も学校数も減少することが予想されています。

学校再編により地域から学校がなくなるということについて、積極的に賛成する人は少ないと思います。しかし、先ほど申し上げたようなことから、子供たち一人一人が個性を最大限に発揮し、資質や能力をさらに伸ばすために、児童生徒の教育条件の改善という視点から、この学校再編を捉えることが大切だと考えております。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

○岩元 涼一議員

この給食費の問題につきましては、これまでも滞納者の問題とかいろいろありまして、滞納者がそんなに増えていくなれば、いっそ町で全部給食費を見たらどうかというような意見も以前あったように感じておりますが。実質、今、給食費の未納者というのはどれぐらいありますか。

○学校給食センター所長（狩宿 悦男君）

給食費の未納につきましては、合併前の給食センターを持っておりました関係上、平成17年以前の未納も持っておるところであります。28年度末現在、延べ人数で件数55名、205万1,026円、これが今までの滞納の残っている金額。途中でそれぞれ過年度分徴収をいたしてきておりますので、それほど、当初の予測よりは低く抑えられているというふうに思っております。

○岩元 涼一議員

町長は、今回の選挙のマニフェストで1人2,000円の助成をしていきたい、小中学校2,000円の助成ということでございますが、総額でどれぐらいを予定されていますか、年間。

○学校給食センター所長（狩宿 悦男君）

平成28年度実績から換算をいたしますと、3,680万円ほどの年額のお金が必要になってまいります。

なお、29年、30年、31年度、それぞれ児童生徒の推移を見てみますと、同じく3,500万円から3,550万円程度の負担が必要になってくるというふうになります。

○岩元 涼一議員

ただいま3,680万円というようなことでございますが、この助成制度を導入するとなりますと、例えば3年間の時限とか、そういうことではできなくなろうかと思っております。これを年額ずっと確保するとなると、もう一般財源でずっと対応していかれる考えか、そうせざるを得ないところですが、そういう解釈でよろしいですか。

○町長（日高 政勝君）

これを一旦実施をしますと、それはもう途中でやめるというわけにもいかんことであるので、やはり財源のことも考えて、全額というお話もさっきも出ましたけれども、全額となると、

やはり8,600万円ぐらい必要ですので、これはもうかなりの額になりますし、将来の財政負担ということも当然考えていく必要がありますので、私が考えているのは、約半額に近いところですね。先ほど4,200円、4,800円と申し上げましたけれども、その半額足らずでありますけど2,000円ぐらいを考えておりますが、3,680万円ですか。やがては生徒数が減っていきますので、先ほど申し上げましたとおり、若干は減っていきますけれども。

この財源としましては、いろいろ制度を導入をしたいと思っております。これは、いろいろありますので、そういう事業を申請をして取り入れていきたいと思っております。

○岩元 涼一議員

子供を育てやすい環境づくりのために保護者の経済的負担をとということで、先ほど全額というような話も申し上げましたが、町長のほうからは全額というのはあんまりだろうというようなことですが、その半額と全額の、あんまりだろうというこの根拠は、財源がかかり過ぎるからということですか。

○町長(日高 政勝君)

先ほど、子育ての関係については、これから重点をしていきますよということで申し上げて、所信でも、そのような申し出をいたしたわけでありましてけれども。やはり先ほど申し上げましたとおり、単にこの給食費だけを捉えるのか、あるいは子育て全般に係る医療の問題であったり、あるいは子育てに対する相談とか、相談員も新しく設置をしますけれども、そういうこととか、あるいは保育料の問題とか、いろいろあるわけです。

それで、ここだけを捉えてやるかということになると、対象者はまた限られてきますから、やっぱりこの子育てちゅうのはたくさんいらっしゃいますし、その人たちが何らかの町としての恩恵を受けるということになると、さまざまなことに取り組んでいったほうがいいのかなと思っておりますので、そのような形であれば、集中的に8,600万円使うよりも、ほかの面にも幅広く、子育ての環境の皆さん方を軽減を図って、子育てをしたい環境をつくっていく、このことがいいかと思っております。

もちろん、財政的な問題は、ほかにも、いろんなお金を使うところがありますので、そういう形で使っていきたいと、そのように考えております。

○岩元 涼一議員

先ほども出ておりましたけれども、子供の医療費、あるいは保育料の軽減策、いろんな制度を打ち出しておられますので、我々の時代からすると子育ても非常に楽になったといえますか、経済的負担が、町のほうで見ていただける分が相当増えてきて、保護者には、大変、環境的にもよくなったのかなと思っております。

一方で給食費となりますと、これに反対というわけではないんですが、食費という考え方からいけば、当然、夏休み1カ月、子供は学校に行かない分は給食費として出してないわけですが、家庭にいれば、その分、食費もかかる。そういう考えからいくと、ある程度、親が負担というのが道理ではないかなとも私は考えるんですが。

先ほど、55名、205万円という未納額が現在もあるということでしたけれども、そういうのはもうその徴収を打ち切るということではない、引き続き徴収はされていくとは思いますが、これまで滞納されていらっしゃる方に、今度は、また2,000円、月額補助しますよという制度になろうかと。それは、平等性とかそういうのを考えれば、あなたは払っていないから減額はしませんよということではできないんでしょうけれども、どうも感情的な面からいいますと、そこは若干疑問というか、そういうのを私はちょっと受けるわけですが。

財源的なものとか、そういうのから、要望が出ております町道の管理とか公共施設の維持費な

ど、これからも経費が当然必要になってきますし、そこ辺は地元の方に奉仕をお願いしますという、協働のまちづくりということで奉仕を求めているわけですが、そこ辺はもう少し考慮すべきところがあるのじゃないかなと、個人的にはそう考えるんですが、そこ辺の町長の見解を聞かせてください。

○町長（日高 政勝君）

確かに、貴重な税金を根拠にしているわけでありますので、やはりお金の使い方というのは、本当に議論をいただいて、公平に、公正に使うというのが筋でございます。

しかし、今の現状の世の中を見たとき、ますます高齢化が進んで、これから世の中が、本当に支える人がどんどん少なくなっていくわけですので、社会のシステムが大きく変わってくるだろうと思っています。今までの若者を中心とした社会がずっと続いてきて、支える人がたくさんいた時代と違って、これからは、そういう支える人が物すごく減って行って、社会保障の問題というのは、年金、医療、福祉の関係、本当にこれからどうなっていくのかなと。支える側の若い人たちが負担をするにも、いつかは、私は、もう限度が出てくるだろうと。そうなったときに、支えられる側にとっては、それなりのやっぱり負担もしていかなざるを得ない時代が来るだろうと思っています。遠からず、そうなるだろうと思っています。

社会保障の問題も、今、国のほうでも、経済財政諮問会議の中でも、消費税をどうするかという問題でさえもなかなか解決できなくて先送りになっていきますけれども、この問題はやっぱり国民の大きな課題として、何とかいい方向をつかんでいかないと難しいのかなと思っています。

その中でも、どうしてもやっぱり今の現実の社会を見たとき、支える人たちの、子供をいかに産み育てやすい環境をつくるかというのが、何よりも喫緊の大きな課題になってくるだろうと私は思っておりますので、ここにやっぱり重点施策を置いて財源の配分をしていく、もう、そうせざるを得ない時代に来ていると私は思っております。

確かに、いろんな施策をする中で、この給食費の問題は食べることですから、生きていくための糧になるわけですから、本来は自分の責任としてやっていくべきなんですよ。しかし、余りにも、今、格差社会も言われておる中で朝御飯も食べてこない子供もいるとか、あるいはコンビニでそういったものを与えていくとか、子ども食堂までつくらなければいけないという、そういう社会になってきておるようでありまして、さつま町の場合は、そう極端なことは余り聞いておりませんが、ただ、いろんな面で支えていかないと、これは大変だなというのがございます。

それで、今おっしゃったとおり、食べることについて、全額、なら見るといのはいかなものかって、私も当然思っていましたので、2,000円の程度がもう最高かなと、私は思っております。自己負担も当然あって付すべきだろうと思っていますし、それで未納者については、しっかりと今までの分は納めていただく。これは、もう基本的な考えは変わりませんので、そこになって初めて皆さんと一緒にになるわけでありまして、そこはしっかりこれからも対応していきたいと思っています。

○岩元 涼一議員

2,000円助成されますと、小学生で2,200円、中学生で2,800円の保護者負担になるかと思うんですが、先ほど申し上げました未納者につきましては、恐らくそれだけの金額になっても払っていただけるのかなということが危惧されるわけですが、そこについては徴収といえますか、そこを徹底して厳しくやっていくと。それだけ2,000円の町民の方のお金が入っているんだという、ここを保護者の方に伝えて、そして、その差額を当たり前払っていただくという意識づけをしていかないと、2,000円いただきました。2,200円ぐらいなら、これまで同様払わなくてもいいというような、そういう安易な考えになってしまいますと元も子もあ

りませんので。

そして、こういうふうな助成策をしていく、町長のおっしゃる少子化の中でこれをしていかなければいけないというのは、私も十分理解しますし、地域で子供を育てていかなければならないというのは、今の時代であれば当然のことでしょうが、結局、そして誰もいなくなったでは何にもならないわけですので、町にその次の奨学金のこともありますけれども地元に残っていただくための政策であるということは、やはり念頭に置いていかなければならないということを考えます。

当然、先ほども申しあげました学校再編で中学校1校になれば、今、校舎の増設とかいろいろな経費が、当然、通学バスも運行されるはずですので、それについての経費なんかも相当必要になってくるかと思えます。そういう財源を確保しながら、そしてその次に、この給食費というような話であろうかと思えますので、その方向で検討されるものと理解していきたいと思えます。

次に、町の奨学資金関係ですが、返済状況については、滞納者はゼロであると。その点については借りられた方の意識というものが、十分この数字に表れているのではないかなと思えますが、国も、こういう返済を免除する給付型の奨学資金制度を創設したいというような話をされておりますが、具体的に、例えば借りられた方は全額免除とか半額免除とか、定住される方への、たしか支援型だったと思うんですが、地元定住者償還助成制度というようなことですが、具体的にはどのような形で考えておられるのかお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

先ほどの、この給食費の関係で参考までに申し上げますけども、県内で、もう既に全額助成をしているところが4団体ございます。それから、新しく、全額をしたいというところが1団体。そしてまた、一部助成、さつま町も今、一部助成ですけども考えられるところが14市町村ございます。そういう中で、やはりいろんな少子化対策というのは出てきておりますので、そういう一環からも、さつま町としても、一部ではありますけども取り組みをやっていきたいということでもあります。

それから、奨学資金制度の関係であります。償還相当額を補助金として支給する制度ということで申し上げたところであります。これは、平成30年の高卒からということでもありますので、大卒についてももちろんですが、卒業されて、高卒の場合は6カ月後に償還が始まる、あるいは大卒の場合は4年後ということですから、まだ先の話でありますけども。とにかく、さつま町の定住を図っていく、地元に戻って、地元のいろんな仕事場についていただく、いわゆる人口増対策の、定住対策の一環としてやっていきたいということでもありますので、これはもう地元に戻って、ある程度の年限を区切って条件をつけなければならないと思うんですけども、全額でしたらということを考えております。

○岩元 涼一議員

30年の卒業生から、奨学金を借りる方が対象になるということですね。

○教育総務課長（角 茂樹君）

今回、計画をしております奨学金の貸付金に対する償還の補助というものにつきましては、今現在検討をしておりますのは、30年度の貸し付け分から対象とするということで、今現在は検討いたしているところでございます。

○岩元 涼一議員

これは、地元に戻ってこられた方は返済免除ということですか。助成型とか何とか、いろいろあるんですが、もう返済免除という形でいいんですか。

○教育総務課長（角 茂樹君）

返済免除となりますと債権の放棄といったことになりますので、これは議会の議決案件になる

というふうに我々は理解しております。ですので、これについては、基金の本来の目的であります貸付基金という奨学金の制度は、やはり堅持したいというふうに考えております。

ですので、帰って定住をしていただいて、償還になる方が地元に住んで、それに対して、償還をするのに対して補助をするといった形で整えていきたいということで、今現在、整備の検討に入っているところでございます。

○岩元 涼一議員

ということは、原資は変わらないという考え方ですね。そこ辺になりますと、例えば借りられる方などもなんですが、条件として付するものがあるのかどうか、そこ辺についてお聞かせください。

○教育総務課長（角 茂樹君）

御指摘のとおり、こういった償還に対する補助となりますと、非常に有利な制度になってまいります。申し込まれる方も、需要が高くなるだろうというふうには予想はいたしておりますが、目的は、経済的理由によって、向学心のある子供たちが学校に行けないということが一番大きな課題でありますので、できるだけその対象になるようにとは思っておりますけれども、目的の中には、特に学業、人物がすぐれていると、みんな子供たちは、そういう子供たちなんですけれども、ここについては一定の枠を設けたほうがいいだろうかということで、今現在、検討をいたしております。

今、既に貸付要件といたしましては所得の経済的理由ということがございますので、所得基準というのを持っております。これについては、財団法人鹿児島県育英財団の奨学資金の貸付規定に基づく収入基準額の、さつま町の場合、1.2倍を、枠をちょっと広げまして対象としているところでございます。これは従来どおりと考えていながらも、他の奨学金との併用、先ほど町長の答弁でもございましたように、日本学生支援機構、鹿児島県育英財団等も非常に制度として充実してきております。償還免除であったり補助金であったりとかいったのがございますので、そういったのを紹介をしながら、そういったところの併用というものについては、将来的にその児童生徒に対して負担をかけるということにもなりますので、この併用について認めないというようなことで、今現在は検討の段階にあるところでございます。

もう一点は、その優秀な部分というのにつきましては学業評価といったものを、今現在、どこの市町村でも見てみますと3.0、通常の成績、学業であれば対象にするといったものが多うございますので、こういった県の育英財団もですが、そういったものを取り入れるかどうかということにつきましては、今現在、検討をしながら、こういった貸付要件等を整備した上で、皆様方のほうに周知をしていきたいというふうに考えております。

○岩元 涼一議員

今回の、先ほどの給食費にしましても、この町の奨学金の返済に対する支援制度にしましても、町長が先般の所信で述べられて、これからまた制度の拡充をしていくとか、そういう詳細にわたって、また詰めていかなければならないというようなところもあろうかと思っておりますので、そこ辺のところは、その時点で、またお聞きしなければならないと思うんですが。

これが、定住人口の確保、若者定住の総合的支援策、町長が所信の中でおっしゃっている、それは十分理解しますし、これが、奨学金を借りた子供たちが、将来、本町に帰ってきて定住してくれるために、これを出す。それと、先ほど課長、町長でしたっけ、親の貧困が子供に連鎖していくという状況が今あるそうですので、そこ辺を断ち切るために、向学心のある、俗に言う頭のいい子供ですね、そういうのが、経済的な理由で進学できないのは、行政がある程度支援してやる、地域が支援してやるというのは、もう当然のことだと思います。そのために、この奨学資金

制度というのがあるはずですので。

そこ辺は、また今後、国がそういう制度を、どういうふうな制度を設けるか判りませんけれども、恐らく、物すごくいいバラ色の制度をつくらんと言っていて、つくらないと思うんですが。定住人口を将来増やすために帰ってきてくれと、そういうのを、その奨学金を借りた子供さんとかそういうところには、帰ってくれば返さなくていいよと、そういう制度もあるんですよと、だからこういうのを利用してくださいというのを、先ほどもありましたように周知していく。子供たちに言って、このさつま町に残ってくれというのを伝えていくのが大事かなと思いますので、将来的にも継続してやっていけるような制度というものを、そして子供たちが使いやすい制度というものを構築していただければと思うところです。

教育長におかれましては、本町の教育のために着任していただき、ありがとうございます。これは、町長がお願いされたことなんでしょうけれども、今回の就任に当たっては、再編に対して、町長のほうからも、その考え方とかそういうものは、るるお聞きのことと思います。

先ほど、いろんな生き抜く力ですね、そういうものを言われました。最初赴任した学校では20名程度の小中学校ですかね……（「併設校」と呼ぶ者あり）併設校ですね。済いません、併設校ということでした。

しかし、それながら一定規模の児童生徒は必要であるという考えということでしたが、ちなみに、どの程度ならというようなことがありますか。

○教育長（原園 修二君）

学校の適正な規模ということでの質問ですが、文部科学省では、小学校では12学級から18学級という標準のモデルを示しています。ただ、本町の場合では、平成21年6月に、さつま町立小・中学校の規模等の適正化についてという答申を出しておりますが、その中では、12学級以上18学級以下という文科省に触れながらも、小学校は1学年15人から20人程度が望ましいという本町の実態に即したものになっています。だから、15人から20人ということは、いわゆる複式学級を解消するという数になると思いますので、そういう方向で考えるのが適当ではないかなというふうに考えております。

○岩元 涼一議員

まあ、そういうことです。（笑声）本町でもそういうふうな答申もなされておりますし、文科省が決めたのもそうですし、それに即応するように再編も進められるということになったんですが。

再編を進めているところに赴任された教育長に言うのもなんですが、個人的見解を述べられるわけでもないでしょうけれども、学校がなくなるというのは、地域がなくなっていく、廃れていくというのは、これはもう、どの地域においても歴史が物語っておりますので。

私が教育長に期待するといいますか、小規模校でも、こういう方法をしたら、教育力を確保しながら小規模校も残していけるんじゃないかというような感覚、そういうのをもちじゃなかったかな。町長から打診があったときに、そういうのはもうなくなったとは思んですが。（笑声）

教育長は柘野の御出身ということで、既にもう柘野も小学校は廃校になったわけです。人口的にも出身の議員さんもおられますが、地域の将来を考えたときにどうかなというお気持ちがあれば、ちょっとお聞かせください。

○教育長（原園 修二君）

柘野の出身でありまして、私は、そのことを大変誇りに思っております。非常に自信を持ってやっているところでもあります。

私がおりましたころの柘野小学校、複式学級でした。ずっと複式学級で育っています。ただ、

私が複式学級であった当時は30年代です。私の学年1・2年、3・4年という組み方をしますよね3・4年ですが、私の学年が一番人数少なかったんですね。少なくても、16か17ぐらいでした。今と、ちょっと基準が違っています。ですから、それで3・4年で組みますと三十何名のクラスになりますね。だから、今と比べれば、かなりの人数です。当時としましても、多分、恐らく100名を超していたと思います、小学校全校ですね。だから、今で考えますと、今の鶴田小より少し小さいですが、多分、柏原、佐志小学校よりも少し大きいぐらいの規模で、それで、なおかつ複式ということでありました。

複式は複式なりのよさがあると私は思っております。決して、それで全くだめというわけではなくて、それなりに、いい面を生かしてやっていけばいいと思います。本町に来ましてから、何校か学校訪問しました。複式の授業を見ました。大変よく頑張っているなど思いました。ただ、しかし、ずっとこのままでいいかという、そうでもないというふうに考えています。

やはり、少子化というものは進んでいっていますし、私が柘野小学校でいたころを考えますと人数も多かったわけですが、生活環境は違っていますよね。テレビが、まだ入っていませんでした、そのころ、入ってくるころでした。車を持っているところもありませんでした。当然のことながら、家に帰ったら、ここの畑に来いとか、ここの田んぼに来いとかいう、そういった生活の時代です。スマホもありませんし、ゲームもありませんでした。ただ、人数がいましたので、大勢のお姉さん、お兄さんたちに当たるような人たちと一緒に過ごしたりしながらやっていました。私は、柘野小学校でよかったと思うのは、その複式ということよりも、そういう環境の中で過ごしたということが、自分にとっては非常に良かったと思っています。

だから、ここの再編に関しては、私は特段指示も受けておりませんし、ここで考えて、ここに来て初めて見て、いろいろ勉強している最中ですが、やはり考えることは、複式は私も経験をしています、同じ複式ということで、当時、私が複式したころと今の子供たちの複式とを同率に考えるのは、やっぱり少し無理があるのかなというふうに思います。

大変によく頑張っている素直な子供たちを拝見しました。複式の授業も見ました。よく頑張っているけど、しかし、このままずっといくのは、もう、ちょっと難しいかなという感じを持っています。私は、非常に頑張っている子供たちが、大変、力を秘めている子供たちがいると思ったんですね。この子供たちがもうちょっと大きい学校に行ったら勉強させてやれば、もっと伸びるんじゃないかなという感じを非常に強く持ちました。そういうことであります。

○岩元 涼一議員

今、教育長のほうからも、小さいときに自分も複式の経験があるというようなことで。ただ、若干、そのころからすると、やっぱり環境的なもの、そういうものも当然違ってきていますし、当然全体の人数というのも減ってきておりますから、同じような教育環境ではないとは私も思うんですが。また、環境が変わってくれば変わってくるなりの対応といえますか、そういうのも当然なされていっているはずですので、そこ辺についても、今後また検討はされないでしょうかけれどもさつま町の子供たちの将来のために教育行政に取り組んでいただきたいとエールを送って、私の質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、岩元涼一議員の質問を終わります。

次は、5番、米丸文武議員の発言を許します。

[米丸 文武議員登壇]

○米丸 文武議員

本日の一番最後の質問者でございますが、私の質問をするのは、もう既に岩元議員が大分お聞

きになりましたので、私は何を聞こうかなと頭を悩ましておるところでございますけれども、原稿を用意しましたので、これに従いまして申し上げて、質問をさせていただきたいというふうに思います。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

さつま町立小学校適正化計画、第2次学校再編計画（案）について質問をいたします。

町長は、6月6日の第2回定例会において所信表明をされ、その中で学校再編について、第2次学校再編計画（案）の取り組みを進めると発表されました。第2次学校再編計画（案）の考え方としては、第1次再編計画に引き続き、複式学級の解消を基本とし、平成28年度の各学校の実態や今後の児童数の推移を見て検討するとなっております。

第2次学校再編計画（案）の内容は、求名小学校、永野小学校、中津川小学校の3校を再編し、1校とする。再編場所を現薩摩中学校。目標年次を平成33年4月。それから、流水小学校を鶴田小学校と統合し、鶴田中学校の地に、目標年次を平成34年4月とするというような具体的な案を定めて、対象地区で説明会を実施されました。

私も、薩摩地区、3地区での説明会を傍聴いたしました。8月30日、中津川地区では計画案の説明さえもさせてもらえず、地区住民の声を全く無視した統合の進め方であるとの意見が多く出されており、「首長である町長が来て、地区民の声を聞いた上で検討するべきではないか」「町長は地区のことをどう考えているのか」など、強くたす声がございます。計画案の説明は聞いてもらえない状況でございました。その後、町長は、また地区に出向いて行かれて説明を、町長の考えをされたように聞いておりますが、どうだったのかは聞いておりませんが、そのことはどのような状況であったのかは、また町長にお伺いしたいと思います。

9月6日の求名地区においても、地区民が納得するまで十分話し合いを求める意見もありまして、再編・統合に賛成する人、それから反対する人、どちらが多いのか判断できない状態でした。

9月12日の永野地区の説明会では、小学校の存在は地域の誇り、地域の元気な源であるので、再編・統合は認めないというような声が大多数でございました。

流水小学校、鶴田小学校の再編計画案の説明会はどのような状況であったのか、傍聴しておりませんので判りませんので、どういうふうな状況であったかをお知らせいただければありがたいというふうに思います。

というようなことで、第1次再編で学校がなくなった地区の児童生徒、保護者じゃなくて、地区の住民の方々に、その後の状況をちょっとお聞きしてみますと、地区の方々は、「子供たちの元気な声が聞けなくなって地区の元気がなくなった」「寂しくなった」「若い人が少なくなっていくのではないか」などの声も聞かれました。

中津川地区では、その後、各戸を対象に中津川小学校の再編計画に対するアンケート調査を実施され、その結果を12月7日にいただきましたけれども、アンケートの回収率82%、280戸でございます。計画案に対しての「賛成」「どちらかといえば賛成」が38%の105戸、「反対」「どちらかといえば反対」が60%、167戸、無回答3%の8戸となっております。

主な賛成の理由は、「子供たちのためには多人数のほうがいい」という意見が23。それから、「再編・統合は必要と思っている」、13。「維持のための労力や費用がかさむ」、2から賛成ということですね。それから、「学校を残す元気がない」という方が1ですね。というような、賛成については、このような意見が出ておったようでございますが、反対の理由としましては、「校区の過疎化が進む」ということが21。「小学校は校区の核であるために」ということで20。「再編・統合しなくても、他に方法や子供たちのための施策がありそうである」というの

が13。「現状の人数では、必要ない」というのが10。「現在の再編計画では、すぐ再々統合の気がする」というのが1。というような、こういう賛成、反対等のそれぞれの集計が出てきております。

このようなことを踏まえまして、薩摩地区3小学校を対象とした第2次学校再編計画（案）について、小学校の存在、子供たちの存在は、地区民にとって一番身近で、地区の将来に向けての希望であり、誇りであり、また、学校は地域住民のいるよりどころ、活力の源であるため、大変重要な事柄であります。学校が地区からなくなれば、これから地域に住み子育てをする若者は少なくなる可能性が高く、地域産業の存続も、後継者確保もますます厳しくなることが予想されます。

町長の進められている空き家対策や移住・定住対策についても効果につながらないと同時に、地域で協力して高齢者等を支え合う環境にも逆行し、行政が支援する負担も増大する可能性も高まるのではないかと考えられます。近隣の市町村でも、地域の学校はあらゆる面から地域の元気さや活力につながることから、存続維持を続けられている自治体もございます。

このような観点から、町長と教育長にお伺いいたしますけれども、地域住民から現学校の存続を強く望まれており、計画に同意が得られない地区を対象とした再編計画については、住民の方々も、統合も仕方ないと判断されるまで存続する計画への見直しをする考えはないかお伺いいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

〔米丸 文武議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

米丸文武議員のほうから、第2次の学校再編計画（案）についての御質問をいただきましたので、お答えをいたします。

子供につきましては、家庭や学校、そして地域の皆様の御理解と御協力により育まれていることにつきましては、地域におけるさまざまな活動の中においても明らかでございまして、改めて地域の皆様に感謝を申し上げる次第でございます。

先ほど、教育長のほうからも答弁にもございました。私は、これからは担う子供たちというのは、今日のグローバルな社会に強い意志と高い目標を持って羽ばたいていってほしいと願っております。そのために、複雑多様化する社会に主体的に対応するために、多くの集団の中で多様な考え方に触れ、切磋琢磨する機会がどうしても必要であると、そういう時代に入っているというふうに私は考えております。

よく、教育は「国家百年の大計」と言われますが、現実には10年先、20年先の社会像が読みにくい混迷の時代になってきております。IT革命とか、あるいはAIとかグローバル化の進展、ますます深刻化いたします環境、また一方では食糧問題などにつきましては、学校教育にも大きな影響のある事柄でございます。また、これからの教育は、マクロとミクロの視点をあわせ持つ複眼的な視座が欠かせないと言われております。

そのためにも、勉強を通じまして、教科の知識や技能を習得することに加えまして、より多くの仲間とともに、いろいろな考え方に触れ、お互いの考えを認め合い、皆で話し合い、皆で協力し合える、よい意味での競争をして、お互いを伸ばし合い、考える力、表現する力、判断する力などを育て、子供たちがこれから歩む中学、高校、大学あるいは専門学校、あるいはまた社会人として確固たる社会性や規範意識などの基本的な部分を養っていく必要があると思っております。それが小学校であるというふうに、私は思っております。

確かに地域の問題というのは、御案内のとおりでございますけれども、やはり学校というのは、

今もおっしゃいました教育を施す、子供の成長を促す場でありますので、そういう視点に立って、この学校再編というのは進めておるわけでございます。

特に、今回の新しく出てまいります学習指導要領、これにつきましては、お互いに友達が多くおって学び合っていくという、新たな学習指導要領が打ち出されてきておるところであります。アクティブラーニング、こうすることで、多くの仲間といろんなことを意見を出し合って、学び合って、考える力、表現力、判断力、こうすることで、これからの社会を生き抜いていく、たくましく生きていく、そういう社会の子供を育てることが必要でありますので、そのためには、小規模もいい面がありますけれども、やはり、こういった新たな時代を乗り越えていく、そういう人材を育てるためには、どうしてもある程度の一定の規模は必要だと私は考えております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

米丸議員の質問にお答えいたします。

学校がなくなるのは大変寂しいということ、私も実感として持っております。柘野小学校も再編をされて、なくなりました。私は柘野小学校のすぐ後ろに住んでおります。実家がありますので、校庭がむしろ庭のような感じで生活しておりましたので、なくなったことに対しての一抹の寂しさというものは、私自身も感じております。

ただ、住む場所とか、それから働く場所、それから医療、買い物、保育園、幼稚園、学校、いろんな教育施設が近くにあるということは、大変心強いもんだと思います。地域の皆様にとりましても、そういった小学校とか学校の教育施設がなくなるということは大変心配なことであるというふうなことは、もう非常に理解しているところであります。

しかし、私どもといたしましては、あくまでも子供たちの教育環境改善の観点ということで、そこに軸足を置いて考えているわけでありまして、学校教育の目標や目的をよりよく実現するためということが、まず大前提にあります。

学習指導要領のことを先ほど町長が申されましたけれども、今回、学習指導要領が改訂になります。32年度から全面実施、ちょうどオリンピックが始まる年になりますが、来年度からは、もう先行実施として、その学習指導要領が新しいのが始まる前に、先行的に少しずつ実践をしていきます。先行実施をします。

その中で、ちょっと具体的なことを申しますと、移行期間で、例えば5、6年生では、もう英語が始まります。今までは外国語活動とって教科書はなかったんですが、今度から5、6年生は英語が、教科書が出てきて、そして英語の学習が始まります。5、6年生でやった外国語活動という、文字を使ったりしなくて会話をしたりとか、そういった授業が小学校3、4年生から、もう始まってきます。そういった状況になります。5、6年生からは、もう英語の授業が、実際は文字を習いますし、文法的なことをいいますと過去形の表現とか、そういったことも習っていくような、前倒しに英語科の授業がなされてきています。3、4年生から、いろいろ会話を中心とした授業というもの、外国語活動がなされていく、そういったようなふうにして学習指導要領が改訂されます。

この外国語活動一つとりましても、これは人数少ないと非常に不利なんですということが言えると思います。私たちのころの時代とは、ちょっと変わってきてまして、例えば思考力や判断力、表現力というような言い方をよくしますけれども、私たちのころ例えば、この間、学校参観したときに、小学校6年生の分数の授業を見ました。分数の割り算です、2分の1割る5分の4というような分数の割り算を見ました。2分の1割る5分の4というのを私たちはどうやったかとい

うと、ひっくり返して掛ければいいと、そういうふうに習ったんですね。そして、ひっくり返して掛けるということで、その問題を何題か与えられて、それをずっとやっていったわけです。

ところが、今は、そういう与えられたことをスムーズに短期間でやるという授業だけではなくて、どういう授業をなされていたかということ、分数の2分の1割る5分の4は2分の1掛ける4分の5です。ただ、なぜ、ひっくり返して掛けると正しくなるかということをお勉強しているんですね。これ、どういうことをやるか、なかなか説明しづらいですが、そのために面積の図を、畑を幾つか合わせたような図をつくったり、それから数直線といって目盛りを大きくしたようなものを使ったり、それから実際に計算をしたりと何通りも考え方が出てきます。そうすると、自分の考えていたことと隣の人が全く違う発見をしてくれると、それを気づくことができますね。そういったような授業というのが、今展開されようとしています。そういうことによって、子供たちの思考力とか判断力とか、そういったものを身につけていく。ただ、今までのように、単なる、短時間で、正確に何かを処理をするということに加えて、そういったことが要求されてくるという時代になっています。そういう学習指導要領の内容です。

それは、つまりは、グローバル化ということをおっしゃいましたがけれども、世の中がどんどん変わって、今まで経験したことがないようなことが出てきます。私たちのころは携帯電話もありませんでしたし、経験しませんでした。新しいものが出てきたときにどう対処すればいいかというようなことが、その力が必要だということで、小学校の早い段階から、そういった学習をするような学習指導要領の改訂ということが進められてきました。

こうなってくると、どうしても時間もかかりますし、複式でありますと、45分の授業、半分になりますよね。そうじゃなくて、先生が直接指導をする時間をたっぷりとして、それから子供たちも十分話し合う時間、活動する時間をとって、そしてお互いに話し合いながら、自分が気づかなかったことを発見していく、そういったような授業の展開ということが望まれてくるというふうに思います。

ですから、そういう観点で、子供中心に、子供たちに、今からどうやっていかなければならないかということを考えて、そういった意味で再編というのもまた考えていくということが必要であるというふうに考えております。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

○米丸 文武議員

今、町長と教育長にそれぞれ答弁をいただきましたけれども、私は、先ほどから子供たちの立場、それから保護者の立場ということをおきまして、地域における学校の存在ということを中心に、それに対する御判断というのを聞かせていただいたわけでございますけれども。

であるとすれば、じゃあ、地域は過疎化していくよというのが、どんどんどんどん高齢化し、いろんな地域産業も衰退をしていくよということを、そのまま見過ごしていくというようなふうにしかな受け取れないんでございますが。それぐらい学校というものは地域にとって本当に大切なものであり、誇りであり、やる気を起こす存在でもあるということは、子供たちも大切でありますけれども、地域もそういう中で子供たちを育てていく環境というのを、私は、きちっとしながら、いろんな学校との交流を通じて、そういう機会をつくったりするような方向というのを見出していけないのかなというふうに思います。

隣の伊佐市におきましても、合併を機に中学校は統合されましたけれども、小学校は地域のコミュニティーの基本的な大切な機関であると、要素であるというようなことで、平出水校あたりには9人の子供しかおりませんが、そういうような学校も一緒になって子供たちを育てようという取り組みもされておりますし、また、隣の出水市におかれましても山村留学ですとか、それから

小学校、小規模5校集合学習というようなこともいろんな検討をされまして、これをカバーしながら子供たちを育てていこうというようなことも取り組んでおられますし、また、蕨小学校においても特認校というような形の中で、いろんな取り組みということ、地域を中心にして、地域の皆さんの元気を大切に、また子供たちと一緒に、何とか教育の、そういうマイナス部分を補完しながら育てていこうという取り組みがされております。

それとまた、出水の上場小学校のコスモス留学制度というのがございましたので、小学校のホームページをちょっと開いてみました。

上場小学校は児童数13名で、子供たちは兄弟みたいに仲よしで、毎日いきいきと学校に登校しており、学校では一人一人の子供の持ち味を大切に、体験活動を重視した教育活動を展開しております。1集落1小学校のため、地域住民の学校に対する思いは強く、常に地域と学校が一体になって教育を進めております。近年、民泊が脚光を浴び、海外からも上場を訪れる人も多くなってまいりましたというような、こういうふうな小規模校の中でも、人として生きていくための、力強く生きていく。それから、今、教育長もおっしゃいましたけども、地域の中で子供たちの行く役割、そういうようなものも、実際の体験の中で、生活の中で、学校の教育の中でしなごらたくましく育っているということも、これは大切なことではなかろうかと私は思うんですが。

そのような点から、先ほど町長におかれましては、子供たちの教育を考えれば、そういうことが当然であろうという気はいたしますが、地域のことに対してはどのようにお考えなのか、町長に、また教育長も何かございましたら、お聞きしたいと。地域における学校の存在というものに対してはどのようにお考えなのか、町長にお伺いしたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

先ほどお答えしましたとおり、学校というのは、特に小学校は、その地域の人の母校でありますし、非常にこの存在価値というのは大きなものがございます。我が心のシンボルということになっているかと思っておりますけれども。

しかし、先ほどから申し上げますとおり、今の子供たちの教育の現場を見たとき、そしてまた、これから世の中を支えていく、グローバル社会の中で物事を考えたり対応をしていかなければならない、生きていかなければならない子供たちでありますから、そういう環境をやっぴり早いうちにつくり上げていかないと、これはまた大変な時代が来るといふふうに考えております。

したがって、先ほどから、るる申し上げたとおりの関係で、地域の問題はありますけれども、やはり中心は子供の教育だということを中心に据えておりますので、そういう観点で、どうしてもやむなく、本当にやむない、地域にとってはやむないことでありますけれども、そうせざるを得ない背景がある今の変化の著しい時代、ますますそういう時代が激しくなると思っておりますので、それに十分耐え得る子供をしっかり育てていくことが我々の責務だといふふうに考えておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

また、地域の関係については、先ほどから、いろんな地方創生の一環としまして、地域の活性化については、こういうことをやりたいということで申し述べてきておりますし、これまでも周辺部の活性化対策については、中心部よりもさらに手厚く、いろんな制度も設けてきておりますので、さらにこういったことは充実をしていきたいと思っております。

○教育長（原園 修二君）

大変難しいテーマだと思っております。どちらかということとはなかなか難しい、両方とも大事だということは判りますが、私たち、学校の教育行政の立場からすると、どうしても子供たちの将来ということを先に考えてしまいますので、そういう結論になってくるわけでありまして。

それから、出水市や伊佐市の例も、今、議員がおっしゃられましたけれども、私は先ほど申し

ましたが、合併というか、再編をする前の学校の様子をたくさん見てきました。結論的に言いますと、学校は再編されたんですが、その途中の過程は、それぞれのところで全く違っていました。ですから、それぞれ、最終的には再編になりましたが、その市町村でも全く様相が違っていました。

ですから、それぞれの観点から検討されていきますので、市町村ごとに、その事情や背景とか、そういったものが異なっていますので、同じような結論にはなかなか出ないんだろうなというようなことを、そのとき感じたことがあります。同じようなことを、今おっしゃられたようなことを新聞等で見ておりますが、そういった背景がいろいろ違っているんだろうなというようなことで考えているところであります。

○米丸 文武議員

先ほどから質問をさせていただいております。本当に、これから担う子供たちを、いかに強く、また、すばらしい将来を担っていく子供たちを育てていくかということは、本当に、この少子化の中で重要なことでございますので、教育環境の整備ですとか、いろんな生徒同士での交流、それから協力、そういうものも大切なことで重要なことであろうということは理解しておるところでございますけども。

今、この第2次編成の計画案でございますけれども、33年度の、例えば33年3月をめどとしておられるわけでございますけれども、今現在、これは28年ですね、求名が51、永野が31、中津川39というようなことでございます。これが、この程度というようなふうになっていくので統合計画ということでございますが、この計画自体の、この33年3月というものは、もう揺るぎない計画であるというふうに考えてよろしいんですか、その点についてはどうですか。

もう少し様子を見て、本当に地域の方々も、若い人たちが来て、それでそこに住んで、その学校に子供たちを通わして一緒にやっというふうな努力を一緒にしながら、もう1年、2年でも、やはりそういうような形での地域の教育、または活力につながるような考え方というのは、もう可能性はないのかどうかということについてはどのようにお考えなのか。そのまま、この計画は、子供たちのことを考えれば、地域の皆さんには申しわけないけども、こうさせていただくということであれば賛成も反対もないわけでございますが、そういう点についてはどのようにお考えなのかというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

今後のスケジュール的なことでございますけれども、第2次学校再編計画につきましては、もう昨年の7月、それから本年1月の議会の全員協議会でも御報告を申し上げておるところでございますが、関係する校区の保護者の皆様を含んで、区民の皆様への説明会を実施しております。

今後におきましては、この計画の説明をいまだ行っていないところ、いわゆる中津川校区であります。私も1回行って、体育館に相当人数集まって、校区民の皆さん、実際、具体的な説明をする前に、もう最初から反対討論から先に出て、地域の皆さん方から、先そっちが出るもんですから、本来のこと、その前に教育委員会も先に行って説明をされたようですけども、とてもじゃない、その入り口のところでいろいろ反対が出て、具体的なこういった必要性とか考え方という、述べるあれがないところでありましたので、とにかく私は挨拶の中で、こういう、今、皆様方に、あるいはこれまで述べたことをそれぞれお話をしたわけでありまして。

とにかく、学校がなくなることについての反対意見が物すごく強かったわけですけども、やはり今申し上げましたとおり、学校は子供の教育を施すところでありまして、将来の子供をしっかりと育てていく、育てていかなければならないという責務がありますので、そういったことについて、なぜ学校再編をしなければならないかということ、やっぱりお話を聞いていただく、そ

うということが大事かと思っておりますので、これについては、ほかの校区同様に説明会を開催をさせていただくように調整をしてみたいと思っております。

校区の保護者の皆様方から具体的な御意見等を伺う機会も設けながら、計画の推進に、丁寧に対応をしてみたいと思っておりますので、計画案についても御理解をいただくよう、さらに努力をしてみたいと思っております。

○米丸 文武議員

地区の方々の御理解を得られるように努力をしたいということでございます。子供たちのためには地区の意見を聞かないと、もう、子供たちのことを優先ですからというような形の中で調整を進められていくということは、本当に大変な問題になってくるだろうなというふうに思います。

今、本当に人口減少、高齢化社会の中で、自分たちの地域は自分たちで守ろうというような、そういうことも一生懸命取り組んでおられます。そういうような状況の中で、若い人がおって来て、子供たちを地元の学校へやってということが一番望んでおられるわけですから、そういうようなことも考えない、今いる子供のことを、まず優先的にということでありましょうから、それについては、相当な地域の方々の反発というものもあるだろうなというふうに思っております。

今のところで、ここで結論を出すわけにもいかないでしょうから、ぜひ、そこいらのところは地域住民の皆さん方に子供たちの状況と、それから地区に対しては、こういうような形の中で、そういうような、いわば衰退をしていく歯どめはどういうようなことをしていこうと、みんなで一緒に地域活性化していこうよというような、そういうものまでしっかり提示しながら、取り組んでいただければ、また地区の方々の御理解も得られるだろうというふうに思いますので。きょうは、もう結論出ようとは私も思っておりませんが、やはり地区住民の皆さんが、地域の子供たちに対する思いというものがどれだけあるのか、学校の存在というのをどれだけ重要なものかということをしつかりと御検討いただきながら、今後のまた説明会なり、この案についても御協議いただければありがたいというふうに思っておりますので、それを要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

本日の日程は全部終了しました。あすは午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会時刻 午後2時22分

平成29年第2回さつま町議会定例会

第 3 日

平成29年6月14日

平成29年第2回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成29年6月14日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	福 田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長	半 崎 幹 男 君
議事係 主査	神 園 大 士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	紺 屋 一 幸 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画財政課長	押 川 吉 伸 君	福 祉 課 長	鍛治屋 勇 二 君
介護保険課長	岩 元 義 治 君	健康増進課長	四 位 良 和 君
農 政 課 長	上 野 俊 市 君	耕地林業課長	杉水流 博 君
商工観光課長	羽 有 郁 夫 君	企業誘致対策室長	市 來 浩 二 君
建 設 課 長	小永田 浩 君	水 道 課 長	三 角 芳 文 君
消 防 長	中 間 博 巳 君	教育総務課長	角 茂 樹 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第41号 さつま町課設置条例等の一部改正について
- 第 2 議案第42号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第43号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第44号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第45号 平成29年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第46号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第47号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務厚生 (第1委員会室)	4 1	さつま町課設置条例等の一部改正について
	4 2	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
	4 3	平成29年度さつま町一般会計補正予算(第1号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 15款 県支出金(関係分) 16款 財産収入 19款 繰越金 20款 諸収入(関係分) 21款 町債 歳出 2款 総務費 3款 民生費 4款 衛生費 9款 消防費 人件費全部 第2条 継続費 第3条 地方債の補正
	4 4	平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
	4 5	平成29年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
	4 6	平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
文教経済 (第2委員会室)	4 3	平成29年度さつま町一般会計補正予算(第1号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 12款 分担金及び負担金 14款 国庫支出金 15款 県支出金(関係分) 20款 諸収入(関係分) 歳出 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 10款 教育費
	4 7	平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算(第1号)

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。

ただいまから、平成29年第2回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

これから、6月6日提案がありました議案第41号から議案第47号までの議案7件について、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1「議案第41号 さつま町課設置条例等の一部
改正について」、日程第2「議案第42号 さつま町報
酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」

○議長（平八重光輝議員）

まず、日程第1「議案第41号 さつま町課設置条例等の一部改正について」及び日程第2「議案第42号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○新改 幸一議員

今回の課設置条例の一部改正ということで、福祉関係、介護関係、組織の再編ということで理解をするところでございます。町民の皆さん方もそれぞれいい方向に理解をしていただけないかと思うんですが、ある程度この課の組織の機構の再編ということで、以前、町長は今回のこの福祉介護関係のこととはちょっと外れるんですが、この組織の場所の関係等も含めて農業委員会を合庁のほうに一緒にしたならというふうな考え方を持っているというような話もされたことがあるんですけど、私も土地改良区の関係でちょくちょく合庁のほうに行くんですが、今、土地改良区、それから担い手支援室、それから農業再生関係の職員の方々がいらっしゃるんですけども、農家の方々がいろんな相談事に来たりいろんな書類の提出云々になったときに農業委員会も一緒にこっちに来たならということをしよっちゅうお話を聞くもんですから、町長が前もって農業委員会も合庁のほうに一緒にというような考え方を持っていたらいいんですが、そういう考えのもとにいつごろそんなふうな形に持っていられるような考え方を持っていたらいいのか、ある程度町長が考えていらっしゃることをお聞きしたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

担い手支援室とそれからJA北さつま、それから鹿児島県のさつま庁舎の関係、当初県の振興局のほうに統合になる時点におきまして、いち早く県内におきましてはワンフロア化ができたところではありますが、それ以降さつま庁舎のほうに移動になったんですけども、またその時点で若干県のほうは後ろのほうの同エリア内にありますけれども、室は離れた形でセンターのほうと一緒にやりましょうということになっていたわけですけども、その時点で農業の担い手育成、後継者育成、新規就農者、こういったことについては担い手支援室が行っておりますし、やはり農業委員会としても似たような業務を掘り起こしとかやっておりますし、やはり農地の関係というのは当然関係することですので、当初の段階から計画としましては担い手支援室とそれからJAはもう当然必要でありましたけれども、転作の関係の農業再生協議会、そして農業委員会もという考え方でずっといたんですけど、当初の段階ではまだそこまで煮詰まった

段階ではございませんでしたので、農業再生協議会をこうして一緒に来ていただいておりますし、土地改良も当初から来ていただいております。

今回、ちょうどまた農業委員会の組織が7月31日までの任期をもって新しい、先般、議会のほうでもお認めをいただきましたとおり、農業委員の体制もなりましたので、できましたら同じような業務につきましては、町民の皆さん方にとっても同じワンフロア化のほうがより効率的に仕事ができるのかなと思っておりますので。

前の会長さんには、内々にこういうふうを考えておりますということも申し上げておりました。事務局長にもその旨、お話ししてあるところでもありますので、新体制ができ次第、できたら向こうのほうで同じ執務室で、いわゆるワンフロア化でできたらいいのかなと思っているところでございます。

県のほうには当初からそういう計画で進めておりましたので、特段県のほうにもそういうお話というのは御理解をいただいているものと考えておるところであります。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

○柏木 幸平議員

課設置条例の件ですが、正誤表の2ページ、福祉課の少子化対策に関することの中で、このところが新しい課の事務のところにはないわけですが、大事なことですのでここあたりは子ども支援課のほうに入ってくるのかなと思ったわけですけど。これがなぜ抜けたのか、そこあたりを説明をお願いいたします。

○総務課長（崎野 裕二君）

新旧対照表のほうですね。確かに少子化対策という言葉がなくなっておりますけれども、今回の3課の見直しにつきましてそれぞれ各課といいますか、関係ある民生3課で協議を十分していただいたところでございます。民生部門で進めてきました従来の少子化対策につきましては、これをやらないということではございません。これが定められた合併当初、少子化対策というのは具体的にはいわゆる子供に関すること、母子保健に関することなど少し狭義の狭い意味での捉え方をしておりましたが、その後、少子化は企画が行っております、婚活といいますか、そういったお見合いといいますか、そういった事業、それから企業誘致対策室で行っております若者の定住に関する、そういったところで複数の課に及んでいるために、今回につきましてはこの少子化があらゆる課に及んでいるということで、少子化という言葉は使わずに具体的な事務で表現を変えてもらったところであります。

不妊治療ですとか、学童保育などがそういったことに当たるんですけれども、母子保健に関することとか発達支援に関することというようなことで捉えているところでございます。

従来の事務をしながら、やらないということではなくて、より具体的な表現に改めて取り組んだところでございます。

○柏木 幸平議員

今の説明で判りづらいか納得ができないようなことなんですが、各課において分散された形で今後少子化対策に取り組むという、そういう理解でいいわけですかね。

○総務課長（崎野 裕二君）

民生3課で行われておりましたものはそのまま行いますが、少子化対策の事務が各課に広がっておりますので、そういった理由もありまして少子化対策というここだけには捉われませんので、ここの民生3課の中の少子化という言葉はなくなりましたが、従来の少子化対策についてはそれぞれ今持っている民生3課で持っているものは民生3課でやりますし、企画で持っているも

のは企画でやりますし、企誘誘致で持っているものは企誘誘致でやるというようなことで捉えているところであります。

そのまま引き続き強力にバックアップしながら進めていくということでございます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり総務厚生常任委員会に審査を付託します。

△日程第3「議案第43号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第3「議案第43号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮之脇尚美議員

所管が違いますのでお尋ねをいたしますが、補正予算書の18ページでございます。

7款1項2目の商工振興費のところ商店街街路灯設置及び維持費ということですが、この説明資料によりますと、屋地区の上仲町ということですが、屋地区、上仲町の街灯の現状というのはどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

上仲町の街灯につきましては、国道328号線沿いほかに平成7年度に26基ナトリウム灯が設置されております。あと、上仲町だけが街路灯でLED化をされてないということになっております。

○宮之脇尚美議員

26本ということですが、LED化をされてないということで、今回LED化をされるかと思うんですけども、この電気料は従来から2分の1補助をされとったのですかね。

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

電気料については補助は今までありませんでしたので、今回電気料の補助を2分の1を含めて、今回から初めて電気料の補助をやることになります。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありますか。

○三浦 広幸議員

予算書の19ページ、7款1項4目物産観光施設費の関係でございますけれども、補正予算の概要は2ページです。大鶴ゆうゆう館のオープニング記念式典関連経費ということで計上してございますが、鶴田ダムについては世界でも珍しい治水工法が行われたということで、外国人もたくさんお出でになったわけですが、ちょっとお聞きするところによると、外国人に対応するための案内表示が計画されてない、あるいはインターネットに接続できる無線LANの設備が計画されてないということですが、どのようになっているのかお伺いいたします。

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

議員御指摘のとおり、現在のところでは英語表記については、基本的な部分にインフォメーションとかその部分については英語表記になっておりますが、展示物につきましてはまだ日本語表記だけですので、電源開発株式会社・国交省のほうにちょっと依頼をしたいと思っております。電源開発株式会社の部分についてはほとんどがリニューアルをされる、国交省については新設になりますので、その辺については依頼をしていきたいと考えておりますが、英語表記、あとハンブル、台湾、中国という全てを網羅するというのはちょっと難しいと思っておりますので、今後そういう部分についてはいろいろなタブレットを使ったソフト等もありますので、そういう部分で対応をちょっと研究させていただこうと思っております。

○三浦 広幸議員

きのうの一般質問でも観光の振興についてということで申しましたが、今県内の観光施設の拠点ではやっぱりそういう外国人に対応することで中国語、韓国語、皆さん新幹線乗られてわかっていると思いますが、英語、中国語、韓国語必ず放送すると。例えば鹿児島市あたりに行ってもWi-Fiの設備が設置されているというようなことでございますが、Wi-Fiの点についてと、そういう施設整備は今後観光交流を一生懸命されるということですから、ぜひ検討じゃなくて10月の末にはもうオープンということでございます。新聞を見ればあっちこっちでリニューアルされて外国語表記をされたと。あるいはWi-Fiが接続されたということにもなっておりますし、外国人から見ればWi-Fiの整備率が悪いというようなことも言われておりますので、ぜひ前向きな方向で検討をお願いしたいと思います。

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

今のWi-Fiの件につきましては、光が通ってこないとなかなかWi-Fiについてもその機能を十分発揮できないというようなことも言われておりますので、今、Wi-Fiについて、1回、温泉組合と観光地ということで商工会等々、NTTのほうに要望を出したところですが、ネットの環境の普及率とかそういう点で相当厳しい面があるということでございました。今現在、Wi-Fiについても庁舎内でそういう検討会を設けて、何かいい方法はないかということで光ケーブルをまず引いていくということを考えているところでございます。

Wi-Fiについて、本当インバウンドのお客様に対しては大変重要なツールだと考えております。

○三浦 広幸議員

例えばちくりん館にしても年間20万人を超えるお客さんがいらっしゃるということでございますから、そういう施設については総合的にそういう施設整備を考えていかれたらどうかと思いますけど、御回答お願いします。

○町長（日高 政勝君）

この今の時代、この地方創生と言われる中で、移住定住をするということになりますと、都会の若い人は特にこういった光がないと困ると。そういう意見が強いもんですから、町内にもどこまで光が通って、どこまで入っているのかつかめない状況がございます。

そういうことで、国のほうもですけれども、国のほうにもっと地方創生をいってる中においてはもっとそういう移住定住を図るためにも光の普及をもっとやってほしいということでお願いはしておりますが、かなりの投資の額になるようでありまして、今、県のほうについてもこの辺の問題については強く要請をいたしておりますけれども、ただ事業主体としてやっぱり必要な箇所に敷設してみた場合、どのくらいの費用がかかるのか。その辺のところもある程度出していたければ支援の仕方もあるんですけどというようなことを言われておりますので、これについては例えば離島のほうは離島振興法があってその適用がありますけど、私どものほうにとっては過

疎債の適用をやっていくとかですね、なるかと思えますけど、ただ非常に距離的な関係、部分的な例えばこれ宿泊所がございます宮之城温泉、それから紫尾温泉、そういうところに都会からいらっしゃって非常に不便だと、ないからですね。そういうお声も聞いてますので、できればそういうところを優先してやった場合に、どの程度の事業費がかかるのかというのは今ちょうど内部で検討をいたしている段階でございます。そういうことを踏まえて県のほうとかあるいは国のほうには何らかいい方策を考えてくれと。そしてこれはもう町の全体の問題でありますから、町によっては全てもうやってるところもあるんですよ、ものすごいお金をかけて。そういういろんな背景もありますので、これからまたこの問題についてはいろんな研究をしてみたいと思っていますところでもあります。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

○岸良 光廣議員

所管が違いますのでちょっとお伺いしたいんですが、この一般会計補正予算の説明資料の15ページ、林業総務のアドバイザーの件なんですけど、ここで伐採や造林等の指導監督及び計画かつ円滑な森林整備を進めるというふうになっているんですが、最近この伐採されたところを見ると、不要なやつ、例えば枝、いろんなものがそのまま放置されているんですよ。造林をしていこうと思えばそういうものの整備もしなきゃ造林できないと思うんですよ。

また、最近は機械化が進んで、従来は伐採するときかなり下のほうで切ってるんですけど、最近は機械化がされてかなり上のほうで伐採されてそのまま放置されてると。なおかつ、商品にならんようなやつはそのままそこに置いて済ませているということがかなりあるんですが、このアドバイザーの方がそういう監督やら今後の計画をされる場合は、造林を進めるのであればそういうところも含めた監督あるいは計画をされるのか、その辺をちょっと教えてください。

○耕地林業課長（杉水流 博君）

伐採に対しまして今おっしゃるように、山によってはそういうこともあるようでございますが、こちらとしましても作業に対する指導等は行っているところでございます。アドバイザーにおかれましては今後来ていただくということになるとすれば、そういうことでそういうものも含めた指導もしていただきたいと考えているところでございます。

伐採におきましては、こちらとしましても林業事業体のほうにもいろいろとお願いをしたり、許可届出書が来た場合、許可書を現地に立てていただくとかそういうこともやっているところではございます。

以上です。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

○川口 憲男議員

財政課長に、先ほどもちょっと出てきましたけれども、歳入の関係で、過疎債の話も出てきましたけれども、今回、過疎債を流用した金額が町道整備あるいは消防設備、教職員住宅整備事業、今回、過疎債ですることになっていますが、当初で聞くべきだろうと思うんですが、この過疎債に対する町の考え方というか、従来からいけば相当減額されていろんなのに使えないということも出てきましたが、再度お聞きしたいと思います、この過疎債の流用について再度説明を求めたいと思います。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

過疎債につきましては、有利な起債ということでございまして、当初の段階でも事業を選別を

しながら申請をしているところでございます。

ただ、今まで財政の健全化ということから上限枠を決めながら全ての起債について取り組みを進めてきたところであります。

最近の実情でいきますと、4億程度で推移をしておりますけれども、国のほうから調整が来ておりまして、1次調整、2次調整という形でございますので、やはり事業の中身を精査しながら対応しているところでございます。

今回におきましてもそういった観点からこの3事業を過疎債のほうで申請をするという形で整備をしたところでございます。

○川口 憲男議員

財政課長、今回5,000万円くらいですかね、で、上限枠が4億円ぐらいの範囲でこの過疎債の活用を図っているということがありました。先ほども出ましたように、この無線LAN、光ケーブルですか。こういうところがまだ全然進んでないということは以前からも指摘があったことなんですけど、こういうのも過疎債でできると先ほどの町長の答弁に過疎債の活用ということがありましたけれども、これから先にこれをベースといいますか、ベースということじゃないですけども、こういうことを考えてさつま町自体でこういう過疎債の有効資源を活用してできていけるものとか、あるいはこの4億円の限度を例えば財政計画等があると思うんですけども、こういう有意義な財源を使っている事業をしていくという考え方的なところでいけば、この4億円の枠も広げられるものなのか。そこあたりをちょっとお示し願いたい。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

町といたしましても有利な起債を活用するというところで、ほかにも、有利な起債もあるわけですけども、事業内容によって使い分けをしているわけでございまして、過疎債につきましても、有利な起債でございまして多くを活用したいということは考えておりますけれども、町で枠を設けているという形ではございまして、例年国、県のほうからもう枠がある程度定まっておりますのでその範囲内でやっていくということになります。

ハードとソフトの2つの方法があるわけですけども、ソフトにつきましても最低限の枠はありまして、上限はあるわけですけども、全体的な国全体の数値を見ながら調整がされてくるということでございますので、申請をしながらやっていくということで、急激に増やしてもなかなか採択はされないという形になってまいりますので、できる限り過疎債もですけども、有利な起債といったものを選択をしながら事業のほうに充てていくということを基本に考えていきたいということで。

町といたしましては、将来的な公債費の関係等もございまして、総枠的な起債の考え方は持っておりますけれども、そういった一つ一つの町債につきましても有利なものを選択しながら活用していくという形で考えているところでございます。

○川口 憲男議員

有利な起債であるということと、町としても公債費の膨らむ体制のことも考えられているところは重々判ります。しかしながら、この前の一般質問等をいろいろ聞いておりましたり、先ほど無線LANですか、光ケーブルのこと町長も重々大事なこととか、まちの活性化につけては大事なことということなんですけど、せめて相当の費用がかかると思うんですけど、財政課長、こういうのに例えばの話で大変悪いんですけど、そういう無線LANの幾らかかるかということもこれから調べるということでしたけれども、行政庁舎内においてこういうところに幾ら費用がかかるのか、あるいは我々が質問する中でいろいろ提案するんですけども、こういうので議会から質問があったけどこれにどのくらいになるのかということに対応していくには、やっぱりこうい

う借りやすい財政というか、予算といいますか、過疎対策債みたいなのがどういうふうに当てはめられるとか。県、国に対してもこっちの熱意があればそういうのは伝わっていくと思うんですが、先ほど説明がありましたように将来の財政的などころもあると思うんですが、そこあたりも踏まえてこういうのに取り組まれるような考え方、姿勢は今でもある、ほかにもあるのか。ちょっとそこをお示し願いたいと思います。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

当然、財政計画ということもしながら進めていくということでございまして、毎年多額の費用を要する経費ということで、中期の計画でありますけれども、それぞれの所管課のほうで計画されているものを拾い上げながら、財源の手当てについて協議を進めていくという形で考えております。

過疎債につきましても、いろんなものがあるかと思っておりますけれども、そういったものを含めながら国、県へも枠の拡大といいますか、配分の拡大を要望していくということも大事になってくるかと考えております。ただし、限られた予算の範囲内ということ等もございまして、年次計画というものをつくっていく必要があるかということで、所管課のほうから計画されてるものを拾い上げながら調整をしていくという形で考えているところであります。

さき程ありましたとおり、無線LANにつきましても相当額の費用がかかるということでありますので、そういった金額等が示されましたならば、それをどういった形で整備をしていくかという年次計画的なものも考えながら、それに対する財源の手当ては何をするかといったようなこと等を踏まえて、協議を進めながら対応していくという形でございます。

以上でございます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

○新改 幸一議員

一般会計補正予算のこの第1号の説明資料の11ページの上なんですけど、自殺対策強化の事業費の中での謝金とかアンケートとかとるようになっておりますけれども、具体的な自殺対策の計画も30年度までに定めるということも書いてあるんですけど、具体的にどのような計画を進めていかれ、そしてまたこのアンケート調査等ということで25万4,000円程度予算を組んであるんですけど、このアンケートというのは全世帯にアンケートをとられるものなのか、そこらあたりの中身をちょっと再度詳しく説明をお願いします。

○健康増進課長（四位 良和君）

ただいまの御質問ですけれども、自殺対策基本法の13条の中で今回市町村においても自殺対策の計画を定めることがうたわれております。今回予算計上をお願いしました件につきましては、その前段階としまして部会・協議会等の設置を行い、ワーキングで話し合い活動をしていただくというのが1点、もう一つは今御質問がありましたアンケートでありますけど、町民向けにアンケートを実施したいと考えています。これについては、全世帯ということではなくて無作為抽出で1,000軒当たりとか県のほうからも示されておりますので、人口比に対する抽出のアンケートを行うということになります。

以上です。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第43号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第4「議案第44号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第5「議案第45号 平成29年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第6「議案第46号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第7「議案第47号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第4「議案第44号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」から日程第7「議案第47号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案4件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案4件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案4件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から6月16日までの各常任委員会の審査会場は総務厚生常任委員会が第一委員会室、文教経済常任委員会が第二委員会室となっております。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

6月30日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午前10時04分

平成29年第2回さつま町議会定例会

第 4 日

平成29年6月30日

平成29年第2回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成29年6月30日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	福 田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長	半 崎 幹 男 君
議事係 主査	神 園 大 士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	紺 屋 一 幸 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画財政課長	押 川 吉 伸 君	福 祉 課 長	鍛治屋 勇 二 君
介護保険課長	岩 元 義 治 君	健康増進課長	四 位 良 和 君
農 政 課 長	上 野 俊 市 君	耕地林業課長	杉水流 博 君
商工観光課長	羽 有 郁 夫 君	企業誘致対策室長	市 來 浩 二 君
建 設 課 長	小永田 浩 君	水 道 課 長	三 角 芳 文 君
消 防 長	中 間 博 巳 君	教育総務課長	角 茂 樹 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第41号 さつま町課設置条例等の一部改正について
 - 第 2 議案第42号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
 - 第 3 議案第43号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第1号）
 - 第 4 議案第44号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 第 5 議案第45号 平成29年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 第 6 議案第46号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 第 7 議案第47号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）
 - 第 8 議案第59号 大鶴ゆうゆう館新築工事請負変更契約の締結について
 - 第 9 陳情第 2号 安定ヨウ素剤の希望者への事前配布計画を求める陳情
 - 第10 陳情第 3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について
 - 第11 発委第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書（案）の提出について
 - 第12 報告第 5号 平成28年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
 - 第13 報告第 6号 平成29年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について
 - 第14 議員派遣の件
 - 第15 閉会中の継続調査について
- 追加日程
- 第 1 閉会中の継続審査について

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。

ただいまから、平成29年第2回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第41号 さつま町課設置条例等の一部改正について」、日程第2「議案第42号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第3「議案第43号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」、日程第4「議案第44号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第5「議案第45号 平成29年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第6「議案第46号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第7「議案第47号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「議案第41号 さつま町課設置条例等の一部改正について」から日程第7「議案第47号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案7件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。

それでは、総務厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第41号 さつま町課設置条例等の一部改正について」、「議案第42号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、「議案第43号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」関係分、「議案第44号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、「議案第45号 平成29年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第46号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、以上の議案6件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第41号 さつま町課設置条例等の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、民生部門3課の体制を総合的に再編して、子育てや保健医療分野に関する相談窓口体制を整理、改編しようとするもので、平成29年9月1日から施行されるものであります。

従来の福祉課、介護保険課、健康増進課を保健福祉課、高齢者支援課、子ども支援課に改め、住民のさまざまなニーズに対応するワンストップ体制を構築することとあります。

次に、「議案第42号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、特別職として設置する子育て専門相談員及び地域林政アドバイザーに係る報酬を追加するもので、平成29年7月1日から施行しようとするものであります。

子育て専門相談員は、今回の民生部門3課の再編に合わせて設置しようとするもので、保健師、助産師、臨床心理士などさまざまな分野からの選出を想定し、報酬額は25万円以内で町長が定める額とするものであります。

地域林政アドバイザーは、森林整備に係る体制整備のための専門職員を設置した場合、国が関係経費の一部を助成し、側面から市町村の森林整備を支援する地域林政アドバイザー制度が創設されたことに伴い設置するもので、報酬額は農政課の営農専門指導員と同額とするものであります。

次に、「議案第43号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」の関係分についてであります。

歳出の2款1項総務管理費の地域振興費には、地方交通対策事業費として、空港線バス停留所の移設に伴う工事請負費が計上されています。

阿久根方面行きの空港バスのバス停が、現在の鉄道記念館から地域包括支援センター横へ移設されることに伴うもので、バス停の設置、水道管の移設、地域包括支援センター横の駐車場整備等を実施するものであります。

質疑の中で、新設するバス停に屋根をつけるとの説明であるが、ベンチを設置する計画はないかたまたまのところ、移設先のバス停の歩道部分に固定式のベンチを設置することは難しいとのこととあります。

この答弁を受けて、昨年度移設された鉄道記念館横の空港方面行きバス停では、乗客が地面に直接座りながらバスを待つ光景を実際に見受ける。歩道上にベンチの設置が難しければ、バス停周辺の町有地を有効活用するなど、バスの利用者に対して十分配慮するよう要請しました。

次に、3款2項児童福祉費の児童福祉総務費には、子育て専門相談員設置に向けた関連経費として176万4,000円が計上されています。子育て専門相談員は、今回の民生部門3課の再編に合わせて設置しようとするもので、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、さまざまな家庭の相談に対応する専門相談員を設置し、情報の収集や提供に努めながら、助言やサービス利用の支援を行おうとするものであります。報酬月額が25万円とし、平成29年9月から3月までの7カ月分を計上するものであります。

質疑の中で、報酬額の算定根拠についてたまたまのところ、子育て専門相談員は、臨床心理士まで幅広く想定したものであるが、臨床心理士を雇用した場合には、1日当たり1万1,000円から1万5,000円程度、1カ月当たり25万円程度を受給されていることから総合的に判断したとの説明であります。

次に、4款1項保健衛生費の保健衛生総務費には、地域自殺対策強化事業費として45万4,000円が計上されています。鹿児島県の地域自殺対策強化交付金を活用する事業で、平成30年度の自殺対策計画の策定に向けて、協議会や部会の設立、アンケート調査等を実施するものであります。平成28年4月1日に施行された改正自殺対策基本法に基づき、地域レベルでの実践的な自殺対策計画を策定するもので、15名程度の自殺対策協議会を設置し、そのあと、その下部組織として15名程度のワーキンググループも想定しているとのこととあります。

質疑の中で、本町の現状と自殺対策計画の目標についてたどしましたところ、警察発表の推計値であるが、本町では平成28年に6名の方が亡くなられた。また、自殺対策計画は総合振興計画にも掲載されており、目標数値はゼロである。さらに、本計画を策定し、PDCAサイクルを活用しながら改善していきたいとのことであります。

次に、「議案第44号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

歳出の4款1項前期高齢者納付金等86万8,000円は、社会保険診療報酬支払基金から必要額の支払い請求があったことから、不足する額を補正するものであります。

次に、「議案第45号 平成29年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

歳出の4款1項償還金及び還付金49万2,000円は、国のシステムふぐあいを原因とする保険料の軽減判定に誤りがあったことから、対象となる被保険者への保険料還付金及び還付加算金を補正するものであります。

次に、「議案第46号 平成29年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

歳出の3款3項包括的支援事業・任意事業費、介護相談員派遣等事業費には、介護相談員6人分の先進地研修旅費等の経費として23万7,000円が計上されています。

質疑の中で、超高齢社会が進行する中、本町の介護相談員は6名で十分なのか、増員する必要はないかたどしましたところ、介護相談員は介護サービス施設や事業所に出向き、利用者の相談を受けながら、改善やサービスの質の向上などに努めるものである。現在、6名で38事業所を年4回、巡回相談に回っているが、事業所が大幅に増加する予定もなく、巡回日程的にも現体制で問題はないとのことであります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。

これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次は、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○文教経済常任委員長（上久保澄雄議員）

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査を踏まえ、慎重に審査を行った結果、「議案第43号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」関係分及び「議案第47号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」の議案2件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第43号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」関係分についてであります。

まず、6款1項農業費の関係であります。

3目農業農村振興費の農業振興地域整備計画書策定業務は、今年度から平成31年度までの継続費として1,170万円が設定されています。今年度の予算430万円は農用地の全筆調査までで、次年度は計画書の原案作成、地域との意見交換の実施・結果検討を、最終年度は県との協議、関係機関との意見聴取等を予定しているとの説明であります。

質疑の中で、担当課としては農地を守る方向にあると思うが、一方では農業収益が上がらず高齢化も進むことから、特に国道沿いの農地の方向性についてただしましたところ、優良農地を守っていくことを最優先にしながらも、まちの活性化の面からは、10年先の将来を見据えて土地のあり方を検討する必要があると捉えている。特に国道沿いについては、これまでも商業施設等を建設する話があったが、農業振興地域を除外できない理由もあり、町としての土地利用の考え方と整合性をとりながら進めていきたいとのことであります。

次に、7目畜産費の全国和牛能力共進会出品対策事業費には、9月4日から11日までの期間で開催される第11回全国和牛能力共進会（宮城大会）出品者への報償費等172万7,000円が計上されています。7月5日の川薩畜産共進会（第二次全共予選会）に向けて、現在、4農家が出品牛の飼養・管理を行っており、最終的には7月29日から30日に始良中央家畜市場で行われる県畜産共進会（全共県最終予選会）で決定されますが、今回の補正については、地区予選会や県最終予選会への出品謝金の不足分と全国和牛能力共進会出品に係る消耗品や宮城県仙台市での自動車借り上げ料及び高速使用料などを計上するものであるとの説明であります。

質疑の中で、出品牛の移動中の保険対応についてただしましたところ、出品牛の移動については、県の全共推進対策本部で加入することになるとのことです。

次に、9目担い手育成費の農業機械導入補助金828万8,000円は、国の制度を活用して、作業の効率化、経営面積の拡大及び農産物の高付加価値化に努めるもので、1経営体については、茶の生産農家で乗用型管理機1台を、3経営体については、乗用型田植機等の導入を図るものであるとの説明であります。

質疑の中で、4経営体のそれぞれの取り組み面積と事業採択を受けるための指導のあり方についてただしましたところ、柞野地区の経営体は、茶を生産する農家で6.5ヘクタールから7ヘクタールに、二渡地区の経営体は水稻と園芸の複合農家で、水稻を2.2ヘクタールから7ヘクタールに、園芸ではニンニク、タマネギに加え、ショウガや自然薯の栽培を計画されている。神子地区の経営体は水稻を主体とした農家で、5.8ヘクタールから10.3ヘクタールに、柏原地区の経営体は水稻とカボチャを作付けされる農家で、水稻を8ヘクタールから10ヘクタールにそれぞれ規模拡大する計画である。

また、ほとんどの認定農家は改善計画書に基づき5年間の認定農家としての取り組みを進められており、その中で機械導入を図るために努力されている。担い手育成支援室としても事業採択に向けて、集落営農への取り組みや法人化への指導を行っているが、限られた予算枠もあり、順位をつけざるを得ないのが現状であるとのことです。

次に、12目団体営土地改良事業費の5,660万8,000円は、安全・安心な営農活動を維持し、あわせて維持管理に係る負担軽減を図ることを目的に、国・県の補助事業を活用して、湯田原地区を初め7地区の農道舗装や水路整備、頭首工改修等を行うものであるとの説明であります。

次は、6款2項林業費の関係であります。

1目林業総務費には、伐採や造林等の指導・監督及び計画的かつ円滑な森林整備等を進めることを目的に、地域林政アドバイザー設置に係る報酬180万円が計上されています。

質疑の中で、地域林政アドバイザーの指導のあり方についてただしましたところ、地域林政ア

ドバイザー制度は、森林法の見直しにより市町村の除間伐等への取り組みに対する指導を図る観点から、林業技術者を活用する形でつくられた制度であり、林業事業者や森林所有者への助言・指導等を行い、あわせて町担当職員の資質の向上を図りたいとのことであります。

また、伐採届けの実績と伐採後の再造林に対する指導状況についてただしましたところ、昨年度の伐採届けの実績は158件で、これまでも伐採後の再造林に対する指導を行っているが、民有林の場合、個人負担が伴うことから経費等を考慮したときに、再造林まで進まないのが現状であるとのことであります。

次は、7款1項商工費の関係であります。

4目物産観光施設費の鶴田ダム周辺公園等管理費の395万2,000円は、主に大鶴ゆうゆう館新築に伴うレストランのテーブル、椅子など什器類の備品購入費250万円及び今年ことし10月31日に開催予定のオープン記念式典に係る会場設営の委託料114万5,000円であるとの説明であります。

質疑の中で、大鶴ゆうゆう館新築に伴う周辺整備についてただしましたところ、大鶴湖周辺を含めた整備計画を策定し、イベント等でも活用できるように対応していきたいとのことであります。

次に、5目開発振興費の企業立地促進助成金2,301万1,000円は、電子部品の製造検査を行う加治木産業株式会社のさつま工場及びセラミックの製造検査を行う比知屋産業株式会社の倉内工場に対する助成金で、用地費、工場取得費、設備投資費及び新規雇用促進分として、加治木産業7名、比知屋産業9名のいずれも町内在住者の計16名に対する助成であるとの説明であります。

質疑の中で、6カ月以上の継続雇用を条件としているが、6カ月経過後に退職し、町外に転出した例があるかただしましたところ、近年、助成を行った企業で2人の退職者がある。操業開始時に新規の地元雇用者が3人以上増加していることを条件としていることから、町内在住者を優先した雇用が進められているとのことであります。

次は、10款1項教育総務費の関係であります。

3目教職員住宅管理費の工事請負費2,200万円は、宮之城中学校教頭住宅の建設費で、五日町住宅跡地の一角に建設するとの説明であります。

質疑の中で、家族を想定した住宅としているが、近年では管理職の単身赴任も多くなってきている現状から、81平方メートルの広さの住宅が必要かただしましたところ、今回の教頭住宅も他の管理職住宅と同等の大きさであることや特に教頭の職務ということも含め、家族で過ごすことのできる住宅の確保という観点から、この面積で住宅建設を進めるものであるとのことであります。

次は、10款3項中学校費の関係であります。

1目学校管理費の委託料847万7,000円は、中学校再編準備として、宮之城中学校グラウンド改修測量設計及びクラブハウス建築設計を委託するもので、校庭の排水対策及び各種部活動のレイアウト並びに旧宮之城高校時代からの建物を引き継ぎ活用しているクラブハウス施設の老朽化、倉庫不足等の課題に対応するものであるとの説明であります。

質疑の中で、再編後の生徒数が活動できるグラウンド面積は確保されるのかまた、クラブハウスも部活動に支障のない場所に建設できるスペースがあるのかただしましたところ、野球、ソフト、陸上、サッカー等でグラウンドを使用しているが、面積的には十分とは言えない状況である。また、クラブハウスの設置場所については、今後、学校側と協議を進めながら整備したいとのことであります。

この回答を受けて、面積的に十分でないことは理解するが、再編後は生徒数も増えることから、部活動等の安全面の配慮、配置がえ等への対応を要請しました。

次は、10款5項社会教育費の関係であります。

4目公民館等管理運営費の委託料110万円は、山崎地域への指定管理に向けた協議が整いつつあることから、山崎地区公民館の年次的な改修に向けた設計業務を委託するものであるとの説明であります。

質疑の中で、地元との協議は具体的にどこまで整いつつあるのかただしましたところ、本年度、3区の公民館長のうち2人が交代され、公民会長も12人中10人交代されたことから、再度、話し合いの場を持ったところである。その中で、これまでの経緯も説明し理解を求めたところ、条例公民館の廃止、交流館への移行による指定管理に向けた方向で進めていきたいとの回答を得ているとのことであります。

この回答を受けて、各種政策を推進していく上で、影響が出てくることも予想されることから、今年度中に地元の理解を得て、指定管理者制度への移行が迅速に進められるように要請しました。

次は、10款6項保健体育費の関係であります。

2目保健体育施設費の委託料110万円は、宮之城屋内温泉プールのコースラインの塗り直しや内壁の修繕その他老朽化した施設の改修工事に係る設計委託で、湿気による内壁の劣化が進み、一部には落下している箇所も見受けられることから、利用者の安全対策を図る観点から取り組むものであるとの説明であります。

質疑の中で、宮之城温泉プールは、利用団体及び利用者数が多いことから、施設の老朽化に対する年次的な改修をどのように進める考えかただしましたところ、今回の補正では、緊急を要する箇所として、主に内壁の関係とプール缶体のラインの補修を計画している。そのほかにも修理を必要とする箇所は見受けられるが、一挙に行うことは財政面からも難しいことから、緊急を要する箇所から年次的に進めていきたいとのことであります。

次は、「議案第47号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正は、4月1日の人事異動により人件費に不足が生じるため、収益的支出に72万5,000円を追加し、収益的支出の総額を4億2,409万6,000円とするものであります。以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、文教経済常任委員長への報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。

これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、順番に討論、採決を行います。

まず、「議案第41号 さつま町課設置条例等の一部改正について」及び「議案第42号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」の議案2件について、一括して討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、ただいまの議案2件について一括して採決します。

お諮りします。

各議案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。

よって、「議案第41号 さつま町課設置条例等の一部改正について」及び「議案第42号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」の議案2件は委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第43号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。

本案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。

よって、「議案第43号 平成29年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」は各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第44号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」から「議案第47号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案4件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、ただいまの議案4件を一括して採決します。

お諮りします。

各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。

よって、「議案第44号 平成29年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」から「議案第47号 平成29年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案4件は各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第8「議案第59号 大鶴ゆうゆう館新築工事請負変更契約の締結について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第8「議案第59号 大鶴ゆうゆう館新築工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第59号 大鶴ゆうゆう館新築工事請負変更契約の締結について」であります。

これは、さきに締結をいたしました大鶴ゆうゆう館新築工事に伴い、労務単価改定等によります請負金額について変更をしようとするものであります。

さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。内容につきましては、商工観光課長に説明させますのでよろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

それでは、「議案第59号 大鶴ゆうゆう館新築工事請負変更契約の締結について」説明をさせていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○岸良 光廣議員

この前の全協の説明では、この三百何十万円の中で、約3分の1が設計変更の費用ということでありました。それ間違いないですか。

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

260万円程度が労務単価の部分にございますので、そのほかがいろいろ厨房等の設計変更というような形で増額になります。

○岸良 光廣議員

これだけの1億を超えるこの工事の中で、工程会議の中で、当初予定をしていた業者よりもとか、予定していたものよりもあとからタイルとかいろんなものがこっちのほうがいいのではないかとということで工程会議でなったという説明を受けたんですが、実際正直言いますと、この前も申し上げたように、本当に工程会議の中でこっちのほうがいいんじゃないかというそういう申し出があることは確かにあると思います。ただし、この中で当初でなぜそこまで密に計画されなかったのか。

特に1億円を超える工事の中で、例えば今まででも、例えば建設のほうでもどこでもそうですが、これは商工観光課に限ったことなのかなと。そういう労務費は何も問題ありません。これは国の方針ですから、労務費に言うことはありません。ただ、その設計変更によって100万円からの予算をまた変更すると、増やすというのは私から考えたときに、本当にこれは担当課のほうで密にされたのかなという疑問が非常に残るんですよ。だからその辺は商工観光課に限ったことなのか、ほかの課でもそういう工程会議等で予算をまた増やすというのが今までにあったものかどうか、ちょっとお伺いします。

○副町長（紺屋 一幸君）

工事の発注に際しましては当然原設計をもとに施工していただいておりますけれども、施工中において例えば床掘りを行った中で、想定外の例えば固い岩盤が出てきたとか、あるいは湧水が

噴出したとかそういった事例等も出てまいりますので、当然工事の施工中に増額の変更契約をする、あるいは減額の変更契約をするという事態は発生し得ると考えております。

○岸良 光廣議員

ですよね。例えばそういう岩盤が違ったとか水が出たとか、そういう工程におけるものすごく重大なことが発生したときには当然それは設計変更されるでしょう。ただ私がここで今質問しているのは大鶴ゆうゆう館を新設をするに当たって、当初からいろんな角度から検討されて、設計を上げて予算を組まれたはずだと思うんですよ。それをここへきて、またタイルを張りかえるだとか、あるいはいろんな機材を変えるだとかそういうことによって予算をまた増やしていくというのは、これは今副町長が説明されたいろんな要素が出てきて、大きな、これはどうにもならないんだというような形での変更はこれは私どもも本当にこれは当然だと思います。しかし、今の今回のこの商工観光課のタイルそのものを含めた形での変更をしたいということは、当初の非常に計画が甘いといえませんが、同時にもう一つ私疑問があるんですが、これに関係したことなんですけど、町長はこの大鶴ゆうゆう館を国際的な観光の場所にしたいんだというのが当初から町長の説明でありましたが、今回の一般質問で同僚議員のほうから国際観光にするのであれば観光案内に日本語だけではなくて、英語あるいは韓国語、中国語そういう観光の看板はつけないんですかという質問があったと思うんですが、それについては私が聞いてる限り具体的にそうしようという町長の明確な答弁はなかったんじゃないかなと思うんですが。やはりそういう変更等をして100万円からの金額を投じて変更されるのであれば、やはり町長が言われる国際的な観光の場所にしたいというのであれば、同僚議員からも出ましたようにそういう、やはり最低でも日本、韓国、中国、アメリカ、そういうところへの観光案内表示板、そういうのも設置されるべきだと思いますが。町長、その辺どのようにお考えおられるのかお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

今回、大鶴ゆうゆう館のこの変更契約ということで御提案申し上げますけれども、川内川の流域を観光スポットにしていきたいということでこれまでもお答えをしております。特にこの河川の激特工事も終わりました、そのいろんな治水工法についても、ここでこの一覧ができると、そういう場所も設けたいと思っておりますし、それから全国に類のないような鶴田ダム你再開発事業もいよいよ完成の段階に入ってる段階であります。そういったことについても展示をして説明ができる場所。そしてまたあわせて電源開発、JPOWERの水力発電の仕組みについても今でも記念館はありますけれども、それもあわせて同じところで見れると。そういう場所にもしていきたいということでもありますから、単にこの食堂だけではなくて、食堂にいらっしゃったお客様、それ以外も全体的な川内川の流域のいろんな河川工法を社会的に勉強する場、ダム你再開発、電源開発、そういうこともできますし、今後また上流の伊佐市とのDMOも締結をして今いろんな取り組みを進める段階にきておりますけれども、あわせてこの上下流一緒になって川内川を新たな観光として生かしていくことが大事かなと思っておりますので、その中流域の中心のところにありますので、これをどうしても機能を高めていきたいと思っておりますので、そのような気持ちで思っております。

御指摘のとおり、これからインバウンドの関係の皆さん方はいろんなところに来ていらっしゃいますけど、地方の段階におきまして、やはりホテル舟もありますし、こういう自然の豊かなところにも来ていただく機会もあるんじゃないかと思っておりますので、いろんな面でPRをしていきたいと思っております。これについては、商工観光課の担当課のほうには多言語の、おっしゃるとおり、この日本語だけではなくて国内、国外問わず、東南アジアを含めて、そういったような観光パンフレットをつくるべきではないかというようなことも指示をいたしております。

ので、まだ各施設のところまで今こういう整備をするということまで至っておりませんが、今後の一つの検討課題だと思っておるところであります。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

○川口 憲男議員

商工観光課長に改めて質問いたしますが、この359万4,000円、労務単価変更とそれから厨房等の器具の価格変更というようなことで工程会議等で提案があったということですが、まずこの労務単価変更、先ほど副町長の話で、例えば石があって、湧水とかいろんなのがあって労務単価が上がったということなんです、この内容をもう少し詳しくしてほしいのと、この厨房を含むいろんなそのレストランとかテーブルとか椅子とかこういうものの工程会議の中で提案があったということなんです、当初の入札をされる中で、こういう厨房の製品に対して受注者といえますか、この工事請負をされるあるいは入札をされるところから事前にこういう提出があったと思うんですけども、そこでの差異が出てきてこういうふうな金額変更されておると思えます。たしかレストラン厨房に対して250万円ぐらい、これは補正のほうでも出てきておりますが、その金額だと思えますが、そこあたりのところは入札の状況との関係でどうしてもこしこぼっかいの差が出てくるちゅう考え方というのは部内でもう少し議論はなかったのか。なぜこういう大きな金額があったのか。これに特別何かをまた最初入札のときと違って大きな品物を納入せんにやならなかったのか。そこの説明のほうしていただきたい。

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

労務単価に関しましては、先ほどからインフレスライド条項ということで説明をいたしておりますが、全国平均では労務単価は3.4%の増となっております。鹿児島県でいいますと、とび工が4.02、電気工事が7.50、鉄筋工が4.12、鉄骨工が7.95、塗装工が3.96、型枠工が4.15、配管工が3.85、内装工が4.15、ガラス工とサッシ工についてはゼロ%ということになっておまして、これ全ての%を足して10で割りますと4%ぐらいの増という形になっておまして、これにつきましてはインフレスライド条項に該当するというので今回当初にさかのぼった形でやっております。やり方としては、新しい労務単価を入れた形で直工費を出しまして、落札率90.98%をかけた今回の工事費を出したという形になります。

あと、厨房の機器関係でございまして、なかなか全ての内容まで細かいところまで設計の段階で全て今働いてらっしゃるNPOさんを交えた形でも協議はしたんですが、やっぱり全ての業者から見積もりというわけではなくて、また新たに業者さんのほうからこういうものもありますよということで、使い勝手がいいものという形で今回変更させていただいたところがございます。

また、先ほど言われましたテーブルと椅子につきましては、当初に入れておりませんでした。というのは、使えるものは使おうというような形で考えておりましたが、やっぱり新しい建物に当初は私たちもそれは使えるなという認識だったんですが、やっぱり新しい建物にそこだけ古いというのはどうかなということで、その部分は今回の補正予算のほうで組まさせてもらったところがございます。

以上です。

○川口 憲男議員

この労務単価変更について、大体3.4%ぐらいの増ということの答弁があったんですが、3月からこの6月の時点で全国的とか県とかいろんなところでこの労務単価の変更はあると思うんですが、こうしたときに例えば町で入札するいろんな全ての今、型枠とかいろんなことおっしゃいましたからそういうなのにも該当するわけですよ、この労務単価の上がりっていうのは。

とすれば、今まで町でいろんな入札して見積もりされてる中であれば、もう入札が済んでる中であれば、その業者の方々はその金額の入札、確定した金額の中で執行されていかれるのが私は、3.4%ですか、増のところを、そこを含まれていかれるのが通常だと思います。ある程度年度が変わって価格が上がるということは想定されて業者の方々もそういうところ出されると思います。かつて3.4%、まあ4%ぐらい上がったからそのところをまた改めて町で見てくださいよと。これは市町村の甘いところだと思うんですよ。一旦入札で決まった金額であれば3月24日に私達も採択して、16日に決定しているわけですから、その金額で執行してくださいよっちゃうのが筋だと私は考えるんですが、そこはそのとり方で課長が当初申し上げられましたように変更ができるということでしたんですが、そこあたりをもう少し考え方をどうするのか。

以前、ある議員もおっしゃいましたけれども、自分のお金として何かするんであればやはりそこあたりの考え方っちゃうのは我々側から見れば疑問を感じるころなんです。一旦入札して決めたものを、銭が上がったで、ほんならこうしてくいやい、ほんならもうちょっと上げてくいやい。そういうのはどうかかなと感じます。そこは今後のところで変更していただきたい。

そしてこの厨房の椅子に関しては、課長の説明にあるように使えるものは使っていこうとそういう考え方、この本庁舎を建設する中にも中の備品というのは旧の庁舎から持ってきたのは3分の1まで言いませんけど4分1、大多数を持ってきてますよね。そういうことにして、経費削減を図ってきている。だけど今回の場合は、ゆうゆう館あるいは業者の間でこれがよかったんだということなんですけど、これもやっぱり業者の方々というのは、入札される方々というのはこれが自分が入札に提案するのであれば、これがこの建物にはいいちゃうか最高の提案ですよってされるのが私は通常だと思うんです。こうして見て、工程会議をしていく中じゃ、うんにやこっちがよかったで、こっちに変ゆったで、こっちさい予算を増額してくださいよということであれば、入札してからあとのこういう変更というのはちょっといかなもんかと感じます。入札の仕方に。担当課でもやっぱりその中のところを詰められてテーブルはどうするべきか、あるいは厨房の機器については給食センター等もあるわけですから、給食センターにいろんなのを入れるときもあるわけですから。そこらの備品等考えたときに、これはどうなのかと。そこあたりまで精査されるべき金額だと思います。

途中で359万4,000円の変更金額が上がってくるというのはちょっと金額的に大きいと私も感じます。やっぱり今後の入札のところでもこういうところをもう少し庁舎内でも勉強されるべき、あるいは煮詰められるところだと思うんですけど。担当課としてそこあたりをどういうふうに考えてらっしゃるのか。

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

まず労務単価の部分について説明をさせていただきますと、2月10日に国のほうから通達が出ております。こういう取り扱いをなささいということで。2月23日にまた県のほうから来ておまして、3月の1日が大体基準になるんですが、うちの契約書のほうにも第25条、先ほども言いましたが、6項のほうにそういうインフレスライド条項というものを規定しておまして、請負代金が不相当という言い方はあれなんでしょうけど、発注者または受注者は請負代金の変更をすることができるということになっておりますので、受注者側からそういうことをこの契約書に基づいて変更ということになります。単価が下がった場合はまた発注者側もそれをできるという形になるかと思っているところでございます。

あとは先ほど経費節減ということでしたが、やっぱり観光客が来る中では古いものは、目に見えるところですので、お客様相手のところでもございますから新しいものを入れたいという形で補正予算を組まさせてもらったところでございまして、今回の三百何十萬円のうち270万

円程度は労務単価、あとほかがその厨房、その他の変更になりますので、協議をする中でやっぱりあそこで働く人達も入ってもらって、本来はやっぱり議員言われたとおり、設計の段階で全てそういうものは網羅できればよかったです、なかなかそこまでできていなかったという部分もございます。

以上であります。

○川口 憲男議員

設計あるいはその段階でできていなかったということですが、やっぱり町の大きな財産ですよ、どこで経費節減をするか、どういうことをするかということ今詰めてるような状況の財政計画の中でもしてるわけですけども、やっぱり入札の段階はそういうところまでして、例えばそういう什器類に対しても先ほどおっしゃった課長の説明にありましたゆうゆう館の職員の方あるいはいろんな方を含めて、これがいいんだと、こういうことをこういうので使っていきたいんだと、そういうことを審議されて、煮詰められて、最終的にこの金額で入札、上がってきてるからこれで落としましょうというのが私は本筋だと思うんですけど、またこれは違うちゃったで、これは改めて増額してこれだけはいなら認めていただきましょうというのは、これが前提になってほかのいろんな入札にもこういうのが動いていくようであればちょっとおかしいかなど。入札のあり方がおかしいかなど思うんですけども。とりあえず計画の段階で、不適合という言葉はおかしいかと思えますけれども、審査が足りなかったんだと思います。多額のお金等を要するわけですから、そこんところはもう少し庁舎内でも慎重に審議をしていただきたい。

それから、この労務単価、3月初めに要望というか県とかいろんなところからきてるんですけども、実質3月16日に入札されるわけですから、それまでには担当、受注されるあるいはこの入札をされるところには行ってるわけですよ。いろんなところで変更がありますよなんやかやっていうのが行ってるわけですよ。だからそこあたりを含んで、入札業者が町に入札の条件で出されるわけですから、そういうんで今度はこの特例っちゅうかいろんな条項があるからこれで変更しますよっていう言葉は、課長なんかの考え方と私の考え方がちょっと違うかもしれませんけど、一旦入札して決めたものを、これがこういうふうだったんでまた改めてくれというのはちょっと腑に落ちないっちゅうことじゃないんですけど、そういうのはやっぱり業者の人たちにもそこあたりは企業努力をしてもらわなきゃならんところなんです。自分たちの入札が間違ってるわけです。年度末から年当初にかけてはそういうのがあっちゅうのは考えられるわけでしょう。課長が説明されるように2月の末からこういうのが県からも指摘されてるということが出てくるわけですから。やっぱりそこあたりを詰めた入札のあり方というものを考えていただかないと、こういう特例があつて補正が認められるよということは、前例ができていけばこれはいい状況じゃないと私は考えます。そここのところをこの厨房の見積もりに関してももう少し部内で精査されるように、庁舎内ですて、完全な入札をされるように要望しておきます。

○町長（日高 政勝君）

ちょっと誤解もあるようでございますので、私のほうからお答えをさせていただきますけれども。この大鶴ゆうゆう館の設計の段階ではまだ先ほど言った物価の単価とかいろんなスライドをして見直しをしておりますけども、設計をする段階でまだそういう状況がつかめなかったわけですよ。ほいで、その時点の設計単価に基づいたそれで積算をしてありますので、その後その判明をしていろんな調査をした結果、この物価スライドというのがあつて、それを今入札をしたあとに判ったもんですから、これを追加をしよう。そのことの根拠というのはやはり先ほども説明があつたとおり、やはり業者の皆さん方についても請け負った以上は公共工事の品確法というのが先ほどありましたとおりでありますので、それに的確に品質というのを高めて、しっかりと

確保をしなきゃならないという義務がありますので、やはりそういうためにはこの必要な予算というのは、いわゆる入札の金額というのではないと、手抜きとかいろいろ出る可能性があるわけですから、しっかりとした工事が保障されるような金額はないといかんと。物価が上がって、やっぱり相当損をするようなことになるといういろいろな問題がありますので、そういうことにならないように、あとで上がった分についてはちゃんと見てあげなさいよというのがこの通達が来てるわけですね。そういう形で今回も359万4,000円のうちの70%以上はそういう労務単価等の引き上げによって見直しをするということでもありますので。

あとは備品の関係も当初全体的に考えましても当初議案を出したとおり、予想は1億5,500万円なんですよ。ほいで入札をした結果、1億2,000万円ぐらいでこの入札をしてるわけですから、その設計の内容っていうのはそのとおりの設計を十分成し遂げますよということで、その上でもう3,000万円の入札をしてもらったんですよ。設計どおりやりますよと言って、努力を入札をした結果が3,500万円ぐらい入札残がありますけど、その中を利用してこの物価スライドの分と厨房の分、厨房の分も確かに当初入れた設計をそのまま忠実にそれはもうやりますよということで業者はやってるわけですから。それ以上にこちらは設計以上のものをまた新たに追加をして、もっとよかも、内容充実してくださいということで提案をしてるわけですから、よりグレードの上上がったものにできるということですので、それはまた御理解をいただきたいと思っておりますので、この辺は入札は今までいろんな工事もありますけども、そういう形で今までもやっておりますのでその辺は御理解をいただきたいと思うところであります。

○議長（平八重光輝議員）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件を採決します。

お諮りします。

本件は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。

よって、「議案第59号 大鶴ゆうゆう館新築工事請負変更契約の締結について」は可決されました。

△日程第9「陳情第2号 安定ヨウ素剤の希望者への事前配布計画を求める陳情」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第9「陳情第2号 安定ヨウ素剤の希望者への事前配布計画を求める陳情」を議題とします。

総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（宮之脇尚美議員）

それでは、当委員会に付託されました平成29年「陳情第2号 安定ヨウ素剤の希望者への事前配布計画を求める陳情」について、審査の過程と結果について報告いたします。

本陳情はさつま町中津川3944番地若松静美氏から平成29年5月26日に提出されたものであります。

陳情の趣旨は鹿児島県知事へ鹿児島県が設置した原子力安全・避難計画等防災専門委員会において、安定ヨウ素剤の事前配布について協議を行うことを趣旨とする意見書の提出を求めるというものでございます。

審査に当たりましては、町当局から健康増進課長及び総務課長の出席を求め、原発事故が発生した場合の安定ヨウ素剤配布等の対応について説明を受けたところであります。

町当局は安定ヨウ素剤の配布は原子力規制委員会の判断事項である。2番目に副作用、服用不適切者、それから慎重投与対象者の問題、転出、転入、譲渡、方針等への対応。さらにまた薩摩郡医師会の勤務医の体制など考慮すると、原発から30キロ圏内の住民を事前配布の対象にすることは慎重にならざるを得ないとの説明でございまして。

審査の中では安定ヨウ素剤を事前配布した場合、原子力規制委員会による適切なタイミングで服用せず、個人の判断で服用することも考えられる。また、紛失や譲渡の恐れもあり、慎重に取り扱うべきであるという意見や安定ヨウ素剤を事前配布した場合、3年ごとに対象者から回収、再配布をするなど膨大な作業が発生するといった意見が出される中、安定ヨウ素剤の配布で1番懸念される問題が服用による副作用である。事前配布の際は、医師による診察が必要なことからその取り扱いには慎重になるべきである。幾ら希望者のみへの事前配布であろうが、副作用のおそれのある薬品であることに変わりはなく、その取り扱いには慎重になるべきであるといった副作用の問題に関する意見が数多く出されました。

本委員会では採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。なお、この関係につきましては最近各団体でもいろいろ動きがあったことはあわせて御報告申し上げたいと思います。

以上で報告を終わります。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

ただいまの総務厚生常任委員長の報告について質疑はありませんか。

○岩元 涼一議員

ただいま報告がなされたわけですが、副作用の問題に関する意見が数多く出されたということでございますけれども、審議の中でこの副作用についてどのような審査がなされたのか委員長にお尋ねいたします。

○総務厚生常任委員長（宮之脇尚美議員）

ただいま副作用の問題について御質問がございました。この副作用についてはやはり各専門医によっても若干の見解が違う部分もありますが、主立って甲状腺の障害、甲状腺以外の局所障害、ヨウ素の過敏症などが予想されるということでございまして、これはわずかに数字的に見ますと障害ではかつてチェルノブイリとかあるいはアメリカのスリーマイル島ですか、そういう原発事故等もあったわけですが、いわゆる想定されます副作用が幼児、それから高齢者、特にそういうものについては懸念をされると。担当課のほうの説明もそのような説明を受けておりまして、非常にそういう副作用等が発生した場合における対応というのをどうするかという問題についてはまだ医師会とも十分詰めをしてないというようなことの答弁でありました。

以上のようなことで、この問題については整理をいたしたところでございます。

○岩元 涼一議員

動議を提出いたします。ただいま議題となっております陳情第2号については、安定ヨウ素剤の服用において副作用に関する部分が懸念されるとの報告でありました。子供たちに副作用のおそれがあるものは慎重に扱うべきことで理解できますが、副作用がどの程度の割合で発生するのかについても検証されるべきであり、日本医師会のガイドラインや原子力規制庁の各種資料、報告書などあらゆる方面から審査をする必要があると思われるため、さつま町会議規則第48条の規定に基づき、総務厚生常任委員会への再付託を望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

岩元議員からただいま議題となっている陳情第2号については、総務厚生常任委員会に再付託することへの動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありましたので、成立しました。お諮りします。

この動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり陳情第2号は再付託と決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平八重光輝議員）

お座りください。

起立多数です。

よって、陳情第2号については総務厚生常任委員会に再付託することの動議は可決されました。

よって、陳情第2号は総務厚生常任委員会に再付託となりました。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に総務厚生常任委員会の招集をお願いいたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時53分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第10「陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費
国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるため

の、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について」

○議長（平八重光輝議員）

次は日程第10「陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について」を議題とします。

文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○文教経済常任委員長（上久保澄雄議員）

当委員会に付託されました「陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請」に関する陳情書について、審査の過程と結果について報告いたします。

本陳情はさつま町中津川5366番地1武さとみ氏から提出され、平成29年5月29日に受理されたものであります。

陳情の趣旨は学校現場における課題が複雑化、困難化する中で、子供たちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。また、公益財団法人連合総合生活開発研究所の教職員の働き方、労働時間に関する報告書では、7から8割の教員の一月当たりの時間外労働が80時間の過労死ラインとなっていることや、その中の1割は既に精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされていることから、教職員の長時間労働の是正が必要であり、そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっている。

また、離島・山間部の多い本県においては2学年の子供が1つの学級で学ぶ複式学級が多く、単式学級で学ぶ子供たちと比較したとき、子供の教育の機会均等等が保障されているとは言えず、複式学級の解消は極めて重要な課題である。さらに三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体の財政を圧迫しており、国の施策として定数改善に向けた財源保障を行い、子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

子供たちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠であり、こうした観点から、1、子供たちの教育環境改善、教職員の長時間労働改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。2、教育の機会均等等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。3、離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、学校統廃合によらない複式学級の解消に向けて、適切な措置を講ずること、の3項目について、国の関係機関への意見書提出を要請する内容であります。

審査の中で要請事項の1項目め及び2項目めについては、その趣旨を理解できるが、3項目めの中の国の学級編成基準を改めて、学校統廃合によらない複式学級の解消に向けて、適切な措置を講ずることについては、本町が学校規模適正化に向けて学級編成を進めていることとは趣旨を異にすることから、委員会としては採決の結果、要請事項3項目めを除く部分について了として一部採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、報告を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

ただいまの文教経済常任委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、陳情第3号を採決します。

本件に対する委員長の報告は一部採択です。委員長の報告のとおり一部採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。

よって、「陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について」は一部採択することに決定しました。

△日程第11「発委第1号 教職員定数改善と義務教育費
国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年
度政府予算に係る意見書（案）の提出について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第11「発委第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書（案）の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○文教経済常任委員長（上久保澄雄議員）

ただいま議題となりました「発委第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書（案）」について趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、さき一部採択されました「陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請」に関する陳情と同様に2項目について要請するものであります。

お手元に配付してあります意見書案のとおり、内閣総理大臣ほか関係大臣に対し、意見書を提出しようとするものであります。

議員各位の御賛同と御理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、趣旨説明を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。

よって、「発委第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書（案）の提出について」は原案のとおり可決されました。

△日程第12「報告第5号 平成28年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第13「報告第6号 平成29年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第12「報告第5号 平成28年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第13「報告第6号 平成29年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」の報告2件を議題とします。

報告の内容については説明済みであります。

何かお聞きしたいことはありませんか。

○宮之脇尚美議員

この土地開発公社の内容の問題ではございませんが、町長にお尋ねをいたしますけれども、かつてこの土地開発公社というのは非常に公有地の拡大について貢献されている組織ではあるわけですが、全国的には縮小の傾向にもございます。そういう意味ではやはりこの土地開発公社の将来的なあり方ということについて、以前、決算委員会の中でも申し上げたことがあったように記憶いたしておりますが、町長としてどのように考えていらっしゃるのか、今後の土地開発公社のあり方、そういうことについてお尋ねをいたします。

○町長（日高 政勝君）

土地開発公社のできた背景というのが、1つはいろんな公共工事を推進する上において、非常に高度成長期の時期においては土地の価格というのが非常に高くして円滑な工事の執行がうまくいかないというようなこと等があったので、土地の先行取得をするために、あるいは先行取得をして造成をしてそれなりの事業の執行を行うということで、公有地拡大推進に関する法律、これに基づいてできた公社であるわけでありまして。現在非常に土地の関係の動きについても、土地価格そのものが過去と違って毎年上がっていくという時代じゃなくて、ほとんど工事価格等についても引き下がっていく時代になってきております。公社を持っている団体におきましても、今ありましたとおり、縮小ないしはもう解散をするという動きが出ておるわけでありまして、私どもこの土地開発公社、過去においては4町で組織をそれぞれした公社でありますので、今はもう

1町の出資によってできあがっております公社であります。

今の公社の先行取得の関係につきましても、そんなに大きな事業というのではないわけでありませぬけれども、今保有をしております土地が面積で11万6,430平米ですかね、それから金額にいたしまして5億2,400万円余りということでございまして、これも処分計画も出しておりますけれども、なかなか工業団地等につきましては新たな入植がないというような状況もありますので、かなり難しいところもあります。

ただ、完成土地等はやはり東谷の住宅用地の関係とか、あるいは温泉住宅の用地、佐志ニュータウン、それから鶴田の湯田原地区の分譲宅地、こういうことについてはもう既に完成をして、いわゆる売り出しにかかっておるわけでありませぬので、できたらこういうものからでも町のほうでもう引き取りをして町のほうで処分をしていくという方向もあるのかなと思っております。そういうことが、やはり開発公社としての経営においても毎年借入金でやっておりますので、その辺も経営の改善につながっていくのかなというふうに考えておりますので、この辺についてはもう部内でも財政の決算の年度の状況を見て、一挙にとということにはまいりませぬけど、年次的に引き取りをしてそういった開発公社自体の経営の緩和に努めていきたいと思っております。

将来的にはやはりこういう形で縮小を図って、もう公社そのものの機能というのが余りこれから出てこないと思っておりますので、できたらもう解散という長い展望の中ではありますけれども、そういうことも視野に入れながら取り組みをしていくことが大事かというふうに考えておるところであります。

○宮之脇尚美議員

ただいまの説明で理解をいたします。特にこの完成土地については町で引き取って、それぞれ移住定住対策についても大いに貢献するような住宅団地であるというふうに理解をいたしておりますので、そこら辺をできるだけ早く引き取って、いわゆる3億円の貸し付け、これらについての軽減措置というのにも図るべきではなからうかというふうに考えておりますので、これについては強く要請をいたしまして質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

これで報告2件を終わります。

△日程第14「議員派遣の件」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第14「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会について、議員を派遣したいと思っております。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第15「閉会中の継続調査について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第15「閉会中の継続調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

先ほどの再付託の決定を受けて、総務厚生常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました事項について閉会中の継続審査の申し出があります。

会議規則第22条の規定によって、これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

△追加日程第1「閉会中の継続審査について」

○議長（平八重光輝議員）

追加日程第1「閉会中の継続審査について」を議題とします。

お諮りします。

総務厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。

よって、総務厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、会議を閉じ、平成29年第2回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前11時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 平八重 光 輝

さつま町議会議員 上 囿 一 行

さつま町議会議員 上久保 澄 雄

